

活力ある公立大学のあり方に関する研究会 報告書

令和5年12月

活力ある公立大学のあり方に関する研究会

目次

はじめに	2
I 公立大学の役割と現状	3
1 公立大学の役割を巡る議論	3
2 公立大学を取り巻く環境と、公立大学の現状・特徴	5
3 公立大学に寄せられる期待と果たすべき役割	15
II 公立大学が直面する課題	16
1 公立大学による地域貢献のあり方の変化	16
2 設立団体と公立大学との連携	17
3 公立大学の人的・物的リソースの制約	19
III 「持続可能な地域社会を支える公立大学」の実現に向けた提言	23
【提言 1】 社会の変化に対応した「地域貢献」の問い直し・具体化	24
【提言 2】 設立団体と公立大学とのコミュニケーション促進、 地域課題と大学リソースのマッチング	29
【提言 3】 他大学や設立団体以外の地方公共団体等との 連携等による人的・物的リソースの有効活用	33
【提言 4】 地方公共団体と公立大学等の連携促進に係る 地方財政措置の周知	37
おわりに	38
資料編	39

はじめに

大学は、地域における高等教育機会の提供や学術研究の振興等の機能を通じ、地域社会における知的・文化的拠点としての中心的役割を担っている。このような従来の役割に加え、平成 26 年に国を挙げた「人口減少克服・地方創生」への取組が開始されて以来、地方創生という観点からも大学の重要性に大きな期待と注目が寄せられている。

公立大学についても、同年に公立大学政策に関わる 4 者（公立大学協会、全国公立大学設置団体協議会、総務省及び文部科学省）による研究会が開催され、公立大学の力を活かした地域活性化に関する取組等について提言がなされた。また、平成 27 年度からは、総務省及び文部科学省において、公立大学をはじめとする地方大学と地方公共団体の連携による雇用創出・若者定着の取組が推進されてきた。国・地方を挙げた様々な取組にもかかわらず、地方の人口減少・人口流出に歯止めはかかっていないが、そのような厳しい状況だからこそ、公立大学には、地方創生や地域貢献という文脈から、引き続き大きな期待が寄せられている。

また、昨今の状況として、新しい資本主義実現会議（議長：内閣総理大臣）などにおいて、「人への投資」の抜本強化がうたわれ、リスクリングや学び直しへの注目が高まっている。教育未来創造会議（同）においても、デジタル・グリーン分野等の人材不足への対応として、大学が地方公共団体や企業等と連携した人材育成に取り組む必要性が指摘されている。このような状況を踏まえ、本研究会においては、令和 4 年 12 月に「リスクリング・学び直しを含めた人への投資に係る公立大学等の役割に関する当面の考え方」を整理したところであるが、公立大学においては、このような新たな課題への対応も求められている。

一方で、大学を取り巻く環境は、少子化が進行する中であっても大学進学率の向上に支えられて大学進学者数が増加してきた局面が終わりを迎え、今後は大学進学者数の減少局面に移行する。これまで公立大学は、日本全体における大学の規模拡大の一部を担う形で大学数・学生数を増加させてきたが、今後は学生確保等がより困難となる厳しい環境に直面することが見込まれる。

令和 5 年 9 月になされた文部科学大臣から中央教育審議会への諮問においては、急速な少子化が進行する中での 2040 年以降の社会を見据え、「今後の高等教育全体の適正な規模を視野に入れた、地域における質の高い高等教育へのアクセス確保の在り方」や「国私公の設置者別等の役割分担の在り方」などについて審議が求められている。公立大学においても、我が国の高等教育の一翼を担う存在として、地方公共団体が設置者であるからこそ果たすべき、果たすことができる役割について、改めて問い直し、実践していくことが必要である。

以上のように、公立大学を取り巻く環境は大きく変化しつつあり、対応を迫られる課題も多岐にわたる。こうした状況を踏まえ、本研究会においては、公立大学の役割と現状を整理した上で、アンケート調査等を活用し公立大学が直面する課題を分析するとともに、課題に対応する提言を取りまとめた。そこには、今後ますます人口減少が進行し、地域と公立大学を取り巻く環境が厳しさを増す中において、「活力ある公立大学が地域に活力をもたらす」、「活力ある公立大学が持続可能な地域社会を支える」という姿を全国各地で実現してほしいという期待を込めた。

本報告書が、併せて作成した事例集も含め、公立大学や地方公共団体の関係者にとって、公立大学の地域における役割や地域貢献のあり方、地方公共団体等との連携のあり方などを考える一助となれば幸いである。

I 公立大学の役割と現状

1 公立大学の役割を巡る議論

大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとされている（教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 7 条第 1 項）。大学の中でも国立・公立・私立と設置形態が異なる中で、それぞれの役割は「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成 30 年 11 月 26 日中央教育審議会）において一定の整理がなされている。その中で、公立大学については、設置者である各地方公共団体の高等教育政策の中心的役割を担うものとして、教育機会の均等の実現、地域活性化の推進、行政課題の解決などに貢献することが期待されている。

- 教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）（抄）
（大学）

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

- 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）（抄）

第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

- 2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

- 2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）（平成 30 年 11 月 26 日 中央教育審議会）（抄）

IV. 18 歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置－あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」－
2. 国公私の役割
（公立大学の役割）

公立大学については、設置者である各地方公共団体により地方財政という公的資金を基盤として設置・運営されるという性格から、設置者である地方公共団体の人材養成等各種の政策をより直接的に体现するという役割を持つ。したがって、それぞれの地域における社会・経済・文化の向上発展への貢献から国際社会への貢献まで幅広く含め、様々な教育・研究・社会貢献機能のより一層の強化が求められる。公立大学は、各地方公共団体の高等教育政策の中心的役割を担うものであり、教育機会の均等の実現、地域活性化の推進、行政課題の解決に向けて、公立大学がどのようにその役割を果たしていくかを、地域における高等教育機関全体の状況を踏まえて考えていく必要がある。

また、平成 26 年 12 月に公表された「公立大学の力を活かした地域活性化研究会」¹中間とりまとめにおいては、公立大学は地域における高等教育及び学術研究機会の提供と、地域社会での知的・文化的拠点として中心的役割を担ってきており、それぞれの地域における社会・経済・文化への貢献を実施してきたと整理されている。その上で、公立大学の役割として、設立団体と連携した雇用創出・若者定着に係る取組や、設立団体に加え地元産業界等と連携した施策の推進、さらに産学金官民連携を推進する組織の体制強化などが、今後の方向性として示されている。

○ 「公立大学の力を活かした地域活性化研究会」中間とりまとめ（平成 26 年 12 月 19 日）（抄）

II 今後の方向性

公立大学は、地方公共団体が設置・管理するという性格から、地域における高等教育及び学術研究機会の提供と、地域社会での知的・文化的拠点として中心的役割を担ってきており、それぞれの地域における社会・経済・文化への貢献を実施してきた。本研究会で収集した事例からも明らかなおお、大学が有する教育研究機関としてのポテンシャルを活かした取組を多数実施しており、その中には地域課題の解決に資するものも見られる。

しかしながら、地方創生の取組として特に期待が大きい「雇用者数の増加」「県内就職率の向上」といった課題については、アンケート調査から、定量的な効果はあまり示されることはなかった。このような現状を踏まえれば、公立大学がこれまで行ってきた「地域のにぎわいづくりの起爆剤」や「設置団体のシンクタンク」といった役割をさらに越えて、設置団体と連携し、地域の中核となって、雇用創出・若者定着に係る取組の拠点として具体的な成果をあげることが、より一層求められる。

また、首長がリーダーシップを発揮して、学長及び大学と円滑なコミュニケーションを図り、取組を進める事例も今回確認できたことから、公立大学の魅力を向上させ、設置団体における地域課題の解決、施策の推進のためにも、設置団体及び公立大学がお互いに積極的に働きかけ連携を図っていくことも重要な視点である。加えて、雇用創出や若者定着といった地域課題に対し、具体的な成果をあげるためには、設置団体と公立大学の連携のみならず、地元産業界やハローワーク・ジョブカフェ等、関係者が連携し一体となって施策を推進することも重要である。

さらに、産学金官民連携を推進するための拠点としての組織（地域活性化センター、地域連携センター等）を設置して取組んでいる公立大学もあるが、その場合でも専任の職員の配置数は必ずしも十分でない、との指摘もある。今後、大学等における研究マネジメント人材、いわゆるリサーチ・アドミニストレーター配置等も含めた体制の構築・強化が検討課題である。設置団体側においても同様に、公立大学との連携のため組織的な体制を整えることが検討課題であるとともに、新たな取組のための予算確保も課題である。

このほか、平成 26 年に地方創生の取組が開始されて以来、内閣官房の有識者会議や文部科学省の審議会において、地方創生に資する地方大学のあり方等について、様々な提言がなされている²。

¹ 平成 26 年 9 月に公立大学協会、全国公立大学設置団体協議会、総務省及び文部科学省の 4 者により発足された研究会。

² 「地方における若者の修学・就業の促進に向けて－地方創生に資する大学改革－」（平成 29 年 12 月 8 日地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議）、「地方創生に資する魅力ある地方大学の実現に向けた検討会議取りまとめ」（令和 2 年 12 月 22 日地方創生に資する魅力ある地方大学の実現に向けた検討会議）、「これからの時代の地域における大学の在り方について－地方の活性化と地域の中核となる大学の実現－（審議まとめ）」（令和 3 年 12 月中央教育審議会大学分科会）など。

2 公立大学を取り巻く環境と、公立大学の現状・特徴

(1) 18歳人口と大学数・学生数の推移

日本の出生数・合計特殊出生率は減少傾向にあり、令和4年には、令和3年に記録した最小の出生数(81.2万人)を下回る出生数(77.1万人)となり、合計特殊出生率についても、平成17年に記録した最小値(1.26)と同じく過去最小(1.26)となった(図1)。

平成以降の18歳人口は、平成4年の204.9万人をピークに急速に減少し、令和4年には112.1万人へと概ね半減した一方で、大学進学率の向上により、大学入学者数は平成元年の47.7万人から令和4年の63.5万人へと拡大を続けてきた(図2)。大学生の総数で見ると、平成元年の206.7万人から令和5年の294.6万人³へ、87.9万人増加した。学部学生数に限れば、平成元年の192.9万人から令和5年の263.3万人へ70.4万人増加しており、そのうち国立大学が0.7万人増、公立大学が9.2万人増、私立大学が60.5万人増となっている(図3)。

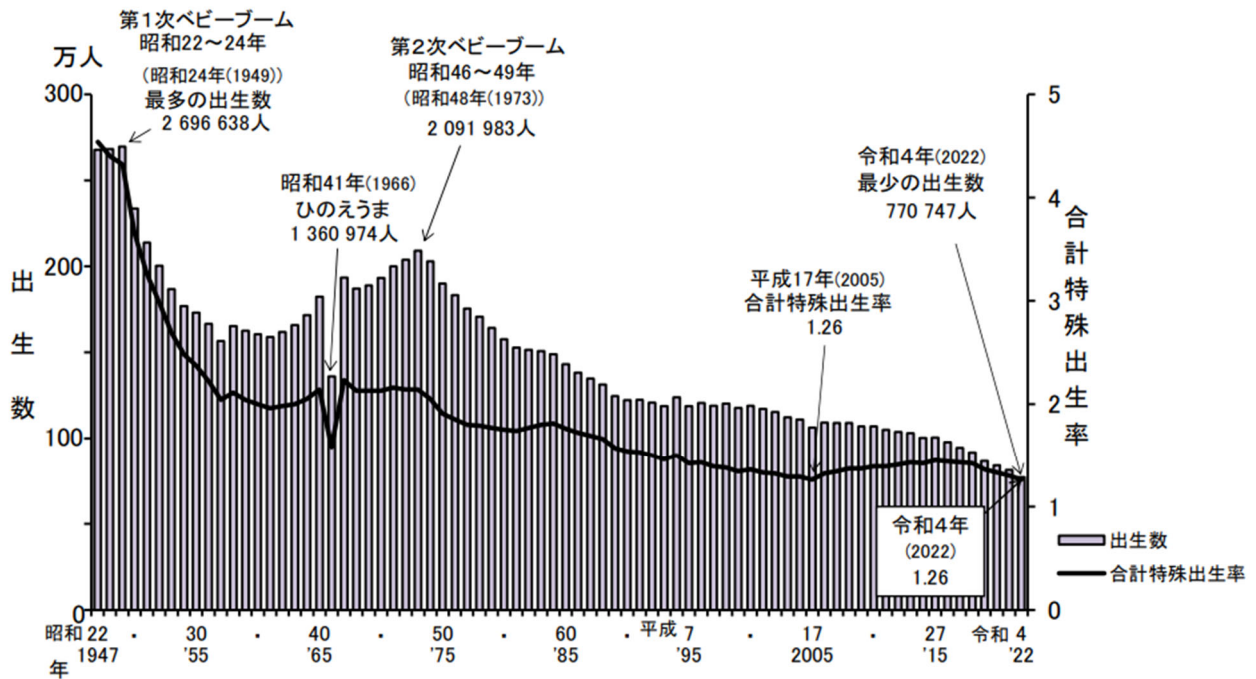


図1：出生数及び合計特殊出生率の年次推移（厚生労働省資料）

³ 令和5年の数値は、文部科学省「学校基本統計」の速報値による。

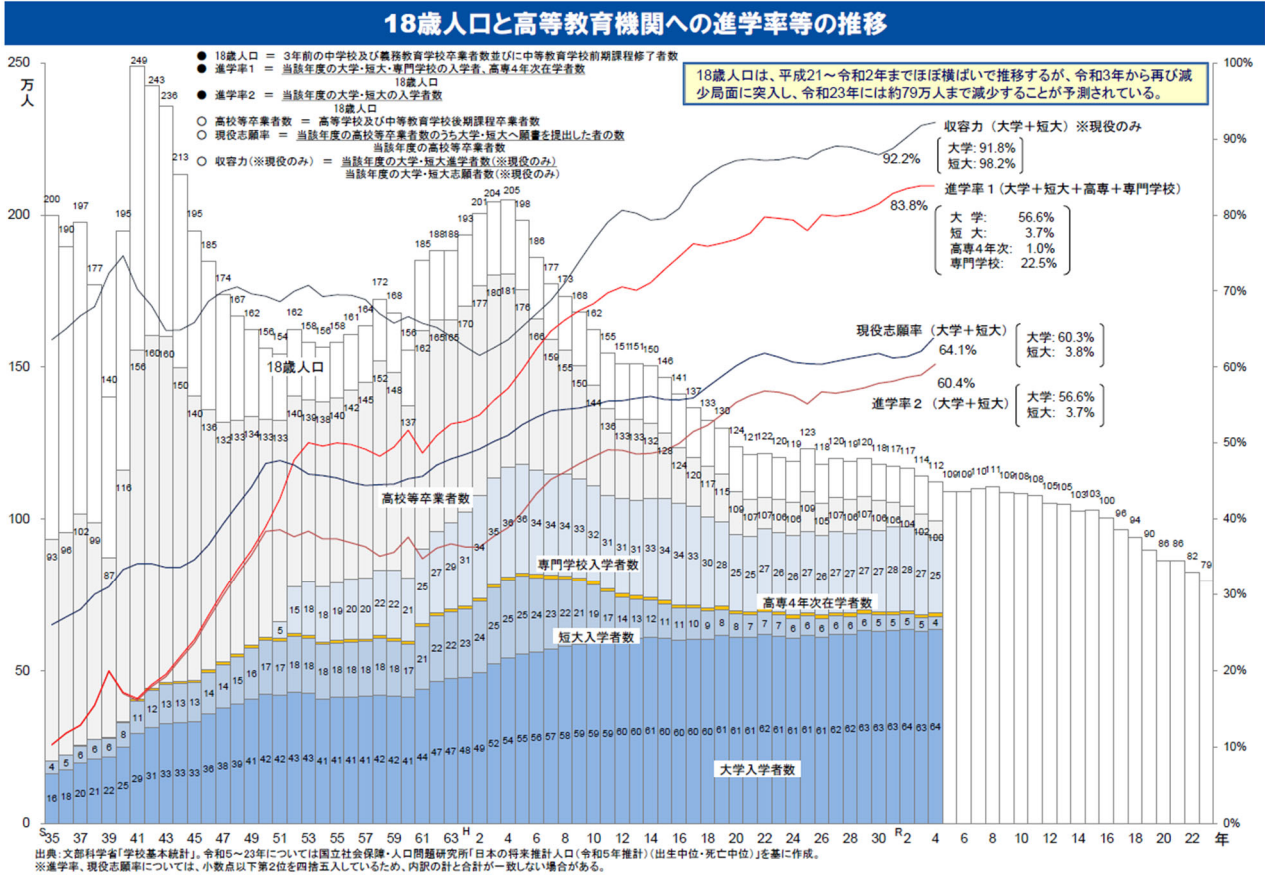


図2：18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移（文部科学省資料）

単位：校、人

		平成元年				令和5年				平成元年から令和5年の増減			
		国立	公立	私立	国公立合計	国立	公立	私立	国公立合計	国立	公立	私立	国公立合計
大学	学校数	96	39	364	499	86	102	622	810	-10	63	258	311
	国公立合計に対する割合	19.2%	7.8%	72.9%	100%	10.6%	12.6%	76.8%	100%	-3.2%	20.3%	83.0%	100%
	学生数	504,890	61,264	1,500,808	2,066,962	600,177	165,914	2,179,716	2,945,807	95,287	104,650	678,908	878,845
	国公立合計に対する割合	24.4%	3.0%	72.6%	100%	20.4%	5.6%	74.0%	100%	10.8%	11.9%	77.3%	100%
うち学部	学生数	424,144	53,379	1,451,614	1,929,137	431,207	145,683	2,056,120	2,633,010	7,063	92,304	604,506	703,873
	国公立合計に対する割合	22.0%	2.8%	75.2%	100%	16.4%	5.5%	78.1%	100%	1.0%	13.1%	85.9%	100%

図3：平成元年と令和5年の国公立別の学校数・学生数比較
（文部科学省「学校基本統計」より作成）
※募集停止校を含む⁴。

大学入学者数・学生数が増加する中で、公立大学でも平成以降、大学数・学生数ともに増加し、平成元年の39大学・6.1万人から、令和5年には100大学・16.6万人となり、全学生数（294.6万人）の5.6%を占めている（図3、4）。日本全体で大学の規模が拡大していく局面

⁴ 図3には募集停止校が含まれるため、令和5年の公立大学数は102校となっている一方、図4の学校数は募集停止校を含まないため、同年の公立大学数は100校となっている。

において、公立大学もその一部を担ったと言えよう。

一方、短期大学は、学生の四年制大学志向が強まる中で、平成8年の59校をピークに減少に転じ、令和5年には300校となっている。公立短期大学についても、平成7年の59校をピークに減少に転じ、四年制大学への移行等が進んだ結果、令和5年時点では14校（うち7校は公立大学短期大学部）となっている（図5）。

公立大学の大学数・法人数・学生数の推移

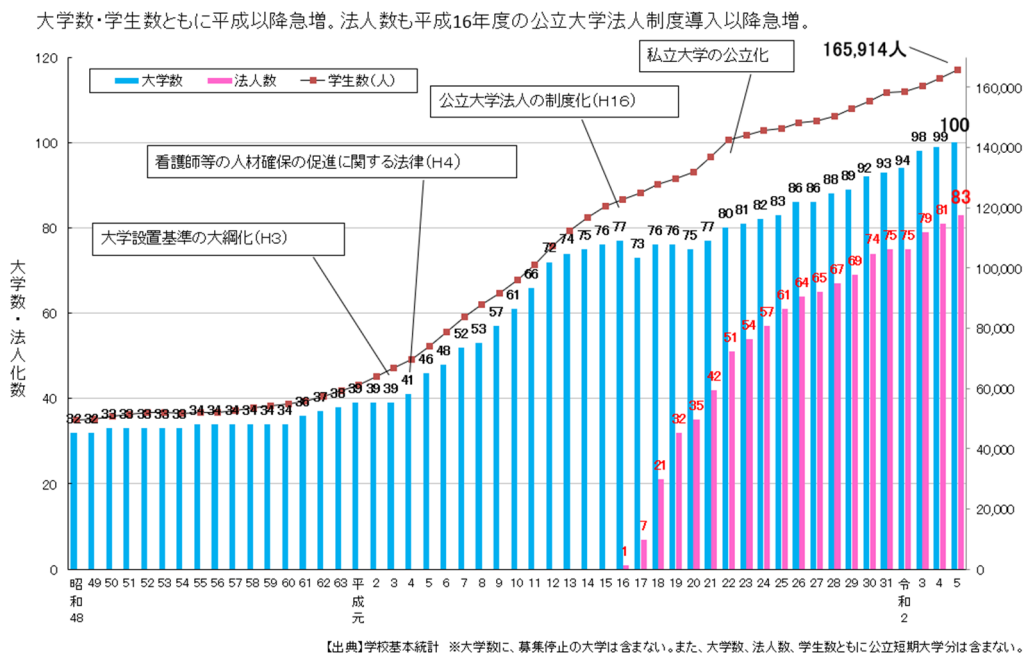


図4：公立大学の大学数・法人数・学生数の推移（文部科学省資料）

・短期大学数、学生数は増加傾向にあったが、短期大学数・学生数ともに、平成7年度の59校・24,134人をピークに減少。

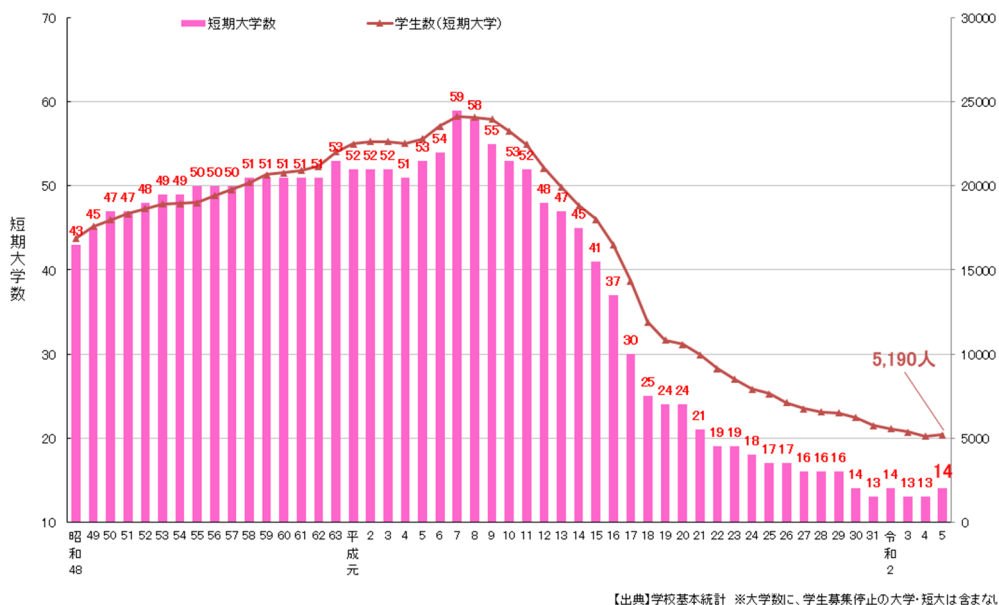


図5：公立短期大学の大学数・学生数の推移（文部科学省資料）

(2) 平成以降の公立大学を巡る動き⁵

公立大学が現在の姿に至った要因を分析するため、平成以降の公立大学を巡る動きとして、①看護系大学の相次ぐ新設、②短期大学の四大化、③公立大学の法人化、④私立大学の公立化、の四点に着目する。

まず、一点目の看護系大学の相次ぐ新設については、平成元年に策定された「高齢者保健福祉推進十カ年戦略（ゴールドプラン）」が背景にある。同戦略を支える人材として、看護師等の育成・確保の必要性が高まり、平成4年に看護婦等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）⁶が制定された。同法に基づいて策定された「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」（平成4年文部省・厚生省・労働省告示第1号）においては、看護教育の充実等を図る観点から、看護系大学の整備充実を一層推進していく必要性が示された。このような国の政策を受け、平成5年度から平成12年度までに看護系の公立の単科大学18校のほか、看護系の学部・学科を有する複数学部の公立大学4校が新設された⁷。その後、看護系短期大学の四大化や公立大学同士の統合等もあり、令和5年9月時点では、看護系の単科大学である公立大学が11校のほか、看護系の学部・学科を有する複数学部の公立大学が40校となっている。

二点目の短期大学の四大化については、学生の四大志向が強まる中で、地方における進学先を確保するという社会的要請が背景にある。短大入学者数がピーク時（平成5年）の25万人からほぼ半減した平成13年度以降を見ると、平成30年度までに新設された公立大学のうち、少なくとも16校は公立短期大学が四年制化したものである⁸。令和5年4月時点の公立大学100校のうち、短期大学をルーツに持つものは概ね40校程度ある。

三点目の公立大学の法人化については、平成11年以降の国立大学の独立行政法人化の議論が背景にある。国立大学については、平成14年11月の閣議決定で法人化の方針が決定され、平成15年7月の国立大学法人法（平成15年法律第112号）の成立を経て、平成16年度から全ての国立大学が国立大学法人に移行した。このような中で、公立大学の法人化の根拠となる地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）についても、同時期に成立・施行され、新たに公立大学法人を設置することはもちろん、それまで地方公共団体の内部機関であった公立大学を、独立した法人格を持つ公立大学法人へと移行させることが可能とされた。設立団体である地方公共団体の判断により、それぞれの特徴を生かした公立大学法人化が進められた結果、令和5年4月時点では、84の公立大学法人が公立大学91校と公立短期大学8校を設置・運営している（図6）。なお、法人化と前後して、公立大学や公立短期大学が統合されたケースも複数見受けられる。

⁵ 本研究会における議論のほか、研究会委員の研究成果である以下の著書を参照した。

・中田晃『可能性としての公立大学政策』学校経理研究会、2020年

・田村秀『公立大学の過去・現在そして未来』玉川大学出版部、2021年

⁶ 平成13年に法律の名称変更がなされ、「看護婦」が「看護師」に改正された。

⁷ 田村前掲書、116頁。

⁸ 中田前掲書、165-166頁をもとに集計。

地方独立行政法人法における「公立大学法人」制度の概要

概 要

- 地方自治体の選択により、公立大学法人による公立大学の設置が可能。(H16～)
- 地方独立行政法人法において、「公立大学法人」に関する独立した章を設け、大学における教育研究の特性に配慮する特例を規定。

「公立大学法人」制度における特例の概要

「国立大学法人」の制度設計にならない、必要な特例を規定。
ただし、具体的な法人の組織・運営等は、地方自治体の裁量にゆだねる弾力的な制度。

○役員任命等

- ・法人の長(理事長)＝学長を原則とする。(ただし、地方自治体の選択で別に理事長を任命することも可能。)
- ・学長は、「選考会議」の選考に基づいて任命するなど、学長・教員の任免等について、大学の意向を尊重する手続。

○運営組織

- ・経営に関する審議機関、教育研究に関する審議機関を設置。具体的な審議事項等は地方自治体が決定。
- ・地方自治体の判断により、役員会等の設置や学外有識者の役員への積極的登用等の機動的な体制。

○中期目標

- ・中期目標の期間(6年)、項目は、国立大学法人と実質的に同様。
- ・中期目標を定めるに当たり、公立大学法人の意見を聴き、それに配慮。

○第三者評価

- ・認証評価機関の専門的な評価を踏まえ、各地方自治体に置かれる評価委員会が評価。

○役職員の身分

- ・国立大学法人と同様、「非公務員型」とし、弾力的な人事システムを実現。

○設立認可

- ・都道府県及び指定都市が設立する場合は、総務大臣・文部科学大臣が共同認可。

法人数

- 公立大学法人数(令和5年4月現在)
- ・83法人(全100公立大学中91大学が法人立) ※全14公立短期大学中8短期大学が法人立、短期大学のみを設置する1法人あり

図6：地方独立行政法人法における「公立大学法人」制度の概要（文部科学省資料）

四点目の私立大学の公立化については、少子化の進行を背景に、地方の中小規模の私立大学の経営環境が厳しくなっていることに加え、上述した公立大学法人制度の導入が進んできたことが背景にある。平成21年度から令和5年度までに12校が私立大学から公立化しているが、その母体となった私立大学のほとんどは、いわゆる公設民営大学として設立され、地方公共団体が施設整備費や運営費を負担するなどの関わりを持っていたケースである。公立大学法人制度が存在しなかった当時において、地方公共団体の直営方式よりも、公設民営方式の方が、大学運営の自由度などの面でメリットが多いと判断されたものと考えられる。その後、公立大学法人制度が創設され、地方公共団体の予算・人事制度が直接適用されず、弾力的な大学運営が可能となったことから、公立大学法人が各地で急速に普及した。

こうした中、上述のとおり少子化を背景に厳しくなっている経営環境から、地方の実情や地域経済への影響などを勘案し、それぞれの地域において、公設民営大学を含む私立大学を地域に残す選択をしたことが、近年の公立化の動きにつながっていると考えられる。

私立大学の公立化も含め、地方公共団体が公立大学を設立する際には、それぞれの地域において、公立大学として果たす役割、その必要性や将来に向けた見通し、地域の期待等を十分に検討した上で、大学運営に係る財政見通しも踏まえ、住民・議会の理解を得て、判断される必要があることは言うまでもない⁹。なお、私立大学の公立化については、その経緯、効果、財政上の影響等に関するデータが、総務省・文部科学省及び各大学、地方公共団体のホームページで公表され、「見える化」が図られている（図7）。

⁹ 私立大学側の要望に対し、地方公共団体が公立化を否定したケースも見受けられる（田村前掲書、149-150頁）。

私立大学の公立大学化

少子高齢化が進む中で地方の中小規模の私立大学の経営は厳しくなっており、近年、私立大学が公立大学化する事例が見られる。経済財政諮問会議においても私立大学の公立化に際しての経営の見通し等の「見える化」について指摘されたことから、文部科学省では総務省と連携し、影響分析及び公立化効果に関するデータを公表している。

1. 私立大学の公立大学化の現状

平成21年度から令和5年度までに公立大学は77校から100校に増加。うち12校が私大の公立大学化によるもの。

平成21年4月	高知工科大学（高知県）
平成22年4月	静岡文化芸術大学（静岡県）、 名城大学（沖縄：北部広域市町村圏組合）
平成24年4月	公立鳥取環境大学（鳥取県・鳥取市） ※旧 鳥取環境大学
平成26年4月	長岡造形大学（長岡市）
平成28年4月	山陽小野田市立山口東京理科大学（山陽小野田市） ※旧 山口東京理科大学 福知山公立大学（福知山市）※旧 成美大学
平成29年4月	長野大学（上田市）
平成30年4月	公立諏訪東京理科大学（諏訪広域公立大学事務組合） ※旧 諏訪東京理科大学
平成31年4月	公立千歳科学技術大学（千歳市） ※旧 千歳科学技術大学
令和4年4月	周南公立大学（周南市） ※旧 徳山大学
令和5年4月	旭川市立大学（旭川市） ※旧 旭川大学

※私立大学から公立大学化する場合の手続き

- ①設置者変更の認可（学校教育法4条）文部科学大臣
- ②学校法人の寄附行為変更の認可（私立学校法第45条）又は学校法人の解散の認可（私立学校法第50条）文部科学大臣
- ③公立大学法人の設立の認可（地方独立行政法第7条、第80条）都道府県及び政令市の場合は総務大臣と文部科学大臣、それ以外の場合は都道府県知事

2. 経済財政諮問会議等での指摘と対応

◆経済財政諮問会議「経済・財政計画改革工程表」（H29年12月20日）

今後私立大学から公立化する大学について、見込まれる経営見通しや設立団体の財政負担を見える化

◆骨太の方針（H30年6月15日閣議決定）

私立大学の公立化が真に地域に貢献する大学改革に資するよう財政支援等の徹底した見える化、教育効果に応じたメリハリ付けに向け、文科省、総務省が地方自治体との連携を強化する。

（対応）

総務省と連携し私立大学の公立化に際しての影響分析及び公立化効果に関するデータを両省及び各大学、自治体のホームページにて公表。（平成31年1月～）

<公表する指標>

○公立化効果に関する指標

- ・入学志願倍率、地域内入学者率
- ・入学/収容定員充足率
- ・就職率 等

○経営見通し（収益性）に関する指標

- ・自己収入率（自己収入/収入）
- ・設立団体の地域住民一人当たりの負担額等

図7：私立大学の公立化の現状等（文部科学省資料）

以上のように、各地方公共団体においては、国が新たに策定した政策（ゴールドプランなど）や制度（公立大学法人制度など）、四大志向の強まりや少子化の進行といった社会情勢の変化など、その時々々の外部環境の中で、進学先の確保、地域ニーズに応じた人材養成、地域産業の振興等を目指し、当該地域における高等教育政策を検討・展開してきた積み重ねの結果、現在の公立大学の姿ができたと言えよう。

（3）公立大学の特徴

全国の大学に占める公立大学の立ち位置を明らかにするため、公立大学の立地、学部構成、学生像の観点から、現状を分析する。

まず、立地については、公立大学が特に地方における進学機会の確保や人材育成に重要な役割を果たしていることをデータで確認する。令和4年5月時点で、大学数・学生数の立地状況を見ると、大学数では東京圏¹⁰に28.7%、東京圏を含めた三大都市圏¹¹に54.5%が集中しており、その他地方圏¹²には45.5%の大学が所在している。学生数では、東京圏に40.6%、三大都市圏に67.9%が集中しており、その他地方圏では32.1%の学生が学んでいる。その中で、公立大学については、大学数では74.7%がその他地方圏に所在し（国立：62.8%、私立：38.7%）、学生数では61.7%がその他地方圏の大学に所属している（国立：60.7%、私立：22.3%）（図8）。なお、その他地方圏の大学に所属する学生数の割合については、国立大学の60.7%に対して、公立大学は61.7%であり、それほど大きな差はない。しかしながら、近年の地方創生政策の目

¹⁰ 住民基本台帳人口移動報告における取扱いに倣い、東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県を指すものとする。

¹¹ 上記と同様に、東京圏、名古屋圏及び大阪圏を指すものとする。

¹² 三大都市圏以外の地域を指すものとする。

標である「東京一極集中」の是正という観点から、東京圏以外の学生数の割合について見ると、国立大学の81.3%に対して、公立大学は88.7%であり、公立大学が東京圏以外の地域により高い割合で貢献していることが確認できる。

また、公立大学の学生数は、東京圏の全学生数の1.5%、三大都市圏の全学生数の3.1%を占めるに過ぎないが、その他地方圏では全学生数の10.6%を占めている（図9）。さらに、都道府県別の大学進学者収容力（各都道府県の大学入学定員／各都道府県に所在する高校の卒業者のうち大学進学者の数）を国公私の種別に見ると、その他地方圏において公立大学が占める割合が高い傾向にあり（図10）、大学進学者収容力が低い地域において一定の役割を果たしている。

これらのことから、公立大学が地方の進学機会を確保し、都市部への人口流出の歯止めに一定程度寄与していると言えよう。

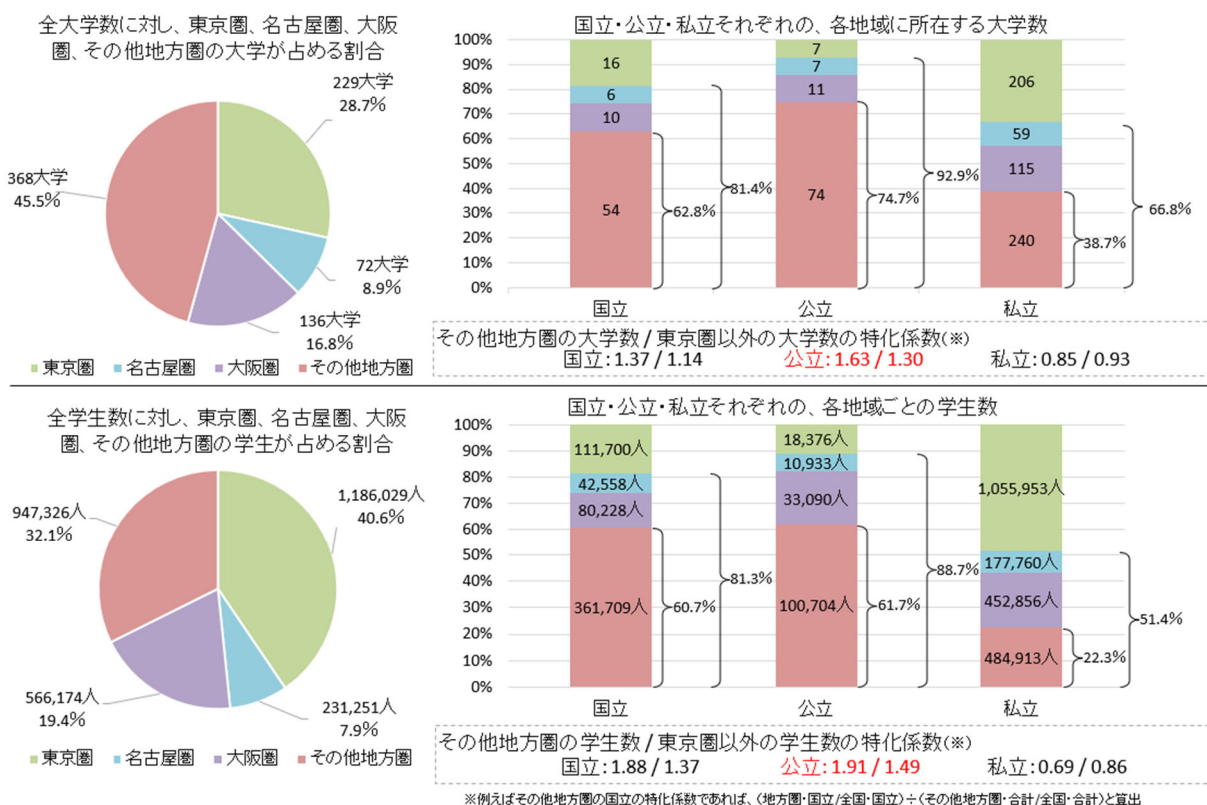


図8：地域ごと・設置形態ごとの大学設置状況・学生数の比較①
 （文部科学省「学校基本統計」を基に作成）

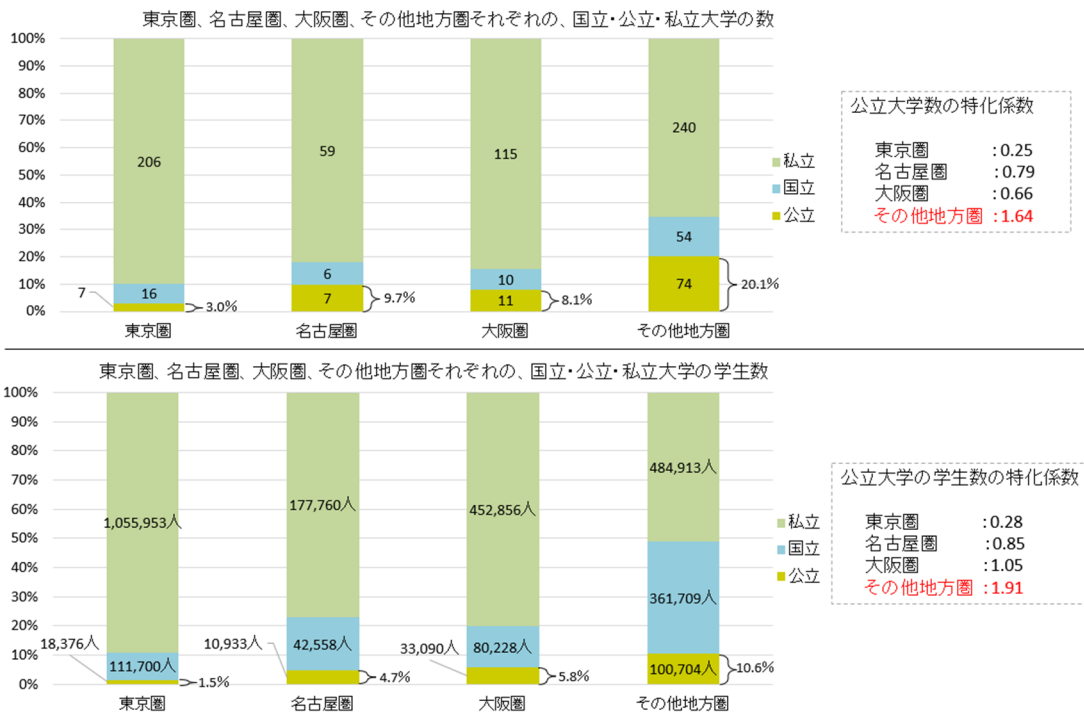


図9：地域ごと・設置形態ごとの大学設置状況・学生数の比較②
(文部科学省「学校基本統計」を基に作成)

○ 大学進学者収容力の内訳をみると、都市圏よりも地方の方が公立大学の占める割合が大きくなる傾向にある。

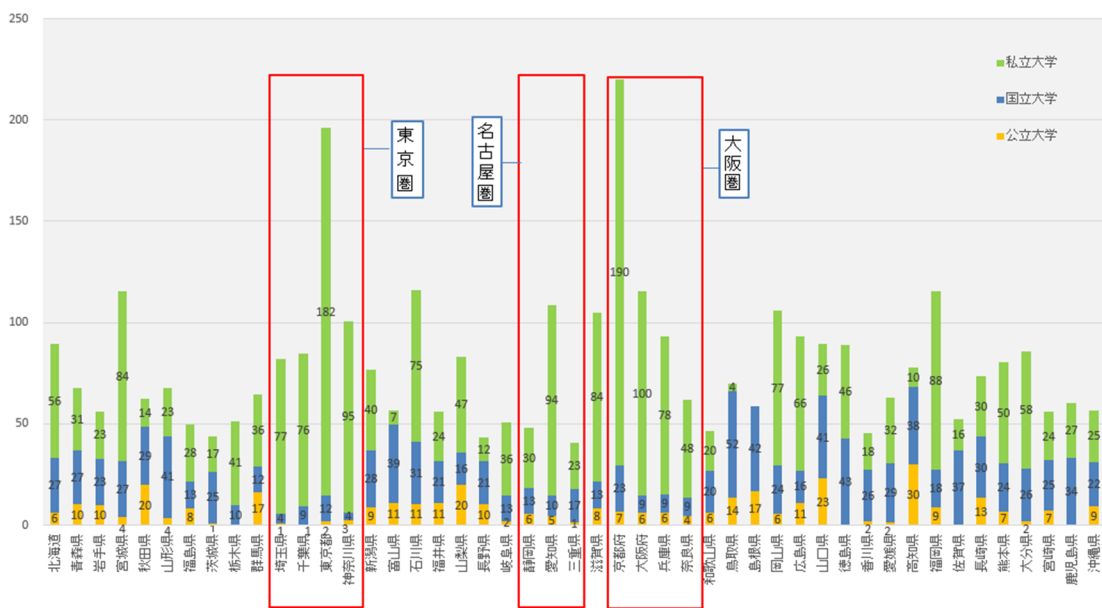


図10：都道府県別、国公立大学別 大学進学者収容力 (2021年基準)
(文部科学省「学校基本統計」を基に作成)

次に、公立大学の学部構成について、国立・私立大学と比較する。公立大学の学部構成の特徴として、単科大学が全公立大学において占める割合が47.0% (国立:27.9%、私立:31.9%)¹³と高く、特定の分野に特化した大学が多くなっている (図11)。とりわけ前述した経緯により、

¹³ 公立大学は令和5年4月時点、国立・私立大学は令和4年5月時点。いずれも大学院大学を除く。

看護系の学部・学科の設置が進んだ結果、看護学を学ぶ学生の割合が15.1%と非常に高くなっているほか、芸術系学部については、国立大学の0.8%に対して、公立大学は4.3%となっているなどの特徴が見られる(図12)。こうした学部構成は地域の課題やニーズを反映したものと考えられ、ニーズに応じた人材育成によって地域の発展に一定程度寄与してきたと言えよう¹⁴。

法人化・直営の別、設立団体、学部数、収容定員

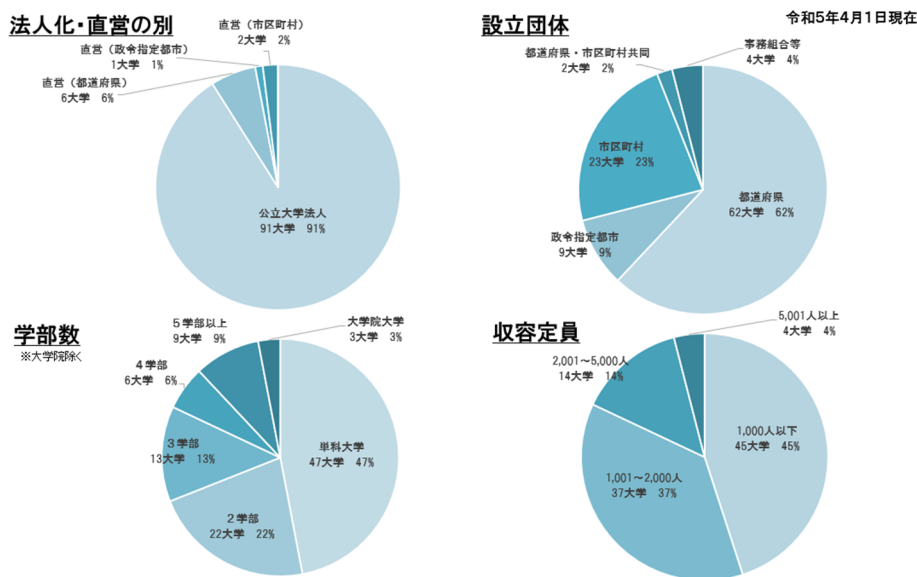


図11：公立大学の法人化・直営の別、設立団体、学部数、収容定員（文部科学省資料）

国公私別 学生数・構成比率（令和4年度）

公立大学の数は国立大学より多いが、学生数は約1/3。国立・私立と比較して、看護学の割合が多い。

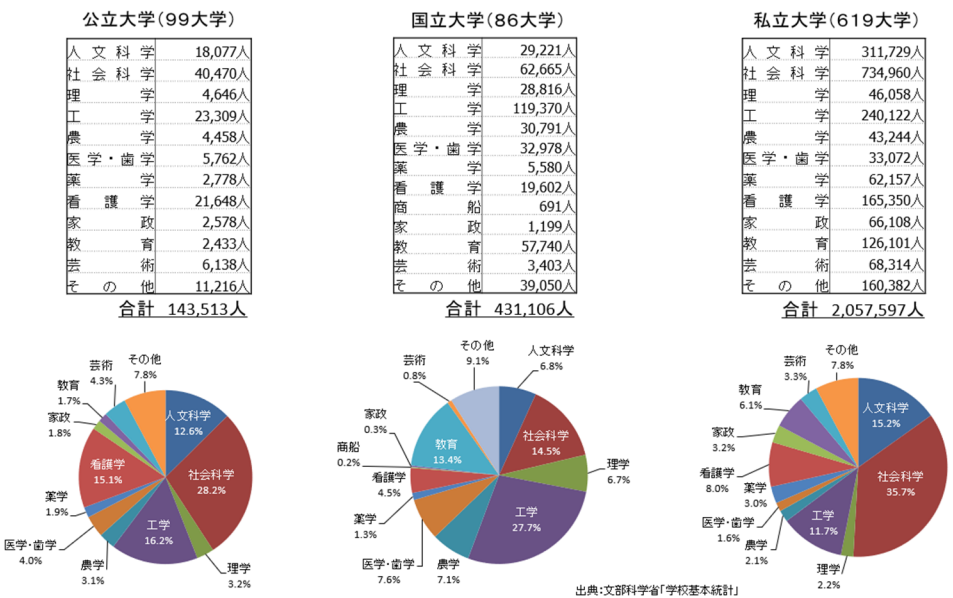


図12：国公私別の学生数・構成比率（文部科学省資料）

¹⁴ 「公立大学は単に国立に準じた高等教育機関ではない。国立が対応しない、あるいは対応が弱い教育分野を積極的に担っているという意味では、補完以上の役割を十分果たしている」との評価もある（田村前掲書、61頁）。

最後に、公立大学の学生像について、国立・私立大学と比較する。学生像については、様々な観点からの分析がありうるが、ここでは家庭の経済状況に着目する。1960年代から70年代にかけては、家庭の年間収入は国立大学生の家庭が最も低く、国立<公立<私立の順で推移していた。しかしながら、近年では、公立大学生の家庭が最も低く、国立と私立は同水準となっている（図13、14）。令和2年における大学生（昼間部）の家庭の年間平均収入額は、公立大学の725万円に対して、国立大学は856万円、私立大学は838万円となっており¹⁵、公立大学は高等教育の機会均等を確保する上で一定の役割を果たしていると言えるのではないかと¹⁶。

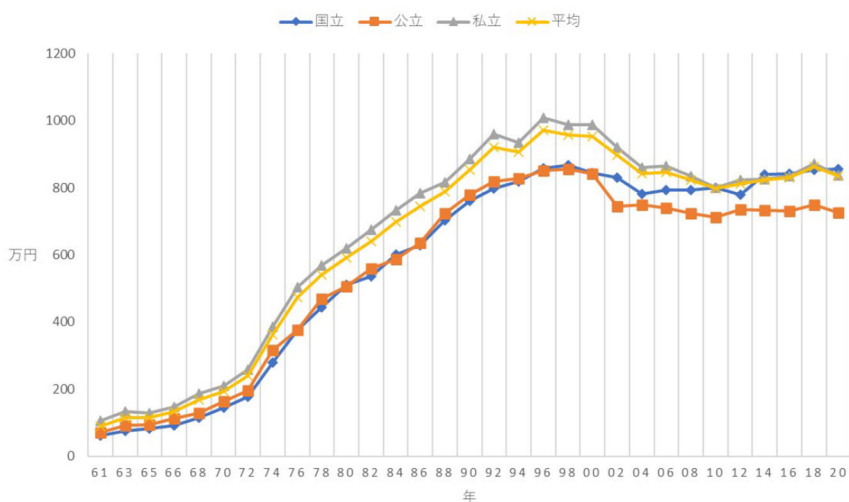


図13：国公立私立大学それぞれの学生の家庭の年間収入推移（1961年-2020年）
（第1回研究会資料2-4）

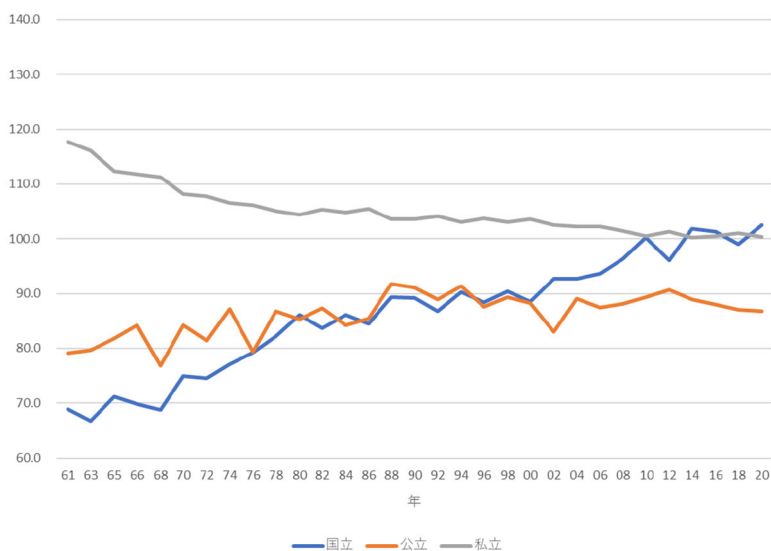


図14：図13で示した金額の推移について平均を100とした場合（第1回研究会資料2-4）

¹⁵ 日本学生支援機構「令和2年度学生生活調査」（令和4年3月）。

¹⁶ 「今や経済状況がかならずしもよくない家庭の学生にとって、公立大学の存在は貴重なものとなっている」、「地域社会を支えるセーフティネットの役割の一端を高等教育の分野において公立大学が一定程度果たしていると評価できる」との評価もある（田村前掲書、88-89頁）。

3 公立大学に寄せられる期待と果たすべき役割

これまで見てきたように、公立大学は地方の進学先の確保や、地域ニーズに応じた人材育成等に貢献してきたところである。

一方で、前述した18歳人口の減少をはじめとした人口減少の動きや、デジタル技術の革新などの急速な社会の変化は、地域社会のみならず大学にも対応を迫るものと言える。特に、大学入学者数については、これまで少子化が進む中でも増加を続け、令和4年には過去最高となる63.5万人を記録したものの、今後は減少に転じる見込みである。急速な少子化が推計どおりに進行すれば、「2040年の大学入学者数は約51万人に、さらには2050年までの10年間は50万人前後で推移する」との厳しい推計も示されている¹⁷。

こうした地域と大学を取り巻く環境が厳しいものに変化することが予想される中であっても、むしろそのような環境だからこそ、特に三大都市圏以外の地域においては、教育機会の均等の実現、地域活性化の推進、行政課題の解決に向けて¹⁸、公立大学が果たすべき役割は高まる一方である。自主性・自律性など「大学」における教育研究の特性が尊重されることを前提としつつ、地域における「大学」としての意義にとどまらず、ほかでもない「公立大学」ならではの意義、すなわち設立団体をはじめとする地方公共団体と緊密に連携し、一層の地域貢献に取り組むことにより、地域からの期待に応え、社会の変化に対応する役割が期待されていると言える。

次の「Ⅱ 公立大学が直面する課題」においては、今後、公立大学が地域から期待される役割を果たす際に向き合うべき課題について、大きく「公立大学による地域貢献のあり方の変化」、「設立団体と公立大学との連携」、「公立大学の人的・物的リソースの制約」の3つに分け、これまでの経緯や現状を概観するとともに、それぞれの具体的な課題の内容について深掘りしていく。

¹⁷ 「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について（諮問）」（令和5年9月25日中央教育審議会資料）。

¹⁸ 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日中央教育審議会）。

II 公立大学が直面する課題

1 公立大学による地域貢献のあり方の変化

(1) 地域貢献の位置付けとこれまでの経緯

「活力ある公立大学のあり方に関する調査¹⁹⁾」(以下「研究会アンケート調査」という。)の結果において、中期計画等に地域貢献について記載している大学は93%であり、地域貢献を主なミッションとして掲げる大学が多く見られた。また、その内容として、産学官連携の仕組みづくりや、学び直し等を掲げる大学もあった。

このように公立大学は、設立団体や地域の置かれた環境により取り組む内容は異なるものの、大学のミッションとして「地域貢献」を強く認識し、意欲的に取り組んでいると言える。

そして、地方公共団体が公立大学を直接設置・管理する、又は地方公共団体が公立大学法人を設立した上で同法人が公立大学の設置・管理を行うという性格から、「地域における高等教育機会の提供」と「地域社会での知的・文化的拠点の中心的役割」を担ってきており、今後も、地域における社会・経済・文化への貢献が期待されている。

しかしながら、こうした公立大学に求められる「地域貢献」のあり方は、不変のものではなく、社会や地域を取り巻く環境によって大きく変化してきた。

研究会では、こうした社会や地域を取り巻く環境に応じ、設置された大学・学部等の種類や、公立大学設置時に示されたミッション等に変遷があったことが紹介された(図15)。

No	設置された時期	設置された大学・学部等	設置時に示されたミッション等
1	戦前・戦中 (旧制公立専門学校 の設置)	公立医学専門学校 公立農工系専門学校	医師育成 戦時下の様々な人材養成
2	昭和期 (設置抑制期)	女子(短期)大学 夜間の(短期)大学	女性の社会進出 公務員の教育
3	平成期 (国の政策に即した 集中設置)	保健福祉系 情報系/デザイン・環境系	超高齢社会への対応 18歳人口の急減 (若者の都市への移動)
4	平成末期～令和期 (多様化するミッ ションへの対応)	地域政策・地方創生系 専門職大学・大学院	地方創生 DX、GX、リスクリングなど

図15：公立大学のミッション等の変遷(第2回研究会資料2-1を加工)

(2) 地域貢献のあり方の変化に関する課題

現状を踏まえると、地域貢献のあり方の変化に関して、公立大学は以下の課題に直面していると考えられる。

¹⁹⁾ 活力ある公立大学のあり方に関する研究会が、大学の研究環境の確保・地域貢献等に関し実施している取組や成果・課題等を調査することを目的として令和5年1月～2月に実施。調査対象は公立大学協会会員99校、公立短期大学協会会員13校、設立団体81団体で、回収率は83%であった。

○ デジタル化やグローバル化など、社会全体の急速な変化への対応

- ・現代社会におけるデジタル化の加速度的な進展やグローバル化の世界的な潮流は、これまでの産業構造を抜本的に変革するだけではなく、社会構造のあり方にも根源的な変化をもたらすことが想定される。
- ・政府方針である 2050 年カーボンニュートラル実現のためにはグリーン・トランスフォーメーション（GX）が必須であり、公立大学においても、社会における GX 技術の受入れのための産学官・地域との連携、研究の知の拠点化として、社会実装を先導するアウトカムを期待されている。
- ・公立大学は、学術的な立場から地域課題を的確に認識しうる主体として、こうした社会全体の急速な変化に対応するような、「地域社会での知的・文化的拠点の中心的役割」を地域から期待されている。

○ 地域固有の課題への対応

- ・我が国は、人口減少に伴う労働力不足に直面しており、経済財政運営と改革の基本方針 2023（骨太の方針 2023）においても「人への投資」が言及されている。
- ・地域では、こうした深刻化する人口減少への対策や地方創生の取組に加え、地域固有の課題に対応する人材の確保が急務とされている。

○ 文理の枠を超えて分野横断的に対応する人材育成の必要性

- ・社会課題の複雑化に伴い、特定の専門分野だけでなく、多角的な視点を持った人材に対する社会的ニーズが高まっている。
- ・こうした社会的ニーズの高まりを受け、文理の枠を超えて分野横断的に対応する人材輩出を可能とする、地域での高等教育機会の提供に対する期待が高まっている。

○ リスキリング（学び直し）への対応

- ・地域固有の課題に対応する地域人材の確保に向けて、学生に対する教育機会だけではなく、社会人に対するリスキリングの機会提供に対する期待が高まっている。設立団体との連携強化や大学と地域ニーズをつなぐ人材育成という点で、設立団体職員等をはじめとした公務員のリスキリングの受け皿となることも重要と考えられる。

2 設立団体と公立大学との連携

（1）現状の分析

大学は、国立・公立・私立それぞれの設置形態の下で、教育研究水準の向上に取り組み、多様で特色ある発展をしてきた。とりわけ、公立大学は、地方公共団体が直接設置・管理する（いわゆる「直営」型）、又は地方公共団体が公立大学法人を設立した上で同法人が公立大学の設置・管理を行うという性格を持つ。

そのため、設立団体において目下どのような政策課題への対処が必要とされており、公立大学としていかに役割を果たしうるか、また、地域から期待される貢献はどのようなもので

あるのかについて、その変化とともに常に把握することが必要であると考えられ、設立団体と公立大学との間で政策的な連携が不可欠と言える。

研究会アンケート調査においては、より良い連携のため、設立団体や大学は定期的なコミュニケーションの場の創出や連携窓口の設置、人事交流に取り組んでおり、コミュニケーションを「十分とれている」又は「とれている」と感じている設立団体は95%、大学は93%と多い状況が明らかになった。一方で、連携に向けた課題としては、設立団体が考える政策課題と大学のリソースとのマッチングの困難性などを指摘する意見が挙げられた（図16）。

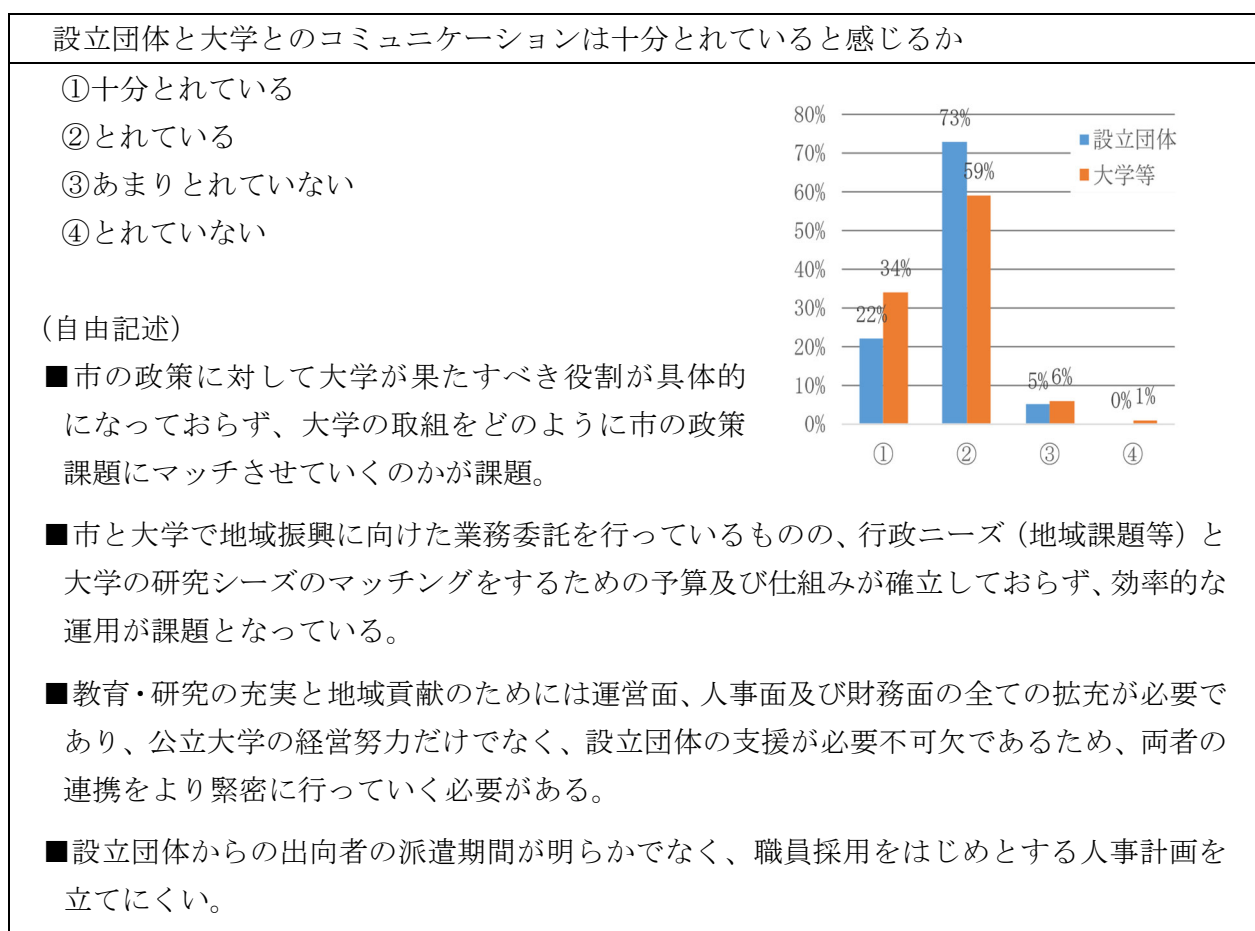


図16：設立団体と大学とのコミュニケーションの状況について（研究会アンケート調査より）

（2）設立団体と公立大学の連携に関する課題

現状を踏まえると、設立団体と公立大学との連携に関して、公立大学は以下の課題に直面していると考えられる。

○ 設立団体の認識する政策課題と大学のリソースのマッチング

- ・設立団体と大学は定期的なコミュニケーションの場の創出・連携窓口の設置・人事交流等に取り組んでいるものの、大学の役割や強みを発揮できる研究分野に対する共通認識のさらなる醸成や、具体の政策課題と大学のリソースとのマッチングを推進する必要がある。

○ 専門性を有したマッチング人材（コーディネーター）の確保・育成

- ・複雑化する地域課題と限られた大学リソースとのマッチングや、研究・技術の地域実装に関し、経験と専門性を有したコーディネーターの設置が望まれるところであるが、こうした人材が不足しているとの声がある。

3 公立大学の人的・物的リソースの制約

(1) 現状の分析

「1 公立大学による地域貢献のあり方の変化」のとおり、公立大学を取り巻く環境は変化してきているものの、必ずしもその変化に対応するだけの人材や予算といったリソースが確保されているとは限らない。

研究会アンケート調査においても、ミッションの達成に向けた課題として、人材・予算の不足を挙げる公立大学・設立団体があり、各大学が人的・物的リソースの不足を認識している状況が明らかとなった（図 17）。

ミッションの実現に向けて、工夫していることや課題があれば伺いたい
■ 課題としては、小規模大学であるが故の、予算・人材不足である。
■ 大規模大学と比べて教職員数が少なく、マンパワー不足が常態化している。組織的な地域のニーズ把握やニーズを踏まえた新規取組の展開が難しい。
■ 課題は、限られた人員の中で、地域貢献や教育、研究などを含めて如何にミッションを実現できるかということ。
■ 中核的な事業を定め、機能を強化するよう進めているものの、適切な人材や予算の確保に課題がある。

図 17：ミッションの実現に向けた工夫や課題について（研究会アンケート調査より）

① 人材の状況

研究会アンケート調査では、地域貢献をするための教職員の時間を「あまり確保できていない」又は「確保できていない」と回答する大学が 61%であった（図 18）。

また、一般社団法人公立大学協会が実施した「リカレント教育やリスクリングプログラムに関するアンケート調査²⁰」（以下「公立大学協会アンケート調査」という。）においても、人的資源の確保状況について、「十分な人員を確保できているとは言い難い」と回答する大学が、教員に関しては 50%、職員に関しては 56%であった。加えて、同調査の自由記述欄において、「一部の事業については、教員の能動的な事業実施の申し出によって確保されている状況にある。」、「科目により、講師がなかなか見つからない時がある。」、「プログラムをコーディネートする点において、事務職員が不足している。」など、教員・職員の人員確保に関する課題を指摘する意見が複数寄せられた（図 19）。

²⁰ 一般社団法人公立大学協会が、リカレント教育・リスクリングプログラム実施の有無や学内の実施体制について調査することを目的として令和 4 年 10 月に実施。調査対象は公立大学協会会員 99 校で、第 2 回研究会（令和 4 年 11 月 7 日）時点で回収率は 68%であった。

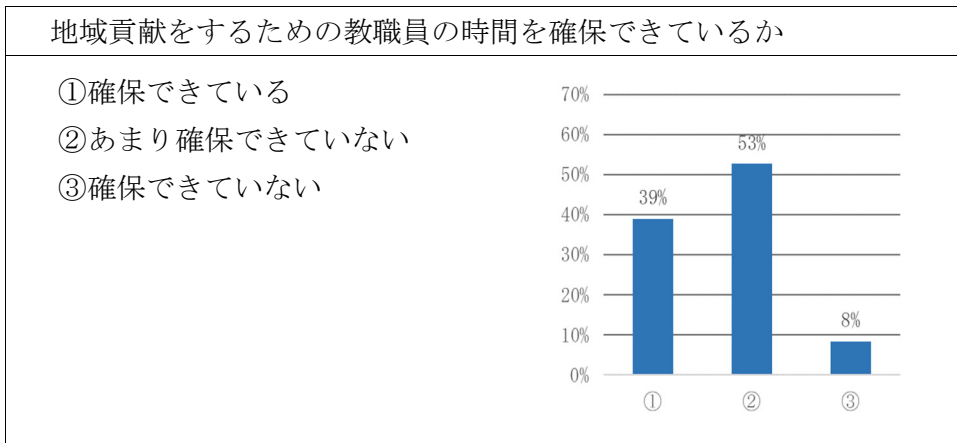


図 18：地域貢献をするための教職員の時間を確保状況について
(研究会アンケート調査より)

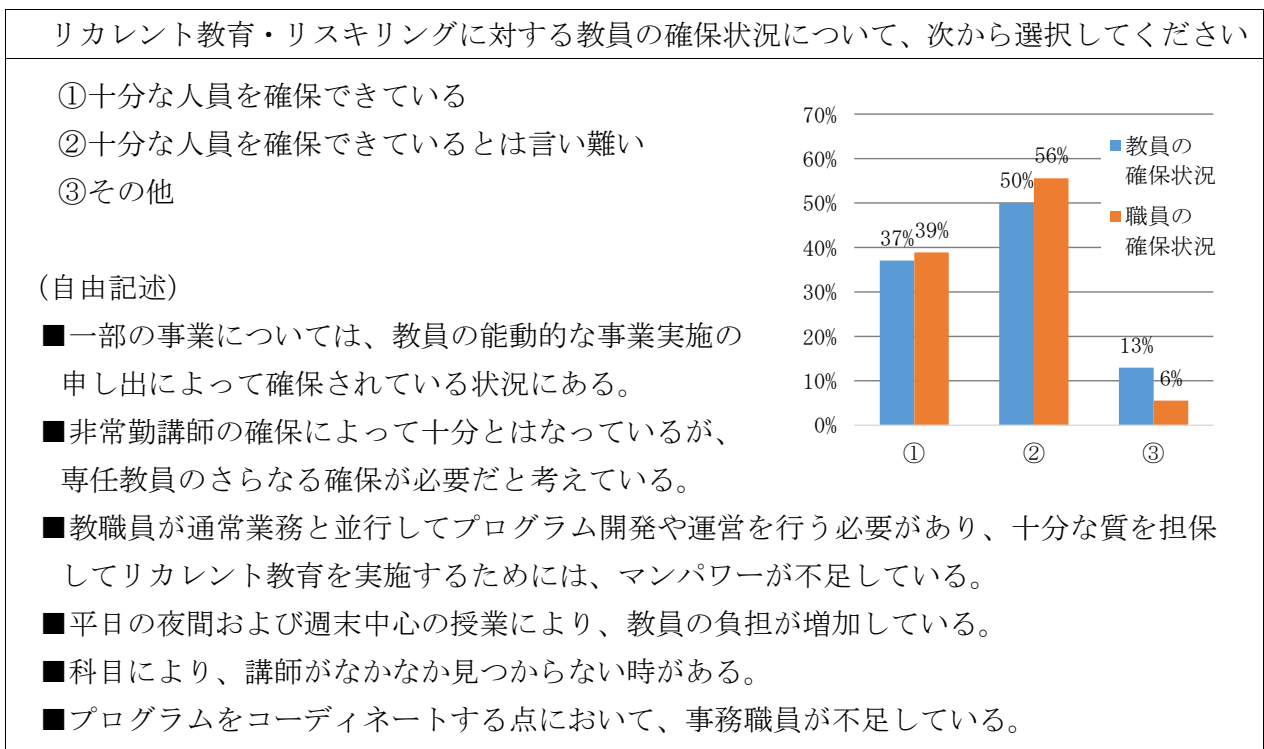


図 19：リカレント教育・リスクリングに対する教職員の確保状況について
(公立大学協会アンケート調査より)

② 予算の状況

研究会アンケート調査では、地域貢献に取り組むための予算を「十分確保できている」又は「確保できている」という回答が71%であった一方、「地域活性化のための事業の提案に当たっての初期調査・事業化のための人材・資金が不足している。」「新規事業実施の場合は、経常経費の節減もしくは積立金の取崩しで対応するしかないが、人件費や物価上昇の影響もあり、大学の希望する分を確保できていない。」といった新たな取組を実施する際の予算面での課題を指摘する大学もあった(図20)。

また、公立大学協会アンケート調査においても、予算の確保状況について、「十分な予算を確保できている」という回答が52%であった一方で、「国の補助金を活用しているが、事業終了後の予算措置が課題である。」など、財源確保に対する課題を記述回答する大学が複

数見られた（図 21）。

このことから、従来の事業を継続するための予算は一定程度確保できているものの、地域貢献に関する新規事業や、リカレント教育・リスキリングなどの新たな取組を実施する際、予算面での制約が存在する可能性が見て取れる。

つまり、公立大学の主な収入は、設立団体からの運営費交付金、授業料、入学料、受託研究収入、寄附金収入などから構成されているが、従来の事業を継続するための予算はこれらの収入から確保されているものの、新たな取組を実施する場合には、追加の収入を確保する必要があると考えられる。

なお、こうした新たな取組に関連し、地方公共団体と公立大学の連携によるリスキリングの推進などの取組に対しては、地方財政措置（特別交付税）が講じられているので、詳細についてはP24、25を参照されたい。

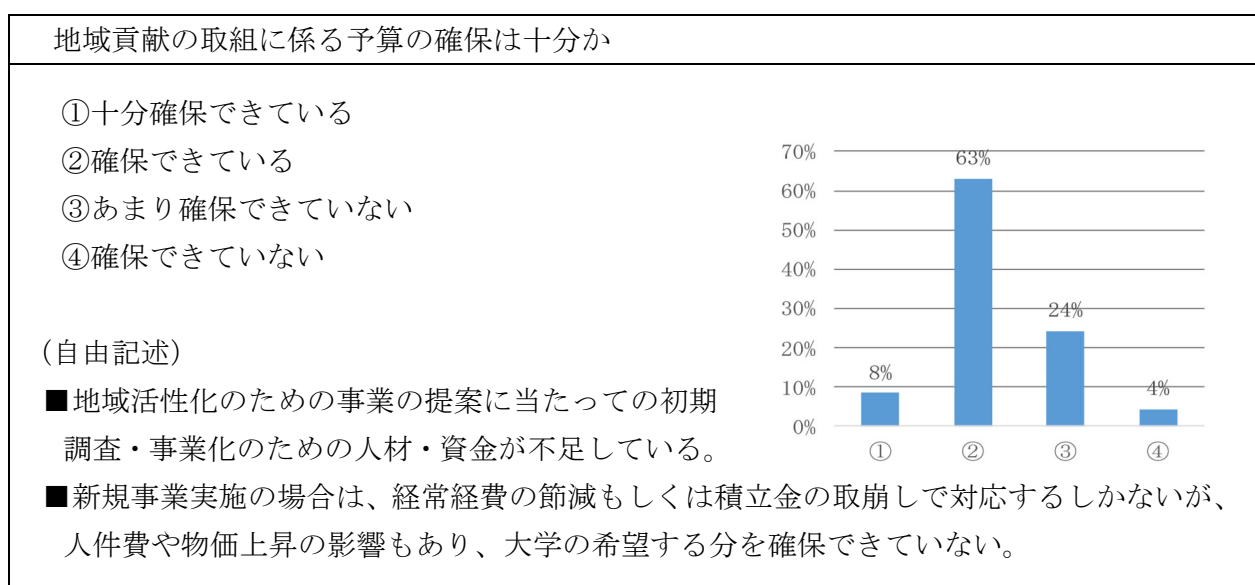
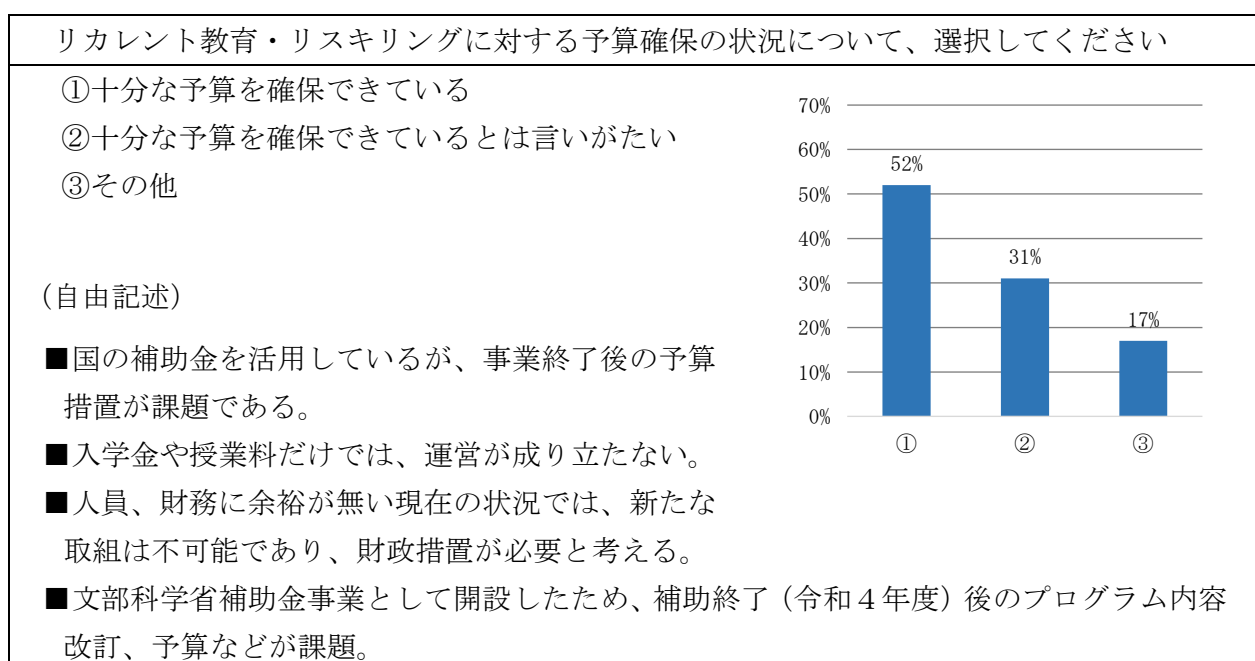


図 20：地域貢献の取組に係る予算の確保状況について（研究会アンケート調査より）



- 補助金は、基本3年で自力運営（新規性）を求められるが、良質のプログラムには継続支援も可とするなどの運用が望ましい。
- 現在は講座数が少ないため運営するための予算は確保できているが、講座数が増えた場合は難しいかもしれない。
- 一般的に、教育を継続するためには経費の確保が必須だが、年々難しくなっているように感じている。
- 新たな分野の講座の場合、認知度が低く受講者が集まらないので、ランニングコストの補助や自治体からの広報をして欲しい。

図 21：リカレント教育・リスキリングに対する予算確保の状況について
(公立大学協会アンケート調査より)

(2) 公立大学の人的・物的リソースの制約に関する課題

現状を踏まえると、公立大学の人的・物的リソースの制約に関して、公立大学は以下の課題に直面していると考えられる。

- **特定の教員・職員への負担の偏りによる、「地域貢献疲れ」や研究力低下の懸念**
 - ・ 現状の地域貢献の取組は、実態として特定の教員・職員に偏りがちで、属人的な取組に依存している例が多い可能性がある。
 - ・ また、公立大学がミッションとして地域貢献を掲げつつも、人員や予算の不足に対し組織として十分な対応ができていない現状があるとすれば、当該教員・職員の負担を増やし、「地域貢献疲れ」や研究力低下の原因となる可能性がある。
 - ・ 他方、こうした人員・予算などの公立大学のリソースを管理する重要な担い手である事務局も、同じく少数で担われている。
- **文理融合・分野横断的領域に対し、単一の公立大学の研究力のみでは対応が困難**
 - ・ 社会構造の複雑化に伴い、地域からは文理の枠を超えた分野横断的領域における人材育成やリスキリングの機会提供等の期待を受けているものの、全ての公立大学が必ずしも対応する教員や専門分野を有しているわけではなく、単一の公立大学のリソースのみで地域からの期待に応えることは困難な場合がある。
- **総花的な取組から地域の優先課題を見定めた取組へ、特定の教員による取組から組織的な取組へのシフト**
 - ・ 上記のとおり、公立大学が地域からの期待に応える上で、大学自身が担うべき主たるミッションとそれに応じた人的・物的リソースの優先的な配分を実施することで、的を絞った持続可能な地域貢献が可能となるよう、総花的な取組から地域の優先課題を見定めた取組や、特定の教員に負担が偏りがちな現状から組織的な地域貢献の取組へのシフトを図ることが必要である。

Ⅲ 「持続可能な地域社会を支える公立大学」の実現に向けた提言

本研究会では、公立大学を取り巻く様々な課題とともに、公立大学における地域課題解決のための取組事例を聴取し、前章で示した課題のそれぞれに対応するよう提言を整理した。

また、提言に関連する取組を支える制度等や、各公立大学等の取組事例を、設立団体及び公立大学の参考となるよう紹介し、横展開を期待するものである。

——— 公立大学を取り巻く課題 ——— ——— 研究会における提言 ———

<p>①地域貢献のあり方の変化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ デジタル化等の急速な社会の変化 ✓ 地域固有の課題、文理の枠を超えて分野横断的に対応する人材育成 ✓ リスキリング（学び直し）への対応 	<p>■ 社会の変化に対応した「地域貢献」の問い直し・具体化</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 期待される「地域貢献」のあり方が変化する中、公立大学は自らの強みを踏まえ、果たすべき「地域貢献」のあり方を問い直し、具体化することが望ましい
<p>②設立団体と公立大学との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設立団体の認識する政策課題と大学のリソースのマッチング ✓ 専門性を有したマッチング人材（コーディネーター）の確保・育成 	<p>■ 設立団体と公立大学とのコミュニケーション促進、地域課題と大学リソースのマッチング</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 公立大学の地域貢献には、設立団体と共通認識を形成した上での政策的な連携が不可欠であり、各種制度等を十分に活用し、両者の連携の機運を一層高めることが有効
<p>③公立大学の人的・物的リソースの制約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 教職員の負担の偏りによる「地域貢献疲れ」や研究力低下の懸念 ✓ 分野横断的領域に対し、単一の公立大学のみでは対応困難 ✓ 地域の優先課題を見定めた、組織的な取組へのシフト 	<p>■ 他大学や設立団体以外の地方公共団体等との連携等による人的・物的リソースの有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 他の国公立大学や設立団体以外の地方公共団体との連携による、リソースの有効活用、研究力の維持向上を図ることが望ましい

④ 地方公共団体と公立大学等の連携促進に係る地方財政措置の周知

- **地方公共団体と公立大学等の連携促進に係る地方財政措置について、わかりやすく周知する**
- ✓ 国においては、地方公共団体が公立大学等と連携するに当たり、特別交付税などの地方財政措置を講じている
- ✓ しかしながら、こうした措置は、設立団体の公立大学担当課や公立大学事務局に十分に認知されていない可能性があるため、制度の周知を図ることが望ましい

図 22：公立大学を取り巻く環境と、研究会における提言の概要

【提言 1】 社会の変化に対応した「地域貢献」の問い直し・具体化

国を挙げて「人への投資」の抜本的強化という課題に取り組む中で、公立大学には、①デジタル化やグローバル化など社会全体の急速な変化への対応、②文理の枠を超えた分野横断的領域における人材育成、③リスキリングへの対応などの新たな分野への挑戦が期待されている。

公立大学に期待される地域貢献のあり方は、技術の進展や地域社会の要請に対応して変化するものであり、各公立大学は今一度、自らの強みを踏まえ、果たすべき「地域貢献」のあり方について問い直し、具体化することが望ましい。

(1) 取組を支える制度等

ここでは、公立大学が地域貢献に係る取組を実施する上で支えとなる国の制度等を紹介する。

ア 地方団体と地方大学の連携によるリスキリングの推進に関する地方財政措置（総務省）

総務省においては、地方公共団体と公立大学等が連携して行う雇用創出・若者定着の取組に対して、地方財政措置（特別交付税）を講じている。令和5年度からは、本研究会が令和4年12月に取りまとめた「リスキリング・学び直しを含めた人への投資に係る公立大学等の役割に関する当面の考え方」を踏まえ、リスキリングに関する取組が対象事業として追加されている。

公立大学にはリスキリングへの対応といった新たな分野への対応も期待されているが、本地方財政措置はこうした対応にも資するものである。

項目	内容
名称	地方団体と地方大学の連携によるリスキリングの推進に関する地方財政措置
概要	地方公共団体と大学等が具体的な数値目標を掲げた「協定」を締結し、連携して行う雇用創出・若者定着の取組について、地方公共団体が意欲的・積極的に実施できるよう、地方財政措置を講じている。令和5年度より、新たに「地域人材のリスキリングの推進」を追加。
対象事業例	リスキリングプログラム開講に係る大学への外部講師派遣・通信経費一部負担等の支援、プログラム修了生の地域活動等の支援

【参考】 リスキリング・学び直しを含めた人への投資に係る公立大学等の役割に関する当面の考え方

本研究会においては、地域人材の育成等を含めた公立大学に期待される役割とその可能性について議論を行い、令和4年12月にリスキリング・学び直しを含めた人への投資に関する今後の方向性等の取りまとめを行った（資料編5、P68参照）。具体的には、

- ・地域の大学と当該地域の地方公共団体が連携し、地域の課題解決に必要となる人材育成の方針に関して共通の認識を持って、取組を進めていくことが期待されること
- ・例えば、地域の大学と当該地域の地方公共団体が協定を締結し、地域の大学におけるリスキリングプログラム修了生の地域活動・就労を支援するためのマッチング制度を地方公共団体が構築する等、地域貢献に資する人材育成やリスキリングを行っていくことが望ましいこと等を示している。

地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の促進

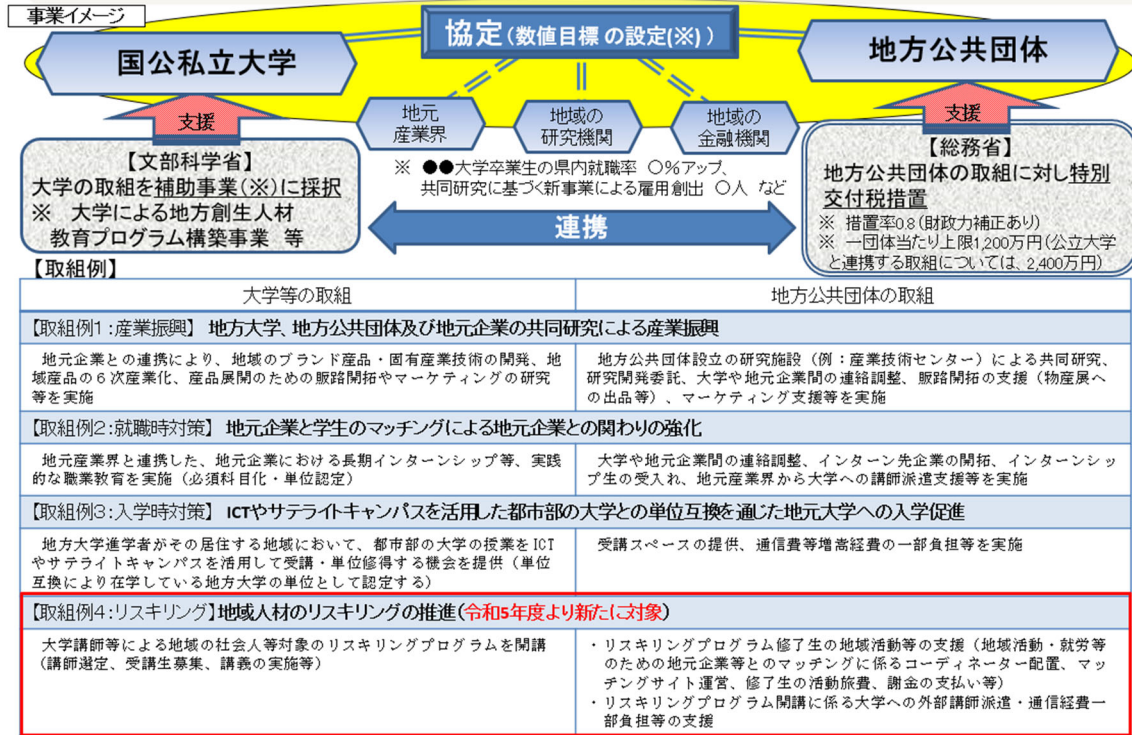


図 23：地方財政措置の概要（総務省資料）

イ 大学・高専機能強化支援事業（文部科学省）

文部科学省においては、デジタル・グリーン等の学部等の成長分野を牽引する高度専門人材の育成を目的として、令和4年度第2次補正予算で造成された基金により、意欲ある大学及び高等専門学校等の成長分野への学部再編等の取組を継続的に支援することとしている。

本事業により、公立大学がデジタル化やグローバル化など社会全体の急速な変化への対応、文理の枠を超えた分野横断的領域における人材育成に取り組むに当たっての学部再編が支援されるものである。

項目	内容
名称	大学・高専機能強化支援事業 (成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金)
概要	意欲ある大学及び高等専門学校等の成長分野への学部再編等の取組を継続的に支援することができるよう、中長期的な人材の育成の観点から特に学部等の設置等に関する支援が必要と認められる教育研究の分野(科学技術・イノベーション基本計画や、統合イノベーション戦略、経済財政運営と改革の基本方針等の政府全体の戦略・方針等に掲げられているデジタル・グリーンを中心とした成長分野であって、学位の種類及び分野の変更等に関する基準に定める学位分野としての理学関係分野、工学関係分野又は農学関係分野)への転換等を支援し、特定成長分野の学部等の設置等の促進を図る。
支援内容	①学部再編等による特定成長分野(デジタル・グリーン等)への転換等 <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象: 私立・公立の大学の学部・学科(理工農の学位分野が対象) ・支援内容: 学部再編等に必要経費(検討・準備段階から完成年度まで)

	<ul style="list-style-type: none"> ・受付期間：令和14年度まで ②高度情報専門人材の確保に向けた機能強化 ・支援対象：国公立の大学等（情報系分野が対象。大学院段階の取組が必須。） ・支援内容：大学の学部・研究科の定員増等に伴う体制強化等に必要な経費 ・受付期間：原則令和7年度まで
--	---

大学・高専機能強化支援事業（成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金）

令和4年度第2次補正予算額 3,002億円

事業創設の背景

- ・デジタル化の加速度的な進展や脱炭素が世界的な潮流は、労働需要の在り方にも根拠的な変化をもたらすと予想。
- ・デジタル・グリーン等の成長分野を担うのは理系人材であるが、日本は理系を専攻する学生割合が諸外国に比べて低い。

※ 理系学部の学位取得者割合
 【国際比較】 日本 35%、仏 31%、米 38%、韓 42%、独 42%、英 45%
 【国内比較】 国立大学 57%、公立大学 43%、私立大学 29%
 (注) 「理・工・農・医・歯・薬・保健」及びこれらの学際的なものについて「その他」区分のうち推計

- ・デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて、意欲ある大学・高専が成長分野への学部転換等の改革を行うためには、大学・高専が予見可能性をもって取り組めるよう、基金を創設し、安定的で機動的かつ継続的な支援を行う。

支援の内容

① 学部再編等による特定成長分野（デジタル・グリーン等）への転換等（支援1）

- 支援対象：私立・公立の大学の学部・学科（理工農の学位分野が対象）
- 支援内容：学部再編等に必要な経費（検討・準備段階から完成年度まで）
定率補助・20億円程度まで、原則8年以内（最長10年）支援
- 受付期間：令和14年度まで

② 高度情報専門人材の確保に向けた機能強化（支援2）

- 支援対象：国公立の大学・高専（情報系分野が対象。大学院段階の取組を必須）
- 支援内容：大学の学部・研究科の定員増等に伴う体制強化、高専の学科・コースの新設・拡充に必要な経費
定額補助・10億円程度まで、最長10年支援
※ハイレベル枠（規模や質の観点から極めて効果が見込まれる）は20億円程度まで支援
- 受付期間：原則令和7年度まで

【事業スキーム】

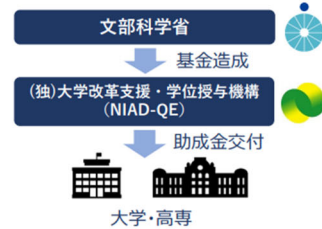


図 24：大学・高専機能強化支援事業の背景・支援内容（文部科学省資料）

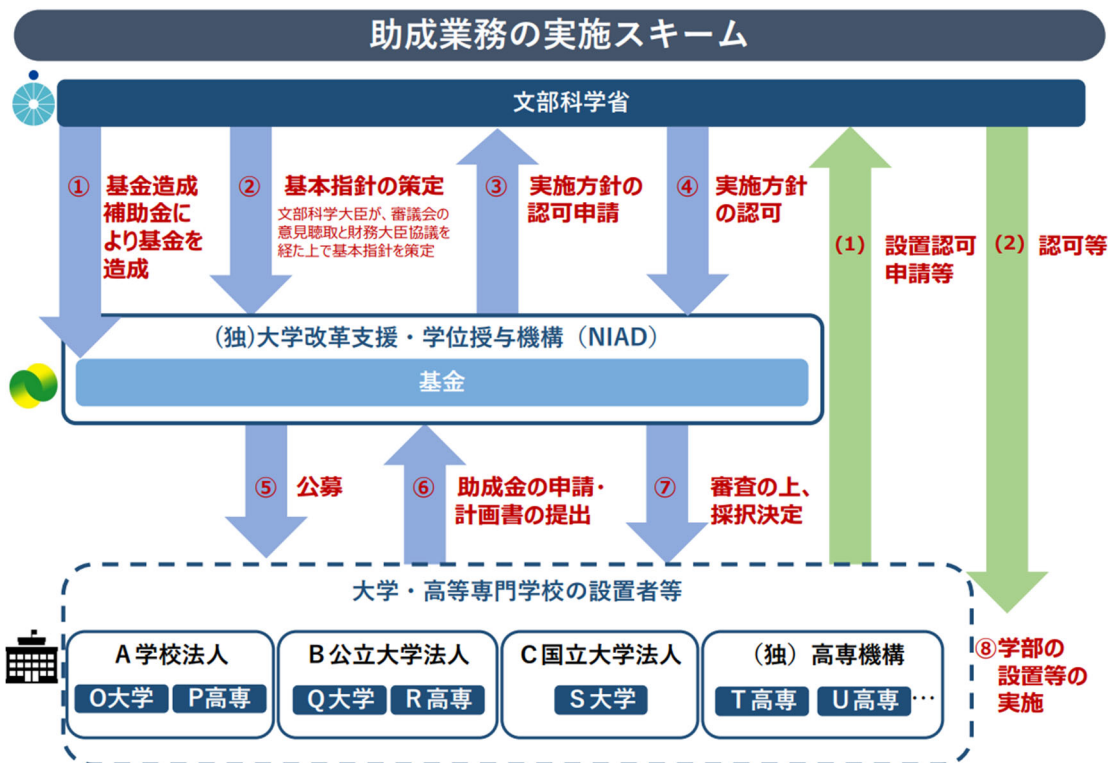


図 25：大学・高専機能強化支援事業のスキーム（文部科学省資料）

ウ 地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ（内閣府）

総合科学技術・イノベーション会議（令和4年2月）において、地域の中核大学が特色ある研究成果を基に新しい産業を生み出せるため必要な政策パッケージが「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」として取りまとめられた。また、同パッケージは、日本全体の研究力発展を牽引する大学群の構築に資するパッケージ内容へとさらに発展・進化させるため、令和5年2月に改定されたところである。

同パッケージは、各府省による補助事業等を1つの政策パッケージとして取りまとめており、各公立大学が果たすべき地域貢献のあり方に係る問い直し、具体化を進めるにあたり参考となるものである。

項目	内容
名称	地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ
概要	総合振興パッケージは、大学が自らのミッションに応じたポートフォリオ戦略の下、選択的かつ、発展段階に応じて、それぞれの機能をさらに強化しやすくすることを目的として、研究活動を核として大学の力を向上させる際に求められる「機能」の観点から、目指す大学像に向けて大学自身の立ち位置を振り返る「羅針盤」の基本的な考え方を示しつつ、重層的に展開される各府省の事業を1つの政策パッケージとして取りまとめている。

（2）取組事例

ここでは、公立大学が社会の変化に対応し、意欲的に実施している地域貢献に係る取組や学部・学科の再編等の事例について紹介する。

※ 以下は「持続可能な地域社会を支える公立大学取組事例集」における掲載事例の概要を紹介したものである。なお、番号は、事例集における事例番号である。

1 学部・学科の再編①（データサイエンス学部の開設）【名古屋市立大学・名古屋市】

名古屋市立大学は、交通、医療などのビッグデータについてAIなどを駆使して分析し、社会課題を解決できる人材を育成するため、令和5年4月に東海地方初となるデータサイエンス学部を設置した。

2 学部・学科の再編②（大学院工学研究科の再編）【富山県立大学（大学院）】

富山県立大学は、令和2年4月、工学部に電気電子工学科及び情報システム工学科を新設、令和3年4月に大学院工学研究科を再編、令和6年4月には情報工学部を新設予定など、社会のニーズに合わせ学部・学科の再編を実施している。

3 「文理融合」、「現場重視」、「国際水準の英語力」を特色としたデータサイエンス学部【横浜市立大学・横浜市】

横浜市立大学は、文理の枠を越えたデータサイエンス学部を首都圏で初めて設立し、課題解決型学習 (Project-Based Learning : PBL) や地域貢献活動を展開している。

4 リスキリング（社会人育成教育プログラム）【北九州市立大学】

北九州市立大学は、社会人向けの新しい教育プログラムとして、平成 31 年 4 月より「i-Design（アイデザイン）コミュニティカレッジ」を開設しており、ゼミ中心のオリジナル科目を開講しているほか、多彩でアカデミックな科目を一般学生と共に学べるといった特色のあるプログラムを提供している。

5 地域をフィールドとする課題解決型学習（PBL）教育の実施【山口県立大学・山口市ほか】

山口県立大学は、地域のミクロな現場で発生する様々な課題にアプローチし、日々変化する地域課題と対峙することにより、地域課題をより直接的に捉え、課題解決や地域人材の育成に貢献するため、県、市、町、生活協同組合などと協働し、課題解決型学習（PBL）教育を実施している。

6 ものづくり企業等との産学連携による経験型学習（EBL）プログラムの実施【三条市立大学】

三条市立大学では、機械工学を中心とした工学のカリキュラムに加え、人や物、資金、技術、情報などのマネジメントも多角的に学ぶことができる。さらにカリキュラムの目玉として、実際に企業の現場で学ぶ経験型学習（Experience-Based Learning : EBL）プログラムを組み込んでいる。実習提携先の企業数は約 140 社に上り、燕三条スピリットにあふれた魅力的な企業の現場が学びのフィールドとなっている。

【提言 2】 設立団体と公立大学とのコミュニケーション促進、地域課題と大学リソースのマッチング

公立大学は、地方公共団体が直接設置・管理する、又は地方公共団体が公立大学法人を設立した上で同法人が公立大学の設置・管理を行うという性格から、地方公共団体が認識する喫緊の政策課題と大学の強み・リソースとのマッチングを有効に機能させるため、設立団体と公立大学の間での政策的な連携が不可欠である。

その際、設立団体と公立大学の連携促進に資する各種制度等を有効に活用し、その取組を契機に、両者の連携の機運を一層高めることが有効である。

(1) 取組を支える制度等

ここでは、設立団体と公立大学の連携促進に資すると考えられる国の制度等を紹介する。

ア 第 13 次地方分権一括法における地方独立行政法人法改正（総務省・文部科学省）

総務省及び文部科学省においては、第 13 次地方分権一括法（令和 5 年法律第 58 号）により地方独立行政法人法を改正し、公立大学法人について、中期計画に定める事項として、中期目標を達成するためとるべき措置の実施状況に関する指標を追加した上で、年度計画及び年度評価を廃止した。

中期計画に指標を定めることとしたことにより、指標の検討に当たって設立団体と公立大学の間でコミュニケーションが生まれることが期待され、これを契機に両者の連携の機運を高めることに資するものである。

項目	内容
名称	第 13 次地方分権一括法における地方独立行政法人法の改正
概要	公立大学法人について、中期計画に定める事項として、中期目標を達成するためとるべき措置の実施状況に関する指標を追加した上で、年度計画及び年度評価を廃止する。
目的・背景	改正前の地方独立行政法人法では、公立大学法人は毎事業年度の開始前にその事業年度の業務運営に関する計画（年度計画）を定め、当該年度計画を設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならないとされていた。また、公立大学法人は、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価（年度評価）を受けなければならなかった。 こうした状況に対して、地方公共団体や公立大学法人からの意見や国立大学法人法の改正状況を踏まえ、第 13 次地方分権一括法において、地方独立行政法人法の改正を行い、公立大学法人に関しても、国立大学法人と同様に、中期計画に定める事項として中期目標を達成するためとるべき措置の実施状況に関する指標を追加した上で、年度計画及び年度評価を廃止できることとし、大学運営上のリソースを確保しやすい制度転換を行った。

公立大学法人における年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価について、
廃止（中期計画に適正な業務運営のための指標を追加）（地方独立行政法人法）

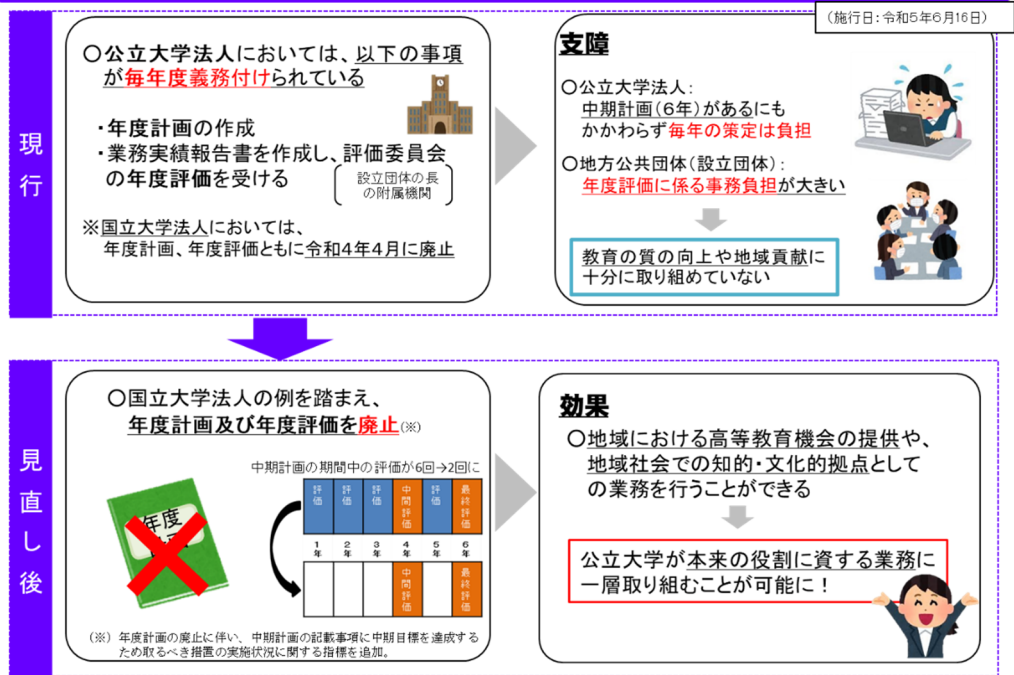


図 26：地方独立行政法人法改正の概要（内閣府資料）

イ 公立大学が設置する地域連携センターの運営に関する地方財政措置（総務省）

総務省においては、公立大学が地域連携や産学官連携を担う専門の組織（地域連携センター）を運営するにあたり必要となる経費について、当該大学の設立団体が運営費交付金等により一般財源による負担を行っている額を対象として地方財政措置（特別交付税）を講じている。

「Ⅱ 公立大学が直面する課題：3 公立大学の人的・物的リソースの制約」で示したように、地域貢献に取り組む公立大学は、人員・予算等のリソースの制約に直面していると考えられるが、以下の対象経費例にも示すように、地域連携センターの教職員を増員する場合の給与・報酬についても、本地方財政措置の対象となるものである。

項目	内容
名称	公立大学が設置する地域連携センターの運営に関する地方財政措置
概要	公立大学が、地域連携センターを設置した場合の運営経費について、地方公共団体が運営費交付金等の一般財源で負担している場合、その一部について特別交付税により措置する。 なお、対象となる地域連携センターは、公立大学法人の中期計画等に位置づけられているなど、地方団体との連携が明確であり、かつ、学部横断的な取組を実施しているものとする。
対象経費例	<ul style="list-style-type: none"> ・地域連携センターに配属されている専任の教授や専任の職員の給与・報酬 ・知的財産の管理や公開講座の実施等のために必要な事務費 ・地元企業と連携したインターンシップや説明会、その他の地方公共団体等と連携した事業を実施するための事業費 ・その他地方公共団体との連携に必要な経費

【参考】地域貢献・地域連携のための公立大学等施設の整備に関する地方財政措置（総務省）

地方団体が単独事業として実施する、地域貢献・地域連携を主たる目的とする公立大学等施設の整備については、地域活性化事業債（充当率 90%、元利償還金に対する交付税措置率 30%）の対象となっている。

この地方財政措置は地域連携センターの整備をはじめ、産学官連携拠点施設、サテライトキャンパス、地域交流拠点施設の整備に充当することが可能である。

ウ 公立大学ガバナンス・コード（一般社団法人公立大学協会）

公立大学協会においては、地域の強い要請に応じて地方公共団体が自ら設立した公立大学が、その社会的責務を適切に果たすと同時に多様なステークホルダーとの信頼関係をさらに確かなものとするよう、令和 5 年 1 月に公立大学に共通するガバナンスの基本原則として「公立大学ガバナンス・コード（第 1 版）」を策定している（資料編 6、P78 参照）。

公立大学が多様な政策理念を持つ設立団体との間で大学運営に関する対話を深め、その上で大学の教職員とともに大学運営に対する責任を果たしていく際に参照されるべき共通理念としての意義を有し、両者のコミュニケーションの促進につながるものと考えられる。

項目	内容
名称	公立大学ガバナンス・コード
目的・意義	<p>大学のガバナンス改革は、2015 年に行われた学校教育法の一部改正にも取り上げられた全ての大学における共通課題であり、各々の大学が自主的・自律的に取り組まなければならないとされたものである。</p> <p>しかしながら、公立大学の組織に関しては、地方公共団体が直接設置する場合と、公立大学法人に設置させる場合では拠って立つ法令が異なる。また、法人設置の場合においても、法人の理事長が大学の学長となることを原則とするものの、設置地方公共団体が定款に定めることにより学長を別に置くことも可能となっていること等により、多様な組織構造が存在する。</p> <p>このため公立大学は、それぞれが拠って立つ法令を遵守し、多様な政策理念を持つ設立団体との間で大学運営に関する対話を深め、そのうえで大学の教職員とともに教学運営に対する責任を果たすことのできるガバナンスを確立していくことが求められる。本コードはその際に参照されるべき共通理念としての意義を持つものとして令和 5 年 1 月に第 1 版が作成され、今後も随時改定等が予定されている。</p>

(2) 取組事例

ここでは、公立大学が設立団体との連携に際し、工夫して進めている事例等について紹介する。

※ 以下は「持続可能な地域社会を支える公立大学取組事例集」における掲載事例の概要を紹介したものである。なお、番号は、事例集における事例番号である。

7 地域の政策課題と大学のリソースとのマッチング①（認知症高齢者の災害時支援モデル事業の実施）【愛知県立大学・愛知県】

愛知県立大学においては、愛知県の「あいちパートナー企業・大学」の登録や、「認知症高齢者の災害時支援に関する愛知県と愛知県立大学との連携と協力に関する協定」などにより愛知県と協働して、認知症の特性や生活環境を踏まえた地域における災害時支援の取組を進めている。

8 地域の政策課題と大学のリソースとのマッチング②（繊維産業に関する共同研究）【倉敷市立短期大学・倉敷市・地元企業等】

倉敷市立短期大学は、平成16年度より、服飾美術学科の知見を活かし、繊維関連企業等と地域密着型の産学共同研究を実施し地域の活性化に貢献している。

9 研究初期段階から産学官連携・技術移転・実用化に至るまでをコーディネートする産学官共創イノベーションセンターの創設【名古屋市立大学】

名古屋市立大学は、本格的な産学官金連携を推進していくため、産学官共創イノベーションセンターを創設し、大学での研究の初期段階から産学官連携・技術移転・実用化に至るまで一貫した体制でサポートしている。

10 研究力の強化と地域との共創を一元的に推進する研究推進・地域未来共創センターの創設【宮城大学・宮城県】

宮城大学は、全学横断的な研究の推進と戦略的な外部資金の獲得、それらを積極的に活用し社会及び地域との共創を加速するためのプラットフォームとして「研究推進・地域未来共創センター」を創設し、URA (University Research Administrator) の機能を強化しつつ、コーディネーターによるシーズとニーズのマッチングを行い地域課題の解決に貢献している。

11 地域課題の性質に応じた業務実績評価制度の構築【宮崎公立大学・宮崎市】

宮崎公立大学と宮崎市は、大学が地域課題とのマッチングに取り組みやすい環境を整えるため、業務実績評価の手法に工夫を凝らし、難易度・重要度の高い取組については、取組の結果、仮に予定を下回る成果であったとしても、取組姿勢を踏まえ、高い評点とする評価制度を構築した。

12 取組の達成状況に着目した運営費交付金算定【静岡県立大学・静岡文化芸術大学・静岡県】

静岡県においては、静岡県立大学及び静岡文化芸術大学の魅力向上、継続的な効率化等を促す観点から、中期計画に掲げる主要な取組の達成度に応じて、運営費交付金を算定している。

13 長期ビジョンの策定【国際教養大学・秋田県ほか】

国際教養大学では、「国際教養大学長期ビジョン」（平成26年度～令和5年度）の策定にあたり、多様な関係者（主に秋田県内の地方公共団体、大学、団体等）から構成される「国際教養大学長期ビジョン検討会議」を編成した。

【提言3】他大学や設立団体以外の地方公共団体等との連携等による人的・物的リソースの有効活用

公立大学を取り巻く環境は変化してきており、そうした変化へ対応するためには、提言1のような地域貢献の問い直し・具体化が重要である。一方で、こうした問い直し・具体化の結果、新たな取組に踏み出そうとした場合、人材・予算等のリソースの不足に直面する公立大学も多いと考えられる。

加えて、社会構造の複雑化に伴い、地域からは文理の枠を超えた分野横断的領域における人材育成や学び直しの機会提供等の期待を受けているものの、必ずしも単一の公立大学のみでこうした期待に対応できる体制や専門分野（強み）を有しているわけではない。

このため、他の国公立大学や設立団体以外の地方公共団体との連携等により、限られた大学の人的・物的リソースを有効活用し、研究力の維持向上や新たな地域貢献の取組を推進することが望ましい。

(1) 取組を支える制度等

ここでは、他大学や設立団体以外の地方公共団体等との連携等による人的・物的リソースの有効活用を支える国の制度等を紹介する。

ア 大学等連携推進法人の認定制度（文部科学省）

多様化するニーズや社会からの要請に応えるためには、各大学等が強みや特色を生かしつつ、一定の地域や特定分野で他大学等と連携・協力して教育等に取り組むことが効果的である。

文部科学省においては、こうした大学等の緊密な連携を効果的に推進するために、連携に係る協議調整や連携事業を一元的に実施するなどの業務を行う一般社団法人を文部科学大臣が大学等連携推進法人として認定し、連携開設科目等の特例的な措置を講じている。

連携開設科目等の特例により個々の公立大学だけでは開講できない講座に係るリソース不足を補うことができるなど、大学等連携推進法人の認定制度は限られた大学の人的・物的リソースの有効活用に資するものである。

項目	内容
名称	大学等連携推進法人制度
概要	<p>大学等の緊密な連携を効果的に推進するために、大学の設立団体等を社員とし、連携に係る協議調整や連携事業を一元的に実施するなどの業務を行う一般社団法人を、文部科学大臣が大学等連携推進法人として認定する制度を設ける。</p> <p>併せて、大学等連携推進法人の社員が設置する大学間において、大学が自ら開設することとされる授業科目について、他の大学が当該大学と緊密に連携して開設した連携開設科目を当該大学が自ら開設するものとみなすことができる等の特例措置を設ける。</p>
大学等連携推進法人	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人大学アライアンスやまなし（※） 一般社団法人四国地域大学ネットワーク機構 一般社団法人学修評価・教育開発協議会

	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人やまぐち共創大学コンソーシアム（※） ・一般社団法人熊本地域大学ネットワーク機構 ・一般社団法人信州アライアンス <p>※詳細は「持続可能な地域社会を支える公立大学取組事例集」を参照。</p>
--	---

イ 地域連携プラットフォームの構築（文部科学省）

文部科学省においては、地域の高等教育機会と人材の確保を目的として、地域の国公立大学等・地方公共団体・産業界等が一体となって恒常的な議論の場を構築し、連携体制を強化することで、地域における人材育成や課題解決に向けて取り組む際の検討の参考としてガイドラインを策定している。

地域の課題は非常に複雑で困難なものが多く、また絶えず変化していくものであるため、それぞれの立場からのみによる地域課題の解決等には限界があると考えられるが、地域連携プラットフォームで恒常的に議論を交わすことにより、地域における人材育成や地域課題の解決についてより大きな成果が期待できる。

項目	内容
名称	地域連携プラットフォームの構築
概要	<p>人口減少、産業構造の変化、グローバル化、一極集中型から遠隔分散型への転換の中で、各地域において、地域ニーズを踏まえた質の高い教育機会の確保と人材の育成がこれまで以上に重要となっている。</p> <p>地域連携プラットフォームは、大学等のみならず、地方公共団体、産業界等の様々な関係機関が一体となった恒常的な議論の場を構築し、エビデンスに基づき現状・課題を把握した上で将来の目標を共有し、絵に描いた餅で終わることなく地域課題の解決に向けた連携協力の抜本的な強化を図るとともに、地域の大学等の活性化やグランドデザインの策定、高等教育機会の確保や地域人材の確保、大学等を含めた地域社会の維持発展を図るためのものである。</p> <p>文部科学省では、地域での検討の参考としてガイドラインを策定している。</p>

ウ 地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の促進（総務省）

※再掲（概要についてはP25の図23も参照）

総務省においては、地方公共団体と公立大学等が連携して雇用創出・若者定着に資する取組を実施する場合、地方公共団体側が行う取組について特別交付税措置を講じている。この制度は、先に述べたリスキリングに関する取組以外にも様々な取組を対象としていることに加え、設立団体以外の地方公共団体と公立大学が連携する取組でも幅広く対象となるため、本制度を活用して多くの地方公共団体が公立大学等との連携を促進することが期待できる。

エ 教育課程特例制度（文部科学省）

文部科学省においては、大学の創意工夫に基づく取組を促進し、今後の大学設置基準の改善につなげるため、学部等の学位プログラムとして先導的な教育課程を編成する場合などに、特例的に大学設置基準の規定によらずに教育課程を実施できる制度を令和4年10月に創設した（内部

質保証等の体制が十分機能していることが前提。)

例えば、自大学の授業科目に加えて、他大学の授業科目を取り入れた教育課程を編成することにより、単一の公立大学のみならず、地域内の他大学の強みを活かした連携を可能としている。

項目	内容
名称	教育課程特例制度
概要	<p>教育課程等に係る特例制度等に関する所要の規定の整備を行うため、「教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程」（令和4年文部科学省告示第131号）が、令和4年9月30日に公布され、同年10月1日から施行された。</p> <p>(改正前)</p> <p>大学は、設置基準に定める教育課程、施設設備等の基準に基づき教育研究活動を行うことが求められている。</p> <p>(改正後)</p> <p>内部質保証等の体制が十分機能していること等を要件として、教育課程等に係る特例対象規定の一部又は全部によらないことができる特例制度を新設。</p> <p>⇒ 基準によらない大学の創意工夫に基づく先導的な取組の促進と、その効果検証を踏まえ、今後の大学設置基準の改善等につながることを期待される。</p>

(2) 取組事例

ここでは、公立大学が他大学や設立団体以外の地方公共団体等と連携するなどにより、人的・物的リソースを有効活用している事例について紹介する。

※ 以下は「持続可能な地域社会を支える公立大学取組事例集」における掲載事例の概要を紹介したものである。なお、番号は、事例集における事例番号である。

14 農業関係団体等と連携した農業分野における地域貢献【秋田県立大学】

秋田県立大学（アグリイノベーション教育研究センター）は、「秋田版スマート農業モデル創出事業コンソーシアム」と連携し、農業や技術開発現場の課題収集・情報共有及び成果の普及を促進するとともに、スマート農業において必要とされる新たな知識・技術・技能を支援・指導できる人材を養成すべく、令和4年度より主に社会人を対象とした教育プログラム「スマート農業指導士育成プログラム」を開設している。

15 変化する地域課題への柔軟な対応（地域活性化人材育成事業）【山梨県立大学・山梨大学・山梨県ほか】

山梨県立大学は、令和4年度に文部科学省補助事業「地域活性化人材育成事業～SPARC～」に採択され、山梨大学と協働して教育改革を軸とし、地域を牽引する人材を育成する「知（地）のソーシャルキャピタル～学びの山梨モデル～」構築を目指し、中期計画を変更して取り組んでいる。

16 国立・私立大学との連携（やまぐち共創大学コンソーシアム）【山口県立大学・山口大学・山口学芸大学ほか】

山口県立大学は、山口大学、山口学芸大学と連携して、文理横断教育、データサイエンス教育、知的財産教育、地域理解、DXによる課題解決（PBL）等の充実を目標とし、各大学の強みを活かした連携開設科目・共同開設科目を開設し、文系DX人材の育成を開始した。

17 周辺の地方公共団体からの要請に基づいた広域的なDX人材の養成【福知山公立大学・京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会】

福知山公立大学は、京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会からの委託により、京都府北部7市町（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）の地方公共団体職員向けの研修講座を実施している。

18 設立団体以外の地方公共団体における市役所デザインのトータルデザイン【愛知県立芸術大学・豊田市役所】

愛知県立芸術大学は、豊田市役所における外国人の転入等の各種手続きの円滑化や情報発信の充実を図るため、WEB・窓口のデザインを制作し、豊田市役所における転入等の各種手続きの円滑化や情報発信の充実を図った。

19 大学発ベンチャーの設立（大学の研究力の社会への還元）【京都府立大学】

京都府立大学では、教員による大学発ベンチャーの設立を奨励しており、現在9社の京都府立大学発ベンチャーが、大学の研究成果の実用化を担っている。代表的な事例である「オーストリッチファーマ(株)」は、ダチョウを用いて様々な病気に対する抗体を低コストに大量作製する独自技術を事業化するため平成20年に設立された。

20 研究力の維持向上の取組（テニュアトラック制度）【大阪公立大学・大阪府】

大阪公立大学は、テニュアトラック制度として、任期付き雇用により、若手研究者が自立した研究環境で研究・教育者としての経験を積み、審査を経てテニュア教員となるキャリアパスを提供している。

【参考】長野県木島平村と、東京都・埼玉県に所在する国立・私立大学との連携事例

事例集では、公立大学と他の国立・私立大学等との連携事例等を紹介しているが、研究会では、地域外の国立・私立大学と連携協定を締結し、大学生を受け入れることで地域課題解決に取り組む木島平村の事例も紹介された。

木島平村は、公立大学の設置主体ではないが、遠隔地にある6大学（早稲田大学・東京大学・東京農業大学・国学院大学・桐朋学園大学・ものつくり大学）と連携協定を締結し、地域の特性と大学のリソースとのマッチングにより、地域課題にアプローチする仕組みづくりを継続的に行っている。具体的には、地域活性化や関係人口の創出など、村が抱える政策課題に対して、課題解決型ワークショップや農家実習、教育実習の受け入れなどの機会提供を行うことで都内の大学生を中心として関係人口を構築し、結果として移住等の成果にもつながっている。

【提言4】地方公共団体と公立大学等の連携促進に係る地方財政措置の周知

公立大学の運営に対して設立団体から交付される運営費交付金に対しては、普通交付税により地方財政措置がなされている。これに加え、地方公共団体と公立大学の連携に係る取組についても、地方公共団体が支出する経費に対して地方財政措置（特別交付税等）が講じられている。

しかしながら、国から公立大学等へ直接支出する補助金等とは異なり、地方交付税は、使途制限のない一般財源として地方公共団体に対して交付されることや、地方公共団体における財政担当課を中心に算定実務が担われていることなどから、設立団体の公立大学担当課や公立大学事務局には、地方財政措置について十分に認知されていない可能性がある。

このため、国においては地方公共団体と公立大学の連携促進に係る地方財政措置について、わかりやすく周知することが望ましい。

【総務省における取組について】

提言の内容も踏まえ、総務省においては、毎年開催している地方公共団体に対する地方財政制度や地方財政措置についての説明等に加え、新たに公立大学担当課や公立大学事務局等にもわかりやすく制度趣旨について周知するため「地方公共団体と公立大学等の連携に係る地方財政措置について（制度・事例紹介）」を作成し、今後、機会をとらえ説明会の場等で活用することとしている（資料編7、P90参照）。

事業名	財政措置の種類	事業概要	地方公共団体への財政措置	措置イメージ ※地方公共団体の負担（赤字部分）に対し、地方財政措置
地方公共団体と公立大学の連携による雇用創出・若者定着促進	特別交付税	地方公共団体と大学等が具体的な数値目標を掲げた「協定」を締結し、連携して行う雇用創出・若者定着促進の取組に係る地方公共団体の負担について、特別交付税措置	$A \times 0.8 \times \alpha$ （ α は財政力補正） A: 左記の取組に要する経費 上限額: 1団体あたり1,200万円（公立大学と連携する取組については、2,400万円）	協定締結 公立大学等 ↔ 地方公共団体 取組 ↓ 取組 ↓ 雇用創出・若者定着に資する事業
公立大学が設置する地域連携センターの運営	特別交付税	公立大学が、地域連携や産学官連携を担う専門の組織（「地域連携センター」）を設置した場合の運営経費について、地方公共団体が運営費交付金等の一般財源で負担している場合、その一部について特別交付税措置	$A \times 0.5 \times \alpha$ （ α は財政力補正） A: 以下のいずれか少ない額 ① 地域連携センターの運営に公立大学が要する経費として総務大臣が調査した額 $\times 0.6$ ② 地域連携センターの運営のために地方公共団体が負担する経費として総務大臣が調査した額	運営費負担 公立大学 ↔ 地方公共団体 ↓ 運営 ↓ 地域連携センター
地域貢献・地域連携のための公立大学等施設の整備	地方債	地方公共団体が単独事業として実施する地域貢献・地域連携を主たる目的とする公立大学等施設の整備について、地域活性化事業債の対象とする	充当率90% (元利償還金に対する交付税措置率30%)	市場等 元利償還 ↑ ↓ 資金調達 公立大学 ↔ 地方公共団体 ↓ 運営 ↓ 整備 ↓ 地域貢献・地域連携拠点 ※市場等から資金を調達。後年度発生する元利償還金に対し、普通交付税措置

図 27：地方公共団体と公立大学等の連携に係る地方財政措置の概要（総務省資料）

おわりに

本研究会では、全国の公立大学及び設立団体にアンケートを実施するとともに、各委員から公立大学や設立団体等で取り組まれている先進事例を積極的に紹介いただき、活発な意見交換を行った。その結果を踏まえ、本報告書と事例集を取りまとめたところである。

公立大学は、地方における進学機会の確保や地域のニーズに応じた人材育成、高等教育の機会均等の確保などに一定の役割を果たしてきた。しかしながら、公立大学が本報告書において示した3つの課題に直面する中で、持続可能な地域社会を支える役割を今後も果たすためには、「社会の変化に対応した『地域貢献』の問い直し・具体化」、「設立団体と公立大学とのコミュニケーション促進、地域課題と大学リソースのマッチング」、「他大学や設立団体以外の地方公共団体等との連携等による人的・物的リソースの有効活用」が求められる。

本報告書では、以上のような提言を取りまとめるとともに、提言に沿った取組を実施しようとする場合に活用可能な制度や参考となる事例を紹介している。事例の詳細については、「持続可能な地域社会を支える公立大学取組事例集」に記載した。また、総務省においては、本報告書の提言を踏まえ、地方公共団体と公立大学等の連携に係る地方財政措置の制度や事例を紹介する資料（資料編7、P90）を作成しているのので、併せてご活用いただきたい。

公立大学は、各地方公共団体の高等教育政策の中心的役割を担い、教育機会の均等の実現、地域活性化の推進、行政課題の解決などに貢献することが期待されている。地域と大学を取り巻く環境が厳しさを増す中であっても、むしろそのような環境だからこそ、特に地方圏において公立大学が果たすべき役割は高まる一方である。

公立大学が設立団体をはじめとする地方公共団体と緊密に連携し、一層の地域貢献に取り組むことにより、地域において「大学」が存在する意義にとどまらず、ほかでもない「公立大学」ならではの存在意義を発揮していただくことを期待するものである。

資料編

目次

- 1 開催要綱・構成員名簿・開催実績等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 2 活力ある公立大学のあり方に関する調査結果
（第4回研究会資料2 附属資料）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 3 リカレント教育やリスキリングプログラムに関する
アンケート調査結果報告（第2回研究会資料3）・・・・・・・・・・ 58
- 4 地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着促進要綱
（令和5年4月13日一部改正）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
- 5 リスキリング・学び直しを含めた人への投資に係る
公立大学等の役割に関する当面の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
- 6 公立大学ガバナンス・コード（第1版）・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
- 7 地方公共団体と公立大学等の連携に係る地方財政措置について
（制度・事例紹介）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90

「活力ある公立大学のあり方に関する研究会」

開催要綱

1. 趣 旨

公立大学を取り巻く状況として、「人への投資」の抜本強化がうたわれるとともに、今年2月には総合科学技術・イノベーション会議において、特色ある強みを十分に発揮し、地域の経済社会の発展等へ貢献できるよう「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」が取りまとめられ、骨太方針2022においてもこうした方向性のもとでイノベーション創出の拠点である大学の抜本強化を図ることとされている。

そのような中で、公立大学については、地域に根差した教育・研究機関として、地域人材の育成、地域課題の解決、研究力の強化等が期待されており、そうした役割を果たしていくためには、各大学に所属する研究者が高い研究成果を上げられる環境を整え、地域貢献につながる研究成果を上げられるよう支援していく必要がある。

そこで、公立大学による研究成果を高めるための課題等を明らかにするとともに、明らかにした課題に対する対応方針を研究することにより、将来にわたって公立大学が地域における役割を果たせるようにするため、「活力ある公立大学のあり方に関する研究会」を開催する。

2. 名 称

本研究会の名称は、「活力ある公立大学のあり方に関する研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

3. 構 成 員

別紙のとおりとする。

4. 運 営

- (1) 座長は、研究会を招集し、主宰する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、あらかじめ座長代理を指名することができる。
- (3) 座長は、必要に応じ、必要な者に出席を求めることができる。
- (4) 研究会は、原則非公開とする。ただし、研究会が公開とすることを決定したときは、この限りでない。
- (5) 研究会の会議資料は、原則公開とする。ただし、座長が公開することが適当でないと判断した場合であって研究会が非公開とすることを決定したときは、この限りでない。
- (6) 研究会の議事要旨は、上記(5)のただし書きの場合を除き、原則公開とする。
- (7) 本要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が定めるものとする。

5. 開催期間

令和4年10月から令和5年度末までとし、必要に応じて、中間とりまとめを行う。

活力ある公立大学のあり方に関する研究会 名簿

(座長)

堀場 勇夫 青山学院大学名誉教授 (前地方財政審議会会長)

(座長代理)

勢一 智子 西南学院大学法学部教授

(構成員)

東 高士 地方公共団体金融機構地方支援部長 (※)

足立 泰美 甲南大学経済学部教授

伊藤 正樹 愛知県県民文化局長

犬丸 淳 総務省自治財政局財務調査課長 (※)

関口 智 立教大学経済学部教授

田村 秀 長野県立大学グローバルマネジメント学部教授

塚越 義行 全国公立短期大学協会事務局長

中田 晃 一般社団法人公立大学協会常務理事

長嶺 郁夫 宮崎市総合政策部長

丸山 寛人 長野県木島平村総務課長

(オブザーバー)

古田 和之 文部科学省高等教育局大学教育・入試課長

(敬称略、構成員は五十音順)

※前構成員

川崎 穂高 地方公共団体金融機構経営企画部長兼地方支援部長 (第4回～第6回研究会)

鈴木 清 地方公共団体金融機構理事 (地方支援部長事務取扱) (第1回～第3回研究会)

上坊 勝則 総務省自治財政局財務調査課長 (第4回～第6回研究会)

伊藤 正志 総務省自治財政局財務調査課長 (第3回研究会)

平木 省 総務省自治財政局財務調査課長 (第1回～第2回研究会)

活力ある公立大学のあり方に関する研究会 開催実績等

第1回 令和4年10月20日（木）

- ・ 公立大学を巡る現状・課題について
- ・ 人への投資について

第2回 令和4年11月7日（月）

- ・ 公立大学のミッションについて
- ・ 人への投資について

第3回 令和4年12月9日（金）

- ・ 公立大学の研究力を高める研究環境の確保について

※令和4年12月

「リスクリング・学び直しを含めた人への投資に係る公立大学等の役割に関する当面の考え方」公表

第4回 令和5年4月28日（金）

- ・ 令和5年度研究会の議論の方向性及び活力ある公立大学のあり方に関する調査結果について

第5回 令和5年5月25日（木）

- ・ 公立大学の地域貢献のあり方について

第6回 令和5年6月22日（木）

- ・ 活力ある公立大学のあり方に関する研究会報告書（骨子案）について

第7回 令和5年10月5日（木）

- ・ 公立大学の役割や現在の状況等について
- ・ 活力ある公立大学のあり方に関する研究会報告書（素案）について

活力ある公立大学のあり方に関する調査結果について

令和5年4月
総務省自治財政局財務調査課

アンケート調査の概要

- 調査対象: 公立大学協会会員99校、公立短期大学協会会員13校、設立団体81団体
- 調査期間: 令和5年1月5日(金)～2月17日(金)
- 調査方法: Web回答
- 回収率: 83%

目次

1. 公立大学のミッションにおける工夫・課題
2. 公立大学のミッション実現に向けた設立団体と公立大学の連携
3. 公立大学の地域に対する貢献のあり方
4. 公立大学の研究成果・研究環境の確保に向けた取組

1. 公立大学のミッションにおける工夫・課題

2

公立大学のミッションにおける工夫①

- 本アンケート結果においても、地域貢献を主なミッションとして掲げる大学が多く見られた(中期計画等に地域貢献について記載している大学は93%)。産学官連携の仕組づくりについて言及している大学が多く、学び直し等をミッションとして掲げる大学もあった。
- 一方、ミッション実現にあたり、人材や予算の不足、合意形成、卒業生の地域定着等に課題を抱えているという実態が見られる。

(2-1) ミッションの実現に向けて、工夫していることや課題があれば伺いたい

公立大学のミッションにおける工夫

1. 地域貢献

- 県の持続的発展に貢献することがミッションの一つであり、最大の課題である人口減少問題には、人材育成と産業振興に資する教育研究を通じて役割を果たしていく【秋田県立大学】
- 県内医療機関や市町と連携協力協定を締結して地域の保健・医療・福祉のニーズを把握し、これらを踏まえた社会・地域貢献に取り組んでいる【三重県立看護大学】
- 「地域貢献」をミッションとして掲げ、①県内高校生の入学率を高め、県内就職者を増やす、②研究の地域への還元(社会実験的な共同研究)、③地域活性化に貢献し、大学教育の革新を目指すフィールドワークなどの推進を行っている【島根県立大学短期大学部】
- 地域に愛着を持って地域で活躍する人材を育成するとともに、行政課題の解決やまちづくり、地域産業の活性化に資する地域共創の取組及び産学官連携を推進することとしている【広島市立大学】
- 地域課題に資する人材育成のため、設置団体からの要望の聴取やステークホルダーからの要望を聞き、大学運営に反映させるためのコンソーシアムをつくり、ミッションへの対応に努めている【山口県立大学】
- 理工系人材の育成とともに、知の拠点として地域との共生を理念としており、市内の観光資源の活用や技術の利活用による市民の利便性向上に資する取組を行っている【千歳市】

3

公立大学のミッションにおける工夫②

公立大学のミッションにおける工夫(続き)

2. 産学官連携の仕組づくり

- ・ 地域経済研究センターが主体となり、地域の金融機関や自治体の職員、地域金融に関心がある学生等の交流の場を提供し、地域経済・金融に関わる人々のプラットフォームを構築するフォーラムを実施している【釧路公立大学】
- ・ ICT(情報通信技術)の専門大学として、“地域とグローバル社会のハブ(結節点)”となることが本学の目標であり、それに向けて、スマートシティを標榜する市や県と連絡を密にして、様々な取組を行っている【会津大学】
- ・ 地域社会等の発展への貢献という基本理念実現のため、地域連携室を設置し、共同研究・受託事業等の産学官連携に関する事業や公開講座等を地域の市民に向けて実施している【静岡文化芸術大学】
- ・ 大学は市との包括連携協定に基づき、市の事業に関わり、地域社会の発展と人材の育成に寄与しているほか、4大学1高専と商工会議所と市が構成団体のコンソーシアムでは、新産業の創出と次代に対応する人材を育成することを目的に産官学で連携し事業に取り組んでいる【長岡市】

3. 学び直し等

- ・ 「地域」に焦点を当てた教育プログラムの実施、地域課題解決をテーマに地域の諸団体等と協働で取り組む研究の推進とその成果の還元、リカレント教育等の多様な学習機会の提供など、地域の持続的発展への貢献に取り組んでいる【岩手県立大学】
- ・ 市民や社会人を対象とした市民講座や生涯学習、リカレント講座をはじめとする教育講座、行政・民間が主宰する多くの科学技術プロジェクトに参加するなど、地域社会及び国際社会に貢献している【岐阜薬科大学】
- ・ 建学の理念に基づき、広く地域に開かれた大学として、生涯学習の振興、産業経済の発展及び文化の向上に貢献することを目的に地域課題解決型の基幹演習の開設やリカレント教育の推進など地域のニーズに沿った取組も実施している【宮崎公立大学】
- ・ 地域の市町村と連携した学生の地域理解促進のためのツアーの実施や市民を対象とした公開講座、小中学生を対象としたプログラミング教室などを実施している【岩手県立大学宮古短期大学部】
- ・ 県民への公開講座やリカレント講座なども行っている【高知県】

4

公立大学のミッションにおける課題

公立大学のミッションにおける課題

1. 予算・人材不足

- ・ 課題としては、小規模大学であるが故の、予算・人材不足である【会津大学】
- ・ 大規模大学と比べて教職員数が少なく、マンパワー不足が常態化している。組織的な地域のニーズ把握やニーズを踏まえた新規取組の展開が難しい【横浜市立大学】
- ・ 課題は、限られた人員の中で、地域貢献や教育、研究などを含めて如何にミッションを実現できるかということ【山梨県立大学】
- ・ 中核的な事業を定め、機能を強化するよう進めているものの、適切な人材や予算の確保に課題がある【沖縄県立看護大学】
- ・ 予算や人員が課題【長野県】

2. 合意形成等

- ・ 本学がめざす社会貢献に向けた学内の合意形成が課題【福知山公立大学】
- ・ 大学の役割やビジョンについて共有を図るため、公立大学のトップである学長・副学長と設置団体の長(市長)との意見交換の場を設けた。今後、設置団体が策定する目標・ビジョンを大学教職員等に正しく共有し実行していけるかは課題があると感じている【札幌市】
- ・ 設立団体として、今後、産学官金のさらなる連携や、県・市町村等の施策との相関性を高めていくことが課題である【岡山県】
- ・ 市と大学とのトップ同士が頻繁に顔をあわせ、双方の意思疎通を図っているものの、行政、大学とそれぞれ違う文化、組織であったこともあり、合意形成に時間がかかる場面もある【周南市】

3. 卒業生の地域定着

- ・ 県内就職率の向上には県内産業の成長が不可欠であるという関係、地域課題への取組と学術的研究成果の両立、大学の研究シーズと産業界のニーズの効果的なマッチングなどが課題である【秋田県立大学】
- ・ 豊かな教養と看護の専門性を備えた実践力のある看護人材を育成することを使命としているが、卒業生の市内就職率が4～5割で推移していることが課題である【神戸市】
- ・ 若者の地元定着のため、積極的な情報発信や地元高校と連携した取組により、県内進学の実現に取り組んでいるが、県内出身者の割合は近年、概ね横ばいで推移している【山形県】

4. 大学の知名度向上

- ・ 大学知名度を向上させることが課題であり、大学ブランドの確立及び効果的な情報発信に努めたい【神戸市外国語大学】
- ・ 課題として、大学が行っている教育研究について、県民や企業に対して十分な周知ができておらず、大学をもっと身近に感じていただくことが重要と考える【滋賀県】

5

(参考) ミッション実現に向けた学内体制① 学長と理事長の体制

○ ミッション実現に向けて大きな役割を担う学長と理事長の体制は、設置自治体の判断により、多様な形態が存在する。

自治体直営型	公立大学法人立 (理事長＝学長)	公立大学法人立 (理事長／学長別置) 1法人1大学設置	公立大学法人立 (理事長／学長別置) 1法人複数大学設置
10 大学	46 大学	27 大学	16 大学
釧路公立、 名寄市立、 茨城県立医療、 千葉県立保健医療、 川崎市立看護、 長野県看護、 情報科学芸術大学院、 岐阜薬科、 静岡県立農林環境専門職、 香川県立保健医療	札幌医科、公立はこだて未来、 札幌市立、公立千歳科学技術、 青森県立保健、宮城、秋田県立、 国際教養、秋田公立美術、 山形県立保健医療、山形県立米沢栄養、 福島県立医科、会津、新潟県立看護、 新潟県立、三条市立、山梨県立、 金沢美術工芸、敦賀市立看護、 岐阜県立看護、静岡県立、 静岡文化芸術、静岡社会健康医学 院、名古屋市立、三重県立看護、 滋賀県立、 京都市立芸術、福知山公立、 神戸市外国語、奈良県立医科、 和歌山県立医科、公立鳥取環境、 島根県立、岡山県立、新見公立、 広島市立、尾道市立、福山市立、 周南公立、愛媛県立医療技術、 九州歯科、福岡女子、福岡県立、 大分県立看護科学、沖縄県立芸術、 沖縄県立看護	青森公立、岩手県立、 高崎経済、前橋工科、 埼玉県立、 神奈川県立保健福祉、横浜市立、 長岡造形、都留文科、 長野県立、長野、 公立諏訪東京理科、 富山県立、公立小松、 福井県立、大阪公立、 神戸市看護、奈良県立、 山口県立、下関市立、 山陽小野田市立山口東京理科、 北九州市立、長崎県立、 熊本県立、宮崎県立看護、 宮崎公立、名桜	群馬県立女子、群馬県立県民健康科学、 東京都立、東京都立産業技術大学院、 石川県立看護、石川県立、 愛知県立、愛知県立芸術、 京都府立、京都府立医科、 兵庫県立、芸術文化観光専門職、 県立広島、叡啓、 高知県立、高知工科

※大学名称は省略して記載

※出典：活力ある公立大学のあり方に関する研究会 第2回資料2-1

6

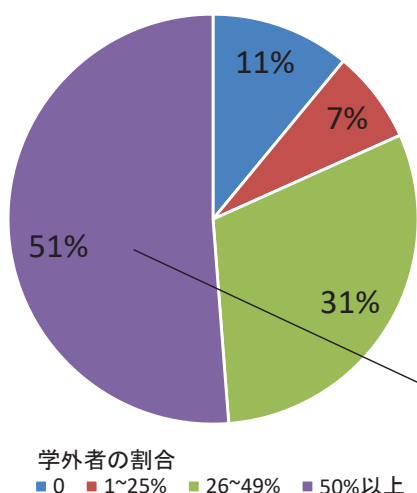
(参考) ミッション実現に向けた学内体制② 学長選考機関及び理事長選考機関の構成員全体数における学外者の数・割合

○ 学長選考機関及び理事長選考機関の構成員の過半数を学外者が占める大学が半分以上(小規模大学を含む)。

(2-2) 理事長及び学長のリーダーシップを発揮するための体制(補佐体制の充実など)をどのように整備しているか。また、課題はなにか

- ・ 役員会議の実施【長野大学、敦賀市立看護大学、岐阜県立看護大学等多数】
- ・ 副学長や副理事長の増員や学長補佐の設置【茨城県立医療大学、京都府立大学等多数】
- ・ 各幹部の役割分担の明確化【富山県立大学、神戸市外国語大学】
- ・ 課題としては、体制拡大の予算が十分でない、教員数が限られていること【横浜市立大学、新潟県立大学、沖縄県立看護大学】

(2-3) 学長選考機関及び理事長選考機関の構成員全体数における学外者の数・割合



〈主な学外者〉

- ・ 地元企業経営者、他大学経験者、中央省庁・自治体経験者、弁護士、公認会計士等

〈学外者の役割〉

- ・ 多角的視点の導入、公正性の確保等、ガバナンスの強化【敦賀市立看護大学、長岡造形大学】
- ・ 地域や産業界のニーズ、高等教育を取り巻く様々な環境等について専門的な知見を得る【福山市立大学、山口県立大学、山梨県立大学等】
- ・ 大学経営に民間経営のノウハウを取り入れる【富山県立大学】
- ・ 広報を強化するため、メディア経験者を任命【神戸市外国語大学】

〈学外者の割合が50%以上の大学数内訳〉

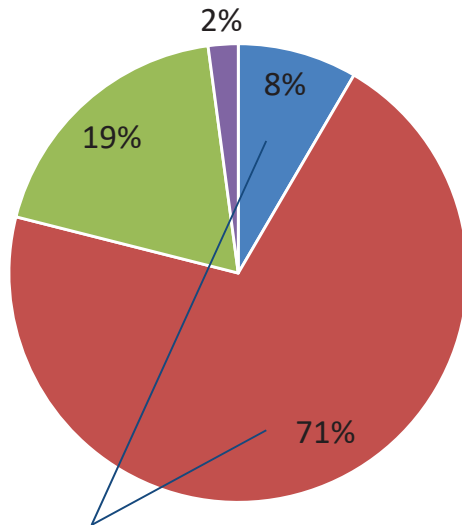
		都道府県	市・一組等
総合	5学部かつ学生4,000名以上	1	2
	複数分野の学部を有する大学	14	8
単科	1学部を有する大学	8	8

7

(参考) ミッション実現に向けた学内体制③ 教育研究活動以外の教員負担の状況

○ 約8割の大学において、教員が所属する大学経営や部局運営に関する委員会等が、「教育研究活動の負担となっている」という回答があった。

(4-9) 教員が所属する大学経営や部局運営に関する委員会等は教育研究活動の負担になっているか



「非常に負担である+負担である」が合わせて79%

- 非常に負担である ■ 負担である
- あまり負担ではない ■ 負担ではない

〈委員会の開催状況(例)〉

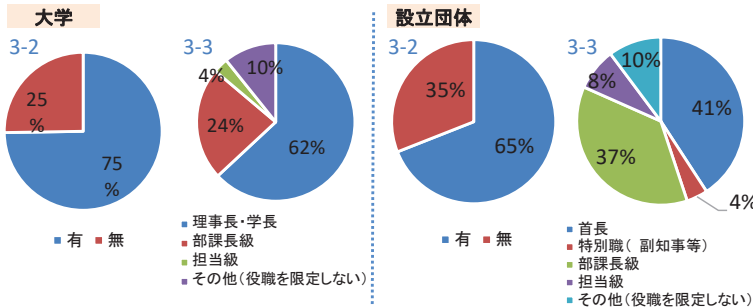
- 役員会:原則毎月1回×1時間程度
経営審議会:4か月に1回×1時間30分程度
教育研究評議会:原則毎月1回×1時間程度
各学部等教授会:3学部等×月2回×1時間程度
幹部会議:月2回×45分程度 など【札幌医科大学】
- 理事会:月1回×2時間
経営審議会:年3回×2時間
教育研究審議会:月1回×1時間
各センター会議:6組織×月1回×1時間
各委員会会議:約20委員会×月1回×1時間 など【埼玉県立大学】
- 部会長会議:月1回×2時間
将来構想委員会:月1回×2時間【大月短期大学】

2. 公立大学のミッション実現に向けた 設立団体と公立大学の連携

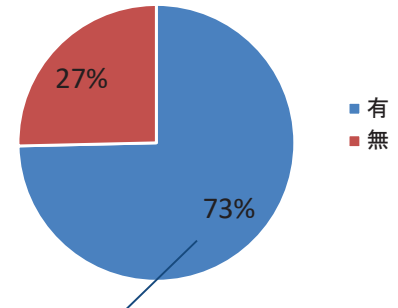
設立団体と公立大学の連携概要

- 設立団体・大学間のコミュニケーションはとれていると感じている設立団体や大学が多く、より良い連携のため、設立団体や大学は定期的なコミュニケーションの場の創出、連携窓口の設置、人事交流に取り組んでいる。
- 一方、連携に向けた課題をとりあげる設立団体・大学も多く、大学においては、大学の役割に関して共通認識を持ち、より協働していく必要性を感じている。設立団体においては、政策と大学のリソースとのマッチングが難しいと考える声が多い一方、大学側からマッチングに関する意見はほとんどなかった。
※具体的な課題はp.12に記載。

(3-2) 設立団体と大学の間で定期的なコミュニケーションをとる場はあるか (3-3) ある場合、具体的な設立団体・大学側の参加者は誰か

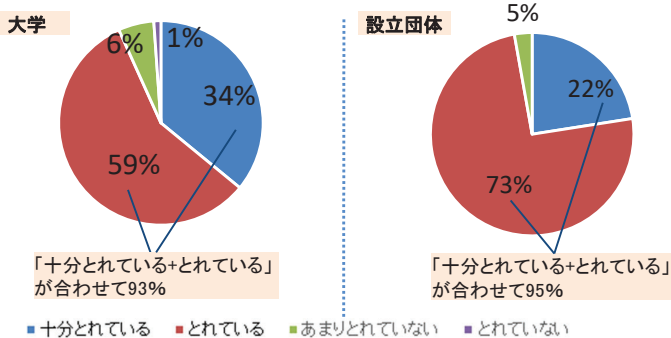


(3-5) 連携協定・連携実績の有無 (3-6) ある場合、具体的にどのような実績か



- 大学と設立団体との連携・協力に関する協定書
 - ・ 雇用創出と若者定着の促進について数値目標を含む協定【富山県】
 - ・ 子ども応援委員会の取組の効果測定、高大連携授業の実施、生涯学習講座への協力における協定【名古屋市】
- 設立団体から大学に対する研究の委託等
 - ・ AIを活用した公共事業の最適化に関する研究の委託【札幌市】
 - ・ スタートアップ支援事業として、大学との連携・共同研究により本市の行政課題の解決を図るため、事業化に向けた取組を運営費交付金により支援【大阪市】

(3-4) 設立団体と大学とのコミュニケーションは十分とれていると感じるか



10

設立団体と公立大学の連携における工夫

(3-9) 設立団体と大学において連携をとるにあたってどのような工夫を行っているか

1. 定期的なコミュニケーションの場の創出

- ・ 理事長、学長が定期的に設立団体の首長と意見交換を行っている【長野県立大学、長岡造形大学等】
- ・ 設立団体の重点施策と関連のあるテーマについて意見交換を実施。大学が設立団体の施策に貢献できること、設立団体が大学に協力できること、それぞれの意見を出し合い、将来的な方向性を共有している【兵庫県立大学、芸術文化観光専門職大学】
- ・ 行政等が実施する事業や行事、審議会等へ参加することで課題を洗い出し、必要に応じて研究や分析を行い、提言【下関市立大学】
- ・ 設立団体が設置した三大学と設立団体との間で行う、学長・事務局長級の会議で情報交換を行っている【福岡県立大学】
- ・ 知事・副知事との全体的な意見交換だけでなく、連携する項目が多い部局と個別に意見交換会を実施し、実際の業務に即した問題意識の共有を図っている【島根県立大学短期大学部】
- ・ 総合運営会議を実施し、課題解決に向けた方策等を協議して連携を図っているほか、県の推進会議等に大学が参画している【兵庫県】

2. 連携窓口の設置

- ・ 学内に「地域貢献コーディネーター」を配属し、設立団体からの相談や連携取組の依頼に対して、学内リソースを活用できるようマッチングを行っている【横浜市立大学】
- ・ 大学に設立団体との連携の窓口となる専門部署として「地域連携・生涯学習課」を設置している。連携をとるにあたり、年度毎に大学・市の双方から「連携依頼シート」を提出し、事前に協議のうえ計画的に事業を行うように工夫している。また、連携事業の実施に当たっては、市と大学それぞれが依頼を受ける連携事業を事前に把握できるよう、前年度に連携意向調査を行い、実施の可否について協議することとしている【山陽小野田市・山陽小野田市立山口東京理科大学】
- ・ 大学側に連携事業を専任で担当する部署を設置するとともに、定期的に庁内でニーズ調査を行い、きめ細かく設置団体のニーズと法人から提供できる研究のマッチングを行っている【東京都】

3. 人事交流

- ・ 県において高等教育振興課が担当部署となり、本学の担当職員が配置されている。また、大学においても県からの派遣職員が中心となって、県のニーズと大学の業務シーズの連携を図っている【長野県立大学】
- ・ 上田市から複数の職員が配置されており、そのうち1名が大学の事務局長を務めている【長野大学】
- ・ 大学事務局の総括部門及び経営企画部門に市職員を派遣し配置している【札幌市】

11

設立団体と公立大学の連携における課題①

(3-1) 設立団体と公立大学との連携等において、喫緊の課題があれば伺いたい

1. 大学の役割の共通認識

- 県の組織において、商工労働部に位置しているため、教育研究の成果をもって社会に貢献するなどの大学のあり方とのすり合わせに繊細な注意が必要【情報科学芸術大学院大学】
- 教育・研究の充実と地域貢献のためには運営面、人事面及び財務面の全ての拡充が必要であり、公立大学の経営努力だけでなく、設置団体の支援が必要不可欠であるため、両者の連携をより緊密に行っていく必要がある【愛知県立大学】
- 卒業生の地元就職率など大学だけの努力では改善が難しい課題もあるため、各々の役割を意識し、協働して課題に取り組む必要がある【公立鳥取環境大学】
- 大学が設立団体において様々な面で貢献していることの認識が十分ではなく、財政的には、設立団体の一外部団体組織と同様の位置づけとなってしまう【北九州市立大学】
- 設立団体には、様々な場面で大学の現状や課題を伝え理解を得ながら、次期中期目標設定や運営費交付金算定に向けて調整していく必要がある【沖縄県立芸術大学】

2. 設立団体の政策と大学のリソースとのマッチング

- 市の政策に対して大学が果たすべき役割が具体的にあっておらず、大学の取組をどのように市の政策課題にマッチさせていくのが課題【長野大学】
- 大学のリソースと市の政策課題とのマッチングがなかなかうまくいかず、苦慮している【会津市】
- 市と大学で地域振興に向けた業務委託を行っているものの、行政ニーズ(地域課題等)と大学の研究シーズのマッチングをするための予算及び仕組みが確立しておらず、効率的な運用が課題となっている【上田市】
- 大学と府の政策の整合を図り、府と大学が一体的に推進できる体制の強化が課題【京都府】
- 3学部の特長を活かした横断的な教育研究や、県・市町村の施策とのマッチングを図ることが課題である【岡山県】
- 県行政課題を把握する県庁内部署(大学担当部署以外)と公立大学との連携・マッチングの点で、十分な実績が上がっていない【福岡県】
- 市の課題と教員の研究テーマとの効果的なマッチングができていない【沖縄県】

12

設立団体と公立大学の連携における課題②

(3-1) 設立団体と公立大学との連携等において、喫緊の課題があれば伺いたい(続き)

3. 卒業生の地域定着率向上に向けた協働

- 学生の県内定着に関して、大学側と設立団体との間に意識の差があると考え。とくに、会津大学卒業生の県内定着率は10%台で、ほとんどが東京に就職する状況となっており、「県立大学」としてどうあるべきかが問われている【福島県】
- 地域での看護師確保の一環として、卒業生の市内就職率向上が課題となっている【神戸市】

4. 財政・予算

- 市の財政状況が厳しい中で、「自律的な経営基盤を持つ大学」となることなどを大学への期待として示されており、課題として認識している【横浜市立大学】
- 施設老朽化に伴う、市街地への短期大学移転経費が課題である【倉敷市立短期大学】
- 運営費交付金に1%のマイナスシーリングがかかり、運営が厳しくなっている【大分県立看護科学大学】
- 大学にある地域貢献を目的とした機構の経常的な運営費の捻出が喫緊の課題である【福知山市】

5. 職員・人材不足

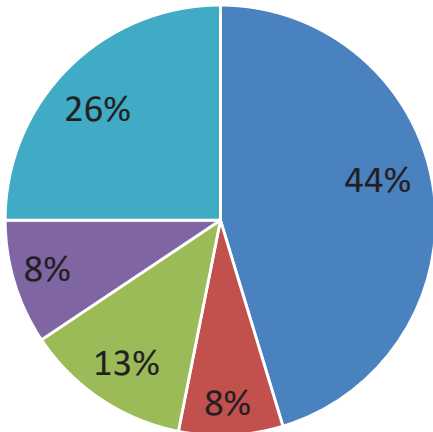
- 設立団体からの出向者の派遣期間が明らかでなく、職員採用を始めとする人事計画を立てにくい【三条市立大学】
- 設立団体からの派遣職員で事務局が構成されており、職員のプロパー化が進んでいない。法人運営や大学事務に精通した人材の確保が課題【兵庫県・兵庫県立大学】
- 法人化に伴い県からの派遣職員が6年間で全て引き上げることが示されているが、年齢構成や適切な人材確保の点から問題があると考えている。引き続き県と協議する必要がある【沖縄県立看護大学】
- 設立団体との連携を目的に事務職員を派遣しているが、双方向の派遣ではないことから、課題である【名城大学】

13

(参考) 運営費交付金の状況①

○ 運営費交付金の算定方法は、歳出一歳入が半数であり、団体独自の算出方法により個別見積を行っている団体もある。

(4-20) 運営費交付金の算定方法は、具体的にどのようなものか



- 歳出一歳入
- 歳出一歳入(効率化係数あり)
- 基準財政需要額を参考に算定
- 前年度予算額×効率化係数等
- 個別算定

■ 歳出一歳入

- 運営費交付金 = ((a)人件費+(b)修繕費+(c)経常経費) - (d)自己収入【青森市】
 - (a)人件費: 役員、教員、事務局職員、臨時職員、嘱託職員に係る所要額
 - (b)修繕費: 通常の施設管理の中で必要な施設補修費(大規模修繕以外)
 - (c)経常経費: 事業費、管理運営費等の経常的な経費の積上げ
 - (d)自己収入: 授業料、入学検定料、入学金、その他収入

■ 歳出一歳入(効率化係数あり)

- 運営費交付金 = (a)通常分+(b)特別分+(c)減免分【愛媛県】
 - (a)通常分 = 管理費 + 教育研究費 + 教員等人件費 - 自己収入
 - (b)特別分 = 派遣職員人件費 + 教員退職手当 (+施設整備費その他)
 - (c)減免分 = 修学支援制度による減免分
 - 管理費、教育研究費については毎年△1%減減

■ 前年度予算額×効率化係数

- 前年度標準運営費交付金 - (a)前年度効率化係数対象経費 × 1%【愛知県】
 - (a)効率化係数対象経費: 総事業費 - 大学設置基準に基づく教員人件費及び教育研究経費 - その他教職員人件費 - 地域貢献促進費

■ 個別算定

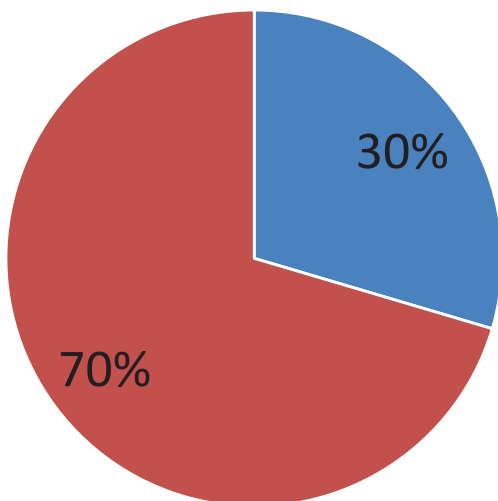
- 消耗品や備品、光熱水費などがどのくらい必要か、一人一人の給与額がいくらか、その他特別な費用があるか等、詳細が分かる資料により算定している【新見市】
- 前5か年の決算額をベースに、修学支援新制度による自己収入の減など増減要因を考慮し決定【沖縄県】

14

(参考) 運営費交付金の状況②

○ 3割の設立団体のみが、運営費交付金の算定の際に、大学の自助努力による収入増・経費削減を考慮している。

(4-27) 運営費交付金の算定の際、大学の自助努力による収入増・経費削減を考慮しているか



- 考慮している
- 考慮していない

(4-28) 考慮している場合、具体的にどのように考慮しているか

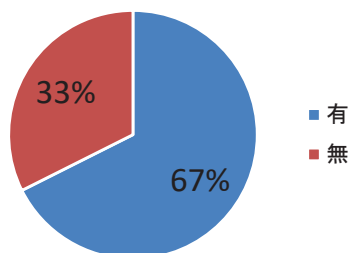
- 明らかに大学の自助努力に属しない経費余剰(教員の定数欠員による人件費余剰など)を除き、繰越剰余金として、設立団体と協議の上、活用可能としている【札幌市】
- 運営費交付金の算定に当たり、授業料及び入学料については2月補正時に実績に応じて精算することとしているが、定員超過分の25%は法人の経営努力分として認め、精算の対象外とする【山形県】
- 受託研究、受託事業収入、寄附金や法人化以降に収入確保のために新たに導入した新規収入(研修会講師謝金、ネーミングライツ等)は法人のインセンティブとして扱い、交付金算定対象から除いている【群馬県】
- 法人が獲得した外部資金は運営費交付金の算定における歳入に含めない【静岡県】
- 中期目標期間ごとに定めた単価以上の収入となった場合、大学の利益とする【福岡県】
- 交付金算定時に公開講座収入の一定割合を収入見込額から控除して算定している【大分県】

15

(参考) その他財源の確保状況

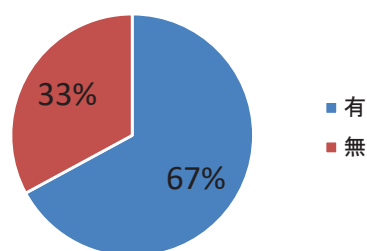
○ 運営費交付金以外に施設整備補助金(施設や研究機器の改修等に要する経費への助成)等を交付している設立団体が
多い。また、大学に対する財務面での助言に関しては、自己収入増加に向けた助言等がある。

(4-35) 大学に対して運営費交付金以外に、補助金等を交付しているか



- 施設整備補助金(35件)
- 授業料等減免補助金(14件) 等

(4-33) 大学に対して、財務面での助言等を行っているか



- 中期目標・計画策定時や毎年度の予算要求の中で助言を実施【北海道】
- 大規模修繕等を予算化する際、事業実施の期間や内容について、大学側と協議しながら予算化に努めている【滋賀県】
- ネーミングライツ等、自己収入増加に向けた他団体の取組を情報提供【北九州市】
- 特別交付税などの地方財政措置を受けて実施する事業等に対して、必要性・緊急性の聞き取りを実施【福岡県】

16

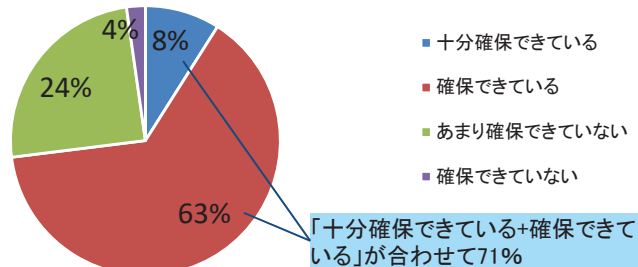
3. 公立大学の地域に対する貢献のあり方

17

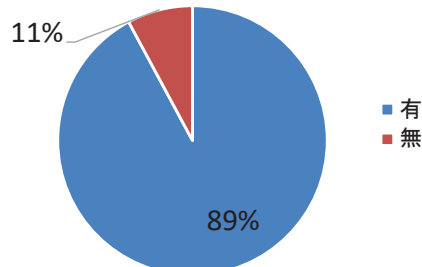
地域貢献に対する予算・人員の状況

- 地域貢献に取り組むための予算は十分に確保されているという回答が多いが、教職員の地域貢献にかけられる時間の確保に課題を感じている大学が多い。
- また、地域貢献を主な業務としている教員は平均9人、職員は平均5人であり、地域貢献を主なミッションとする公立大学としては、専門に従事する職員が少ない。

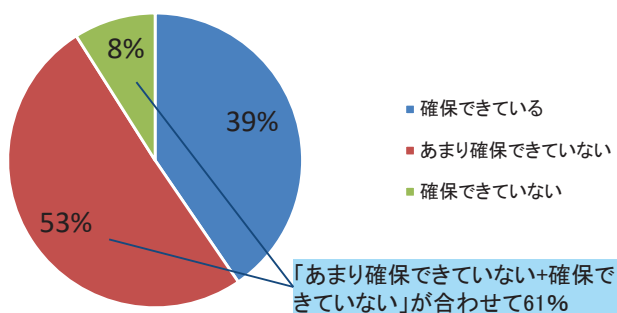
(5-8) 地域貢献の取組に係る予算の確保は十分か



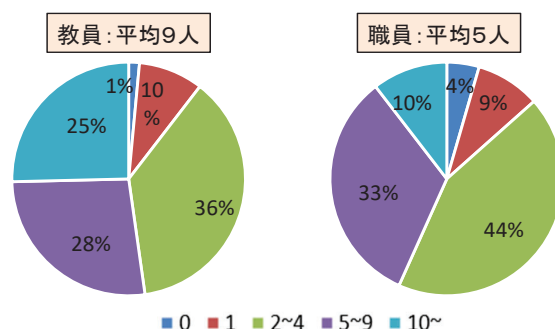
(5-10) 地域貢献を所管する部署や地域連携センターはあるか



(5-9) 地域貢献をするための教職員の時間を確保できているか



(5-12) ある場合、当該部署等の地域貢献を担当する教員・職員それぞれの人数



18

地域貢献の代表的な事例

- 大学の研究成果を活用した産学官連携や公開講座等の開催が多く、医療・看護系の大学では、新型コロナウイルス感染症対策にあたっての自治体への協力事例もあった。
- 地域のニーズの把握方法としては、地域連携センターやコーディネーター、地元企業・住民・設立団体からのヒアリング等が多数。
- また、他の国公立大学との連携事例は、共同研究や公開講座の実施、大学コンソーシアムの形成等が多い。

(5-2) 大学の地域貢献に関する代表的な事例はどのようなものか

1. 産学官連携

- ・ 研修会において医療現場ニーズを発信し、製品化を図ることにより、ヘルスケア関連分野への参入を促進【札幌医科大学】
- ・ 県内の他大学・自治体などとの共同による航空機の小型軽量電動化システムの研究を行っているほか、農工連携による秋田版スマート農業創出事業に取り組んでいる【秋田県立大学】
- ・ 地元自治体と連携したスマートシティ化推進への取組・ロボット関連技術の研究開発によるロボット産業の振興とICT人材の育成の取組・女性IT人材育成と就業応援を通じた雇用の創出の取組【会津大学】
- ・ 自治体や企業等との連携協定に基づく調査研究の実施【奈良県立大学、熊本県立大学等多数】

2. 医療・看護分野

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に関する支援協力(教職員によるコールセンター支援、宿泊療養施設運営支援、保健所での積極的疫学調査や健康観察、学生によるワクチン集団接種会場の運営支援等)【敦賀市立看護大学、神戸市看護大学、沖縄県立看護大学】
- ・ へき地医療に従事する医師確保対策に取り組むことによる医療提供体制の充実【和歌山県立医科大学】
- ・ 学生たちが予防的家庭訪問を行い、高齢者の健康状態や生活実態などを把握し、地域の高齢者ができるだけ自立して自宅で暮らすことができるよう機能低下予防を行うことによって、地域の再生・活性化に寄与【大分県立看護科学大学】

3. 地域住民等の学び直し

- ・ 小中学生、高校生向けの各機関・団体及び教育機関(小中学生、高校生向け等)からの依頼により、講座・ワークショップ実施【国際教養大学、芸術文化観光専門職大学、会津短期大学、島根県立大学短期大学部等多数】
- ・ DX人材育成・起業人材育成等、リスクリテラシープログラムの実施【福知山公立大学】

19

地域貢献の成果の把握・分析①

- 設立団体・大学ともに中期計画や年度計画の実績評価を通じた評価が最も多い。他にも、大学においては、独自の評価や調査・報告書作成、外部へのアンケート等の実施といった手法も見られた。
- 設立団体においては、設立団体と大学間での会議における報告で実績を把握している団体が多いが、大学政策に関する内部検証や調査を独自に実施している団体も見られた。
- 一方、課題として、個々の事業の実績は把握しているものの、大学全体としての把握・分析までは行えていないという大学もある。

(5-7) 地域貢献の取組成果をどのような形で把握・分析しているか

地域貢献の成果の把握・分析

1. 中期計画・年度計画の実績評価等

- ・ 年度計画及び中期計画の実績評価により、地域貢献の進捗状況の確認・分析を行っている【札幌市立大学、秋田県立大学、長岡造形大学、岐阜県立看護大学、島根県立大学短期大学部等、宮崎市、愛媛県、富山県等多数】
- ・ 内部質保証委員会において点検・評価を行っている【群馬県立県民健康科学大学】
- ・ 事務事業評価を毎年行い、複数の指標で測定している【千歳市】

2. 外部へのアンケートやヒアリング等

- ・ 連携事業を実施した企業へのヒアリングや企業による審査・講評【札幌医科大学、前橋工科大学、北九州市立大学】
- ・ 公開講座の参加者に対するアンケート実施【三重県立看護大学、尾道市立大学、北九州市立大学等多数】

20

地域貢献の成果の把握・分析②

地域貢献の成果の把握・分析(続き)

3. 調査・会議による把握

- ・ 地域貢献の取組成果を、地域連携センター会議や教授会、経営戦略に関する会議等に報告し、分析【公立千歳科学技術大学、宮城大学、都留文科大学等多数】
- ・ 会津産学コンソーシアムにおいて、事業実績報告及び今後の事業計画の説明を行い、事業効果の評価を含め、意見交換等を実施【会津大学】
- ・ 全教員を対象に「地域協働活動に関する調査」を実施【長野大学】
- ・ 庁内各部署における大学との連携事業の実績を調査【上田市】
- ・ 設立団体と大学間の会議における大学からの報告により把握【兵庫県、新見市、北部広域化市町村圏事務組合等】
- ・ 関係課において、実施した施策や事業の効果に関する内部検証を行うとともに、議会の意見等を踏まえた検証を行い、必要に応じて改訂を行うPDCAサイクルを実施【広島市】
- ・ 毎年度の教育研究活動報告書や受託研究等において報告を求めている【尾道市】
- ・ 地域貢献事業に関する審査会を実施し、設立団体の県も審査員として、毎年計画や実績を審査・評価【宮崎県】

課題

- ・ 個々の事業の実績は報告書等を通じて把握・集積しているが、地域貢献としてどのような成果に結びついているかまでは分析できていない【横浜市立大学】
- ・ 講座開催数や参加者数、教員の派遣数等の取組実績は把握しているが、本学の地域貢献によるアウトカムとしての成果把握と分析については、連携先の地域等による評価に基づく面があり分析できていない【長野県立大学】
- ・ 大学として関与する取組は教員や学生による活動報告書で成果を把握しているが、教員や学生独自の取組みについては、報告の義務はないので把握することは難しい。そこで本学では、毎年実施している教員個人評価に地域貢献活動の項目を設け、大学が把握していない活動については、別添として提出される資料(貢献の内容、関わり方など)に基づいて把握するよう努めている【岡山県立大学】
- ・ 各学部(他部局)や各教員が、個別にセミナーや講座、地域活動を行っていることも多く、大学全体としての把握・分析までは行えていない【北九州市立大学】

21

卒業生の地域定着に向けた取組

○ 地元企業とのマッチングや奨学金返還支援制度等を通じて、卒業生の地域定着を支援している設立団体や大学が多い。

(5-18) 卒業生の地域定着に向けてどのような取組を実施しているか

1. 地元企業とのマッチング、インターンシップ、就職説明会等の実施(63件)

- ・ 地元企業での産学連携実習等を授業に組み込むことで、学生が地元企業を知り、興味を持てる機会を多く提供している【三条市立大学】
- ・ 就活の企業説明会等に地元企業に参加を呼びかけている。地元銀行や商工会議所等と地元企業のマッチングや訪問ツアーを実施している。地域創生人材教育プログラム履修生に対して、地元で就職した卒業生と交流する機会を講義内で設けている【兵庫県立大学】
- ・ 県内の3高等教育機関、経済団体等がコンソーシアムを設立し、地域で活躍する人材育成と県内定着を目的とした各種取組を進めている。地元企業・団体等と協力し、長期インターンシップを進めている。県内企業に在籍する卒業生(社会人)との交流イベントを複数回実施している【島根県立大学】

2. 奨学金返還支援事業(13件)やその他奨励金等の支給(6件)

- ・ 卒業後一定期間、北海道の地域医療に従事することが義務付けられた入試枠を設けている。この従事要件の履行を修了することを条件として、道から貸与される修学資金の返還義務が免除される【札幌医科大学】
- ・ 市内在住かつ市内中小企業に就職した若者に対して、電子地域通貨「高崎通貨」による中小企業就職奨励金を交付している【高崎市・高崎経済大学】
- ・ 在籍中に県から借り受けた修学資金については、本学を卒業し、初期臨床研修を含む9年間を神奈川県内の病院において、神奈川県知事が指定する診療科の業務に従事することで返還の義務は免除される【横浜市立大学】
- ・ 県内企業に就職した県外出身学生への住宅費を補助【富山県立大学】
- ・ 大学の所在市からの報奨金(年額60万円・1年限り・返還不要)において、当該市内での就職ないしは起業が条件とされている【情報科学芸術大学院大学】
- ・ 地域の関連病院で積極的に臨床実習を行い、地域で働くイメージを持ちやすくしている。看護学部独自の奨学金制度を設け、附属病院に就職した場合に給付している【名古屋市立大学】
- ・ 医学科では、平成20年度から推薦型選抜により入学する学生を対象に奨学金を支給し、卒業後、京都府が定める地域医療機関に最低9年間勤務又は研修に従事する制度を設け、地域医療を担う医師の確保に努めている【京都府立医科大学】

22

(参考) 卒業生の県内就職率の状況

○ 卒業生の域内就職率が高いのは、医大・看護大、都市部などに限られ、概ね区域内就職率は半数を割っている。

札幌医大	93%	都立大	73%	静岡医大	64%	広島市大	39%
釧路公大	63%	神奈川保福大	69%	静岡文芸大	39%	尾道市大	24%
公立はこだて大	19%	横浜市大	-	愛知県大	60%	福山市大	41%
名寄市大	69%	川崎市大	-	愛知芸大	34%	山口県大	43%
札幌市大	73%	新潟県大	59%	名古屋市大	54%	下関市大	16%
公立千歳科技大	46%	新潟県大	50%	三重県大	63%	山口東京理大	29%
青森保健大	39%	長岡造形大	20%	滋賀県大	-	周南公大	48%
青森公大	40%	山梨県大	46%	京都府大	30%	香川保医大	68%
岩手県大	50%	都留文大	13%	京都医大	63%	愛媛医技大	51%
宮城大	50%	長野県大	66%	京都芸大	26%	高知県大	37%
秋田県大	25%	長野県大	55%	福知山公大	16%	高知工大	13%
国際教養大	5%	長野大	43%	大阪府大	50%	九州歯大	60%
秋田美大	37%	諏訪東京理大	31%	大阪市大	41%	福岡女大	60%
山形保医大	56%	富山県大	48%	兵庫県大	36%	福岡県大	61%
米沢栄養大	48%	石川県大	81%	神戸市外大	15%	北九州市大	46%
福島医大	65%	石川県大	39%	神戸市大	-	熊本市大	33%
会津大	27%	金沢美大	4%	奈良医大	71%	熊本県大	52%
茨城医療大	70%	小松大	54%	奈良県大	12%	大分看護大	55%
群馬女大	39%	福井県大	51%	和歌山医大	68%	宮崎看護大	52%
群馬健科大	56%	敦賀市大	37%	公立鳥取環大	17%	宮崎公大	40%
高崎経大	18%	岐阜県大	63%	島根県大	43%	沖縄芸大	59%
前橋工大	27%	都立大	73%	岡山県大	54%	沖縄看護大	75%
埼玉県大	56%	神奈川保福大	69%	新見公大	16%	名桜大	42%
千葉保医大	61%	岐阜県大	22%	県立広島大	50%	-	-

※ は、県内就職率が60%以上の公立大学

※全公立大学平均45%

※出典:公立大学実態調査(公立大学協会)

学生確保に向けた取組

- 地域特別枠や入学金等支援により、域内出身の学生を確保している大学が多い。また、域内に限らず幅広い地域からの受験者獲得に向けて選抜方法の見直しを行う大学もある。

(5-19) 学生確保に向けて、どのような取組を行っているか

1. 選抜方法の見直し(15件)

- ・ 地域特別枠の設置【長野大学、山陽小野田市立山口東京理科大学、名城大学等】
- ・ デザイン学部においては、アドミッションポリシーに合致した入学生を確保するため、入試区分や科目の変更を行った【札幌市立大学】
- ・ 働きながら学べる環境の整備(夜間・土曜開講、長期履修制度の導入)・総合型選抜の導入など、選抜方法の多様化【静岡県立大学】
- ・ 英語民間検定試験のスコア活用、受験会場を3箇所(姫路、阪神、東京)設置等、多様な背景を持った者が受験しやすい選抜方法を提供している【兵庫県立大学】
- ・ 推薦入試制度を見直し、従来県内出身者が対象であった美術工芸学部の入学者推薦枠を全国に拡げ、志願者増を図るなど、その取組を強化している【沖縄県立芸術大学】

2. 入学金等支援(16件)

- ・ 県内出身者の入学金を安くしている【前橋工科大学、長野県立大学、群馬県立県民健康科学大学、京都府立大学等】
- ・ 家計状況の厳しい家庭へのサポートとして、修学支援新制度をさらに手厚くするような大学独自の制度を設置し、学費全額免除で修学できる学生数を増やしている【公立諏訪東京理科大学】
- ・ 県内高校出身者のうち、大学入学共通テストの得点率が6割を上回り、本学入試の総合評価が高い者について、授業料および入学料を免除する特待生制度を設けている【富山県立大学】

3. オープンキャンパス・説明会の実施、高校への訪問等(82件)

- ・ 進学相談会や高校訪問等一般的な広報活動に加えて、コロナ禍をきっかけにオンライン個別進学相談会を始めた。また、県内の高等学校長との入試懇談会を毎年開催している【会津大学】
- ・ 学長による高校訪問、学長自ら入学者と面談し4年間の目標設定をしている【長野県立大学】

24

4. 公立大学の研究成果・研究環境の確保に向けた取組

25

研究成果の確保に向けた取組

○ 研究成果の確保に向けた取組としては、学内での研究費配分の工夫や地元企業との共同研究促進等が実施されている。

(4-7) その他、研究成果の確保に向けて、どのような取組を行っているか

(4-16) 大学において研究力を高めるための効果的な予算配分を行うため、どのような工夫を行っているか

1. 学内での研究費配分の工夫

- ・ 学長裁量経費や学長特別研究費の設定【青森公立大学、三重県立看護大学、京都府立大学、山形県立米沢栄養大学等】
- ・ 個人研究費のほか、公募型の学内特別研究費制度を設けている【公立千歳科学技術大学、青森県立保健大学、岩手県立大学、宮城大学等】
- ・ 若手研究者等の育成等に対する学内研究助成制度を設けている【札幌医科大学、青森県立保健大学、沖縄県立看護大学等】

2. 地元企業との共同研究促進

- ・ 産官学連携コーディネーターを中心に企業訪問事業を実施し、共同研究に結び付けている【前橋工科大学】
- ・ 学内シーズ研究会・産学マッチング交流会等で産学連携の実績や教員の研究シーズをPR【長岡造形大学、周南公立大学】
- ・ 地域の医療従事者との共同研究に研究費を配分し、成果発表会を開催している【香川県立保健医療大学】

3. 専門教職員の配置

- ・ 研究者の支援・研究マネジメントを行うURA(リサーチ・アドミニストレーター)を活用【神奈川県】
- ・ デザイン学部と看護学部を擁する大学に、AI・ITの専門教員及び研究コーディネーターを配置したAITセンターを新設【札幌市】

4. 知的財産の確保

- ・ 教員の職務発明については、知的財産戦略及び教員等の職務発明等に関する規程等に基づき、産学イノベーションセンターで一括管理するとともに、知的財産顧問(弁理士)を設置し、適切な知的財産の確保に努めている【会津大学】
- ・ 研究・教育活動の現場で発生する知的財産権に関する課題に対処できる教職員等の育成を目的に、知的財産評価委員会セミナーを開催【岐阜薬科大学】

26

研究環境の確保に向けた取組

○ 研究環境の確保に向けた取組としては、予算配分・予算措置や女性研究者や若手研究者への支援、身分保障の仕組み等が実施されている。

(4-12) その他、研究環境の確保に向けて、どのような取組を行っているか

1. 予算配分・予算措置

- ・ 毎年度、一定額の個人研究費予算が確保されているほか、海外研修(長期・短期)や全国規模の学会報告に係る旅費の支給、学術図書の出版助成、地域調査研究の助成等が予算の範囲内で行われている【釧路公立大学】
- ・ 研究機器や施設設備等の改修経費については、運営費とは別に施設整備補助事業として毎年予算措置【秋田県、山梨県、北九州市等】
- ・ 大学の取組に対するふるさと寄附金を、運営費交付金に上乗せして交付【大阪市】

2. 女性研究者や若手研究者への支援

- ・ 出産・育児、介護と研究活動両立のため、研究支援員を配置【秋田県立大学、岐阜薬科大学】
- ・ 専門組織(ワークライフバランス支援センター、ダイバーシティ推進室等)を設置【京都府立医科大学、山陽小野田市立山口東京理科大学】
- ・ 学内の競争的研究費における若手研究者(40歳以下)への優先的採択、研究費助成【会津大学、横浜市立大学、滋賀県立大学】
- ・ 延長・休日・病児保育の費用補助やベビーシッター事業制度の利用啓蒙を図っている。また、女性研究者の上位職登用を促進するため、女性研究者研究活動助成金制度やスキルアップ講座を実施し、女性研究者と学長の集いの毎年開催や研究発表会での幹部との懇談の場を設定している【兵庫県立大学】
- ・ 女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、タスクフォースを立ち上げ、女性研究者が働きやすい環境整備に取り組んでいる【国際教養大学】
- ・ 育休から復帰の場合、一般研究費を加算配分【滋賀県立大学】

3. 身分保障制度等

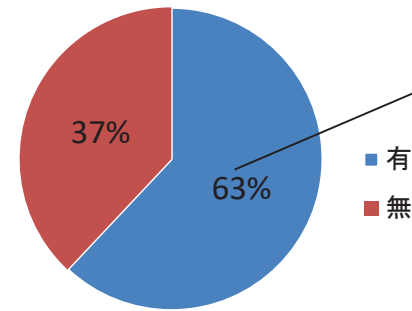
- ・ テニユアトラック制(大学が若手研究者を、任期を定めて採用し、自立した研究環境で経験を積ませた後、実績を審査し、適格であれば専任教員として終身雇用する制度)の導入【宮城大学、叡啓大学、福岡女子大学】
- ・ 准教授、講師、助教、助手等の再任用が可能【香川県立保健医療大学】
- ・ 常勤教員だけでなく、非常勤教員・客員研究員・名誉教授等に対して外部の研究資金に応募する権利を付与【京都市立芸術大学】
- ・ 顕著な業績をあげた者に対し、最低1年学内の教育や管理運営の業務等を免除【北九州市立大学】

27

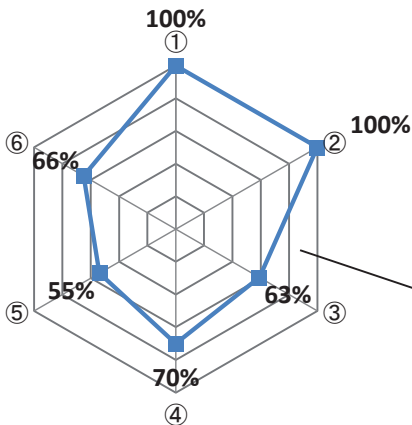
研究成果に対するインセンティブの状況

- 研究者の研究成果に対するインセンティブの仕組みを設けている大学は約6割であり、その内容は、研究費への加算、人事評価に応じた賞与等への反映、表彰、特許利用許諾料の一部の支給等がある。

(4-6) 研究者の研究成果に対するインセンティブの仕組みがある場合、どのようなものか(例えば、報酬の増額等)



- **個人研究費への加算: 33件**
 - 外部研究資金を獲得した教員に対する個人研究費の追加配分等【新潟県立大学、名古屋市立大学、長野大学、公立諏訪東京理科大学、前橋工科大学、島根県立大学短期大学部等】
 - 教員評価において研究成果を評価し、研究費に反映【富山県立大学、石川県立大学】
- **賞与・報酬の支給: 10件**
 - 教員評価において研究成果を評価し、賞与等に反映【公立千歳科学技術大学、国際教養大学、敦賀市立看護大学等】
- **表彰(学内表彰など): 10件**
 - 優れた研究業績を上げた教員への表彰実施【兵庫県立大学、横浜市立大学、長岡造形大学、京都府立医科大学等】
- **特許利用許諾料の一部の支給: 3件**
 - 教員が発明した特許等により大学が収入を得たときは、利用許諾料の一部を報酬として支給【公立はこだて未来大学、福井県立大学、兵庫県立大学】



規模の大きい総合大学は100%、研究者に対するインセンティブの仕組みがある。

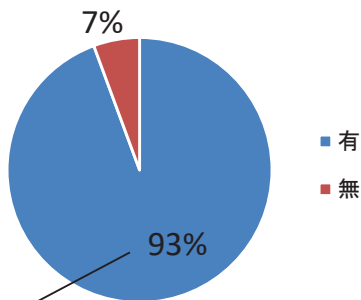
		都道府県	市・一組等
総合	5学部かつ学生4,000名以上	①	②
	複数分野の学部を有する大学	③	④
単科	1学部を有する大学	⑤	⑥

28

研究予算の状況

- 競争的資金等を獲得するための取組を積極的に行っている大学が多く、中期計画等で決められた研究に関する予算は「確保されている」と回答している大学が多い。
- 一方、新規事業に係る予算を確保することに難しさを感じている大学もある。

(4-31) 競争的資金等を獲得するための取組を行っているか

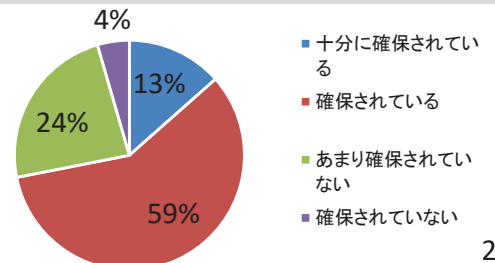


- 研究者に対する科研費応募に関する支援(公募情報等の情報発信・事務手続きに関する説明会・若手研究者向けの申請書添削・科研費応募にあたっての相談窓口設置等)【釧路公立大学、福井県立大学、岡山県立大学他多数】
- 中期計画に外部研究資金獲得件数等の評価指標を定め、達成状況を確認【福岡県立大学、三重県】
- 勉強会の開催や個別添削指導等の経費に関する運営費交付金を増額、運営費交付金以外に教育研究費を支援【富山県、秋田市】
- 科研費に応募して不採択となった研究計画について、次年度の獲得に向け、実績を重ねるために大学独自の研究費を交付【広島市立大学、熊本県立大学、神戸市看護大学】
- 学長指示に基づくプロジェクトチームや研究推進室の設置【新潟県立大学、滋賀県立大学】

(4-17) 大学で新規事業を実施するにあたり、新たな予算を確保するためにどのような取組を行っているか

- 事業実施にあたり、他の事業からの財源捻出があるか、国等の補助金を活用できないか等、確認・調整を行っている。また、設立団体の施策に関連性が高い場合は、市への予算面での要望を行っている【横浜市立大学】
- 繰越が認められた場合に限り新規事業が実施できるが、中期計画期間の途中で新規事業を実施することは困難【岐阜県立看護大学】
- 経費節減もしくは積立金の取崩しで対応するしかないが、人件費上昇、光熱費高騰、物価上昇が経営を圧迫し、大学の希望する分を確保できていない【愛知県立大学】
- 新規事業実施のための予算は、学内の既存事業の圧縮・廃止により捻出【山口県立大学】
- 毎年の予算協議による【静岡県立農林環境専門職大学短期大学部】

(4-13) 中期計画等の研究に関する項目に対する予算は十分に確保されているか



29

リカレント教育やリスキリングプログラムに関する アンケート調査結果報告

- 1 リカレント教育やリスキリングプログラムの取組状況
- 2 プログラム実施にあたっての課題
- 3 設置自治体等に対する要望

一般社団法人 公立大学協会
常務理事 中田 晃

アンケート調査方法等の概要

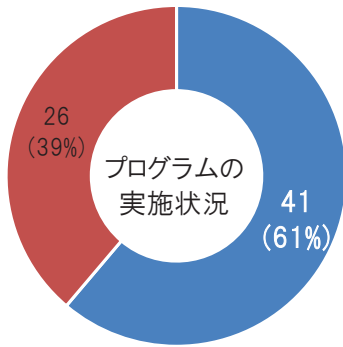
- 調査対象:公立大学協会会員99校
- 調査期間:令和4年10月17日(月)~24日(月)
- 調査方法:回答様式「リカレント・リスキリング調査票」(Excelシート)による記述回答
調査票を記入後、公立大学協会事務局(chosa@kodaikyo.org)宛に
メール送付
- 調査項目:全35質問
 - ①リカレント教育・リスキリングプログラム実施の有無
 - ②リカレント教育・リスキリングプログラムについて(プログラム毎)
 - ③リカレント教育・リスキリングに関する学内の実施体制について※ ②, ③において一回答者につき複数回答あった場合は、それぞれ個別の
回答として集計
- 回収数
 - 送付数:99通
 - 回答数:67通 (有効回答数:67通)
 - 回収率:67.7%

1 リカレント教育やリスキリングプログラムの取組状況

(1) プログラムの実施状況

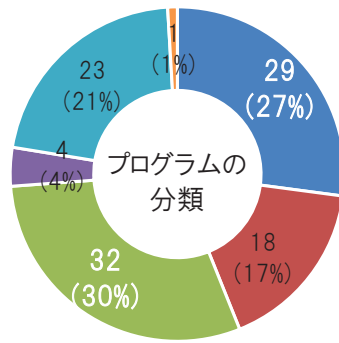
- リカレント教育・リスキリングプログラムを実施していると回答した大学は41校(61%)であり、107のプログラムが実施されている
- プログラムの分類は、公開講座、履修証明プログラムの順に多く、半数を超える
- プログラムの対象者は、専門職、社会人全般の順に多い

(n=67, 単位: 大学)



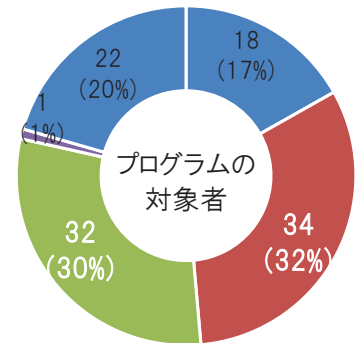
- 実施している
- 実施していない

(n=107, 単位: プログラム)



- 履修証明プログラム ※総時間数60時間以上のプログラム
- 正規課程
- 公開講座(市民講座・ワークショップ、等)
- 科目等履修
- その他
- 非回答

(n=107, 単位: プログラム)



- 特定分野での就業者/就業希望者
- 専門職
- 社会人全般
- 失業者
- その他

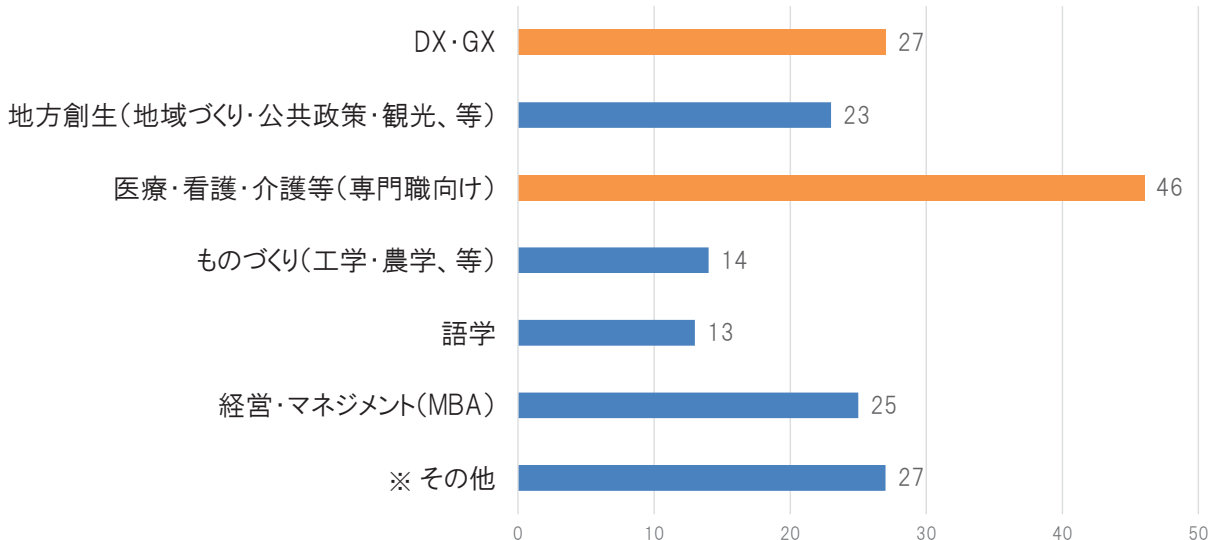
2

(2) プログラムの分野

- 医療・看護・介護等専門職向けのプログラムが最も多く、次点はDX・GX(その他を除く)

プログラムの分野

(n=175, 単位: プログラム(複数回答可))



※ キャリアデザイン・ソーシャルデザイン・SDGs・文化・芸術・保育など

3

(3)地域貢献に関する取組の実例

地域貢献を促す仕組み(例)

- 自治体等と連携して講座を実施していることから、地域で人材を活用する仕組みを自治体と共に構築している。
- 修了要件であるリサーチペーパーの作成にあたり、地域の実践的な活動を促している。
- アントレプレナーシップ教育として運用しており、受講者が起業等に関心を持てばそれを支援する体制を構築している。
- スマート農業指導士の活動を通して、スマート農業を体験・実践した農家を増やす。
- 地域内でのICT支援員、デジタル活用支援員への就労を促進している。
- 受講生・研修修了生が大学の実施する地域貢献事業・研究事業に参加、または合同で事業や研究を実施している。
- 社会で活躍できる女性を育成し、社会貢献している。

地域中小企業とのマッチング等の取組(例)

- ウェルカムバック支援プログラムで、受講生と企業とのマッチングを実施している。
- 大学単位ではなく、協会や学会単位での人材のHP等での公開を実施している。
- 初年度であるが、今後は人材プールを構築し、将来的に地域の中小企業と受講生等のニーズに応じたマッチングのプラットフォーム作りを想定している。
- 既にナースセンター(看護協会の職業紹介事業)と協働しており、登録を必須としている。

4

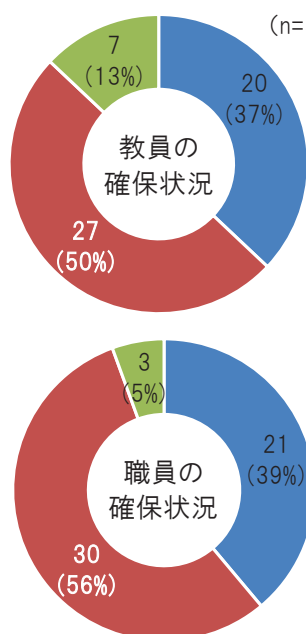
2 プログラム実施にあたっての課題

(1)人的資源の課題

- 人的資源の確保状況について、教員に関しては27部局(50%)、職員に関しては30部局(56%)が、「十分な人員を確保できている」と回答している

人的資源の状況

主な意見



- 十分な人員を確保できている
- 十分な人員を確保できているとは言いがたい
- その他

- 一部の事業については、教員の能動的な事業実施の申し出によって確保されている状況にある。
- 非常勤講師の確保によって十分とはなっているが、専任教員のさらなる確保が必要だと考えている。
- 教職員が通常業務と並行してプログラム開発や運営を行う必要があり、十分な質を担保してリカレント教育を実施するためには、マンパワーが不足している。
- 平日の夜間および週末中心の授業により、教員の負担が増加している。
- 科目により、講師がなかなか見つからない時がある。
- プログラムをコーディネートする点において、事務職員が不足している。

5

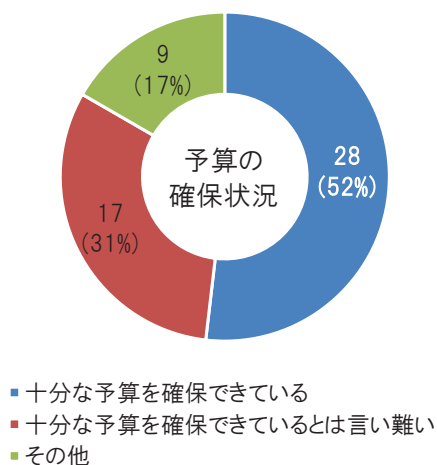
(2)財源の課題

- 予算の確保状況について、17部局(31%)が「予算を確保できているとは言い難い」と回答している
- ただし、「国の補助金を活用しているが、事業終了後の予算措置が課題である」など、財源措置に対する期待に関する記述回答が多く見られた

予算確保の状況

主な意見

(n=54、単位：プログラム実施部局)



- 入学金や授業料だけでは、運営が成り立たない。
- 人員、財務に余裕が無い現在の状況では、新たな取組は不可能であり、財政措置が必要と考える。
- 文部科学省補助金事業として開設したため、補助終了(R4)後のプログラム内容改訂、予算などが課題。
- 補助金は、基本3年で自力運営(新規性)を求められるが、良質のプログラムには継続支援も可とするなどの運用が望ましい。
- 現在は講座数が少ないため運営するための予算は確保できているが、講座数が増えた場合は難しいかもしれない。
- 一般的に、教育を継続するためには経費の確保が必須だが、年々難しくなっているように感じている。
- 新たな分野の講座の場合、認知度が低く受講者が集まらないので、ランニングコストの補助や自治体からの広報をして欲しい。

6

(3)地方自治体等との連携の課題

- 自治体・国との連携に対する全般的な意見(記述回答)としては、「設置自治体における地域人材ポリシーの明確化」や「受講者ニーズの適切な把握」、「広報・情報発信」を求める意見等があった

主な意見

- 設置自治体の施策や大学の基本理念と関連付けた計画策定やプログラムの構築と整理が課題。
- 設置自治体が地域の課題解決に向けて必要となる人材育成の明確な方針を打ち出し、その中で大学が果たすべき役割について、共通の認識を持つことが必要。
- プログラムを開講しても、人が集まらない。
- 自治体で把握している社会のリカレント・リスキリングニーズを具体的に大学に示すことが必要。
- 大学で把握している限りのニーズに合わせて実施しているつもりであるが、実際のニーズについての調査が出来ていない。
- 技術革新のスピードが非常に速い分野における、受講者ニーズの適切な把握が課題である。
- 国や自治体において、受講を希望する方々へ効果的に情報が発信されることを期待している。
- 国や自治体と連携することにより、リカレント教育の質や認知度が高まるなど、受講生が受講することの価値を高めるとともに、その取組を周知・波及させていくことでさらなる受講生の確保やプログラムの拡大へ進むと考える。

7

3 設置自治体等に対する要望

● 設置自治体や国に対する要望(記述回答)としては、主に次の意見等があった

課題	現状	国や設置自治体に対する要望
教職員が不足している	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教職員が通常業務と並行してプログラム開発や運営を行う必要があり、十分な質を担保できるマンパワーが不足している ■ 専門性の観点から、科目によっては担当する講師が見つからない 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 適任講師の派遣(人材バンク など) ■ 複数大学の連携を促す支援 ■ 制度的支援(講師の定員別枠措置、受講者の休暇取得、雇用助成 など)
継続して実施する財源が確保できない	<ul style="list-style-type: none"> ■ 授業料だけでは、運営が成り立たず、国・設置団体からの補助金を前提とした運営となっている ■ 補助金にも時限措置が設けられており、良質なプログラムであっても、見直しの対象となるケースがある ■ 新たな分野の講座の場合、広報費等の立ち上げ費用が別途必要となる 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 恒常的な運営資金への支援 ■ プログラムの整備・運用に関する人員確保等のための財政的支援 ■ 受講者への経済的な支援(受講料補助 など)
設置自治体の施策等が大学に浸透していない	<ul style="list-style-type: none"> ■ 設置自治体の施策や大学の基本理念と関連付けた計画策定やプログラムの構築と整理ができていない ■ 設置自治体における地域人材ポリシーが明確でない 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 設置自治体施策との関連付けや位置づけの整理 ■ どのような人材を育成したいか、どのような教育を求めているか、といった情報提供
受講生のニーズをつかめていない	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大学で把握しているニーズに合わせて実施しているが、実際のニーズ調査はできていない ■ 特に技術革新のスピードが速い分野における、受講者ニーズの適切な把握が課題となっている 	

地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着促進要綱

平成27年4月10日（総財務第89号）制 定
平成30年3月26日（総財務第59号）一部改正
平成31年4月1日（総財務第38号）一部改正
令和2年5月29日（総財務第53号）一部改正
令和4年4月1日（総財務第42号）一部改正
令和5年4月13日（総財務第62号）一部改正

第1 趣旨

地方大学は、これまで、地域における高等教育機会の提供や学術研究の振興等の機能を通じ、地域社会における知的・文化的拠点としての中心的役割を担ってきた。今般、国を挙げて「人口減少克服・地方創生」という課題に取り組む中で、地方大学が地方公共団体や地元企業などと連携して地方とのつながりを築き、地方への新しい人の流れをつくる取組を実施することが期待されている。

とりわけ、地方からの人口流出は、大学進学時と卒業後の最初の就職時という2つの時点において顕著であることから、大学進学時や就職時の学生に直接働きかけることや、卒業後に地方に定住して働くことのできる雇用を創出することが重要となっている。

このような状況を踏まえ、総務省においては、文部科学省と連携し、本要綱に基づき、第2以下に掲げる地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の取組の積極的な推進を図るものである。

第2 取組の概要

地方公共団体と大学等が具体的な数値目標を掲げた「協定」を締結し、連携して行う雇用創出・若者定着の取組について、地方公共団体が意欲的・積極的に実施できるよう、総務省と文部科学省が連携して必要な支援を行う。

なお、総務省は地方公共団体の取組を、文部科学省は大学等の取組を、それぞれ支援するものとする。

第3 対象

第2に記した取組で、以下の1～5の要件の全てを満たすものに係る地方公共団体の経費について、財政措置を講じるものとする。その内容は、別紙のとおりとする。

1 地方公共団体と大学等の間で協定を締結した取組であること

- (1) 大学等とは、大学、短期大学、高等専門学校をいうものであること。なお、個人（例えば特定の大学教授等）と地方公共団体が連携して行う取組は、財政措置の対象とはならない。
- (2) 協定とは、地方公共団体と大学等が第2に記した取組を行うにあたり、合意を得た事項を定めた書面をいうものであること。協定には、雇用創出・若者定着に係る具体的な数値目標が掲げられているものである必要があること（例えば、卒業生の県内就職率、共同研究に基づく新事業による新規雇用創出者数、地域人材のリスクリングの推進の場合は、リスクリングプログラム修了生のうち地域活動を行う者の割合等）。また、取組の実施後、目標に対する成果の検証

をする旨及びその体制について記載されている必要があること。

なお、複数の地方公共団体や大学等間で協定を締結することは、差し支えない。

2 雇用創出・若者定着に係る取組であること

大学進学時、在学時又は就職時の学生への直接的な働きかけによる地方への定着を図る取組や、卒業後に地方に定住して働くことのできる雇用を創出する取組であること。

なお、上記1及び2を満たす取組及び地方公共団体において想定される経費の例については、別紙のとおりであること。

3 上記1及び2を満たす取組のうち、別紙の「地域人材のリスクリングの推進」の取組については、以下の要件についても全て満たすこと。

- ・大学等の開講するリスクリングプログラムは、社会人等を対象とし職業で必要とされるデジタル等の一定の資格・技術等の取得を目的とするもので、履修期間が原則1年間以内のものとする。
- ・大学等のリスクリングプログラム修了生が、修了したプログラムにより習得したスキルを地域に普及する等の地域活動等を行うことについて、地方公共団体が支援を実施する。

4 大学等の取組が文部科学省の補助事業に採択されたものであること

大学等の取組が、次の文部科学省のいずれかの補助事業に採択されたものであること。

- ・「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」
- ・「地域活性化人材育成事業～SPARC～」
- ・「私立大学等改革総合支援事業（タイプ3）」

ただし、別紙の「地域人材のリスクリングの推進」については、次の補助事業に採択されたものであること。

- ・「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業」のうち、「デジタル分野・グリーン分野リスクリングプログラムの開発・実施」、「重要分野のプログラムの開発・実施（リスクリング）」、「各分野のエキスパート人材育成に向けたプログラムの開発・実施」に係るもの

5 地方版総合戦略に位置付けられたものであること

地方公共団体の取組は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条及び第10条に規定されている総合戦略に位置付けられたものである必要があること。

第4 地方公共団体と公立大学等が連携して行う取組

地方公共団体と公立大学等が連携して行う取組については、第3の規定にかかわらず、第3の1、2、3及び5を満たす場合には、財政措置の対象とすること。

第5 その他取組推進に当たっての留意事項

- 1 地方公共団体は、「地方大学を活用した雇用創出・若者定着の取組の促進について」（平成27年1月23日付総財務第13号総務大臣通知）も参考に、積極的に大学等と連携した取組を行われないこと。また、特に公立大学は、地方公共団体が設置する大学として、率先して地域課題の解決に取り組む使命を有していることから、積極的に活用されたいこと。

- 2 地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の取組については、地方公共団体及び大学等の連携を前提としたものであるが、それ以外の地元関係者（地元産業界や金融機関、研究機関等）との連携についても、積極的に検討されたいこと。
- 3 文部科学省の補助事業の内容の詳細については、それぞれの事業に係る補助要綱等を参照されたいこと。
- 4 協定の写しの送付について
 - (1) 都道府県は、第3の1(2)の規定による協定を締結したときは、当該協定の写しを総務省に送付するものとする。市町村が第3の1(2)の規定による協定を締結したときは、当該協定の写しを、市町村の属する都道府県を通じて総務省に送付するものとする。
 - (2) 総務省及び都道府県は上記(1)に係る協定の写しの送付を受けた場合等、必要に応じて、当該地方公共団体が実施する取組について助言を行うものとする。
- 5 平成26年度をもって、大学等と連携して行う地域おこし活動に要する経費に関する特別交付税措置については、廃止されていることに留意されたいこと。なお、本要綱に定める要件を満たす場合に限り、大学等と連携して行う地域おこし活動に要する経費であっても財政措置の対象となるものであること。

地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着促進に係る特別
交付税措置について

1 特別交付税措置の対象となる取組及び経費の例は以下のとおり

大学等の取組	地方公共団体の取組 ※〔 〕内は想定される経費
ICT やサテライトキャンパスを活用した都市部の大学との単位互換を通じた地元大学への入学促進	
<p>地方大学進学者がその居住する地域において、都市部の大学の授業を ICT やサテライトキャンパスを活用して受講・単位修得する機会を提供（単位互換により在学している地方大学の単位として認定する）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受講スペースの提供〔施設の借り上げ費〕 ・ 通信費等増嵩経費の一部負担〔通信費〕等を実施
地元企業と学生のマッチングによる地元企業との関わりの強化	
<p>地元産業界と連携した、地元企業における長期インターンシップ等、実践的な職業教育を実施（必須科目化・単位認定）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学や地元企業間の連絡調整〔関係者間の調整に係る旅費、資料作成費〕 ・ インターン先企業の開拓〔企業訪問に係る旅費〕 ・ インターンシップ生の受入れ〔インターンシップ生の旅費、宿泊費〕 ・ 地元産業界から大学への講師派遣支援〔講師の派遣費〕等を実施
地方大学、地方公共団体及び地元企業の共同研究による産業振興	
<p>地元企業との連携により、地域のブランド産品・固有産業技術の開発、地域産品の6次産業化、産品展開のための販路開拓やマーケティングの研究等を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体設立の研究施設（例：産業技術センター）による共同研究〔共同研究経費〕 ・ 研究開発委託〔大学への研究費の支援〕 ・ 大学や地元企業間の連絡調整〔関係者間の調整に係る旅費、資料作成費〕 ・ 販路開拓の支援（物産展への出品等）〔旅費、広報費、会場借り上げ費〕 ・ マーケティング支援〔マーケティングのための委託調査費〕等を実施
地域人材のリスキリングの推進	
<p>大学講師等による地域の社会人等対象のリスキリングプログラムを開講（講師選定、受講生募集、講義の実施等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスキリングプログラム修了生の地域活動等の支援（地域活動・就労等のための地元企業等とのマッチングに係るコーディネーター配置、マッチングサイト運営、修了生の活動旅費・謝金の支払い等）〔人件費、サイト運営費、旅費、謝金〕 ・ リスキリングプログラム開講に係る大学への外部講師派遣・通信経費一部負担等の支援〔講師の派遣費、通信費〕等を実施

2 措置率

0.8（ただし、地方公共団体の財政力に応じ、補正を講じるものであること。）

3 措置上限額

一団体あたり1,200万円を上限とする。（ただし、要綱第4に規定する取組については、2,400万円を上限とする。）

リスクリング・学び直しを含めた人への投資に係る 公立大学等の役割に関する当面の考え方

令和 4 年 1 2 月
活力ある公立大学のあり方に関する研究会

経緯

1. 本研究会の設置の趣旨・目的

- 公立大学を取り巻く状況として、「人への投資」の抜本強化がうたわれるとともに、今年 2 月には総合科学技術・イノベーション会議において、特色ある強みを十分に発揮し、地域の経済社会の発展等へ貢献できるよう「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」が取りまとめられ、骨太方針 2022 においてもこうした方向性のもとでイノベーション創出の拠点である大学の抜本強化を図ることとされている。
- そのような中で、公立大学については、地域に根差した教育・研究機関として、地域人材の育成、地域課題の解決、研究力の強化等が期待されており、そうした役割を果たしていくためには、各大学に所属する研究者が高い研究成果を上げられる環境を整え、地域貢献につながる研究成果を上げられるよう支援していく必要がある。
- そこで、公立大学による研究成果を高めるための課題等を明らかにするとともに、明らかにした課題に対する対応方針を研究することにより、将来にわたって公立大学が地域における役割を果たせるようにするため、令和 4 年 10 月以降「活力ある公立大学のあり方に関する研究会」を開催し、議論を行っている。

2. 人への投資と公立大学

- 人への投資については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和 3 年 11 月 19 日閣議決定）において、「『成長と分配の好循環』の実現を図るため、働く人や成長の恩恵を受けられていない方々への分配機能の強化、リスクリングや労働移動円滑化を含めた『人』への投資を強化する。」とされる等、リスクリング（※）や学び直しに注目する政府の動きがある。
- 公立大学に関しては、教育未来創造会議の第一次提言（令和 4 年 5 月 10 日）において、「地域におけるデジタル・グリーン分野等の人材育成」に関し、大学・専門学校等が地方公共団体や企業等と連携して DX 等成長分野に関してリテラシーレベルの能力取得・リスクリングを実施するプログラムを支援する取組の必要性について言及されている。
- 上述の動向を踏まえ、本研究会において、地域人材の育成等を含めた公立大学の果たすべき役割とその可能性について整理を行う観点から、リスクリング・学び直しを含めた人への投資に関して議論を行ったところである。
- 議論に際しては、公立大学のリスクリングや学び直しに関し、その取組や課題等を明らかにするため、公立大学協会より、公立大学 99 校に対して、リスクリングプログラムやリカレント教育に関するアンケート調査を実施しており、当該調査も参考とした。

※リスクリングの定義については参考資料 1 参照。

本稿においては、ビジネスパーソン等が、職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、デジタル等の必要なスキルを獲得する／させる取組を念頭に置いている。

リスキリング・学び直しを含めた人への投資に関する現状等

1. 人への投資全般

- 医科系や看護系大学、地方創生系学部等、公立大学は、時代によって求められる人材を輩出するために設立されてきた歴史的経緯がある。時代が変化するなかでどのような工夫が可能であるか考え、公立大学がそれぞれの持ち味を生かして、地域貢献に資する人材育成やリスキリングを行っていくことが重要。
- 医療・看護・介護等の専門職のリスキリングのほか、デジタル分野と環境分野は人材ニーズが高まっており、こうした成長分野における人材育成やリスキリングが重要。
- 人口減少で人材が不足するなか、地域の担い手を育てるという点で、公立大学等、地方にある大学への地域人材のリスキリングに係る期待が大きい。公立大学等と設置団体や地方自治体が主体となって、地域の人材を巻き込んでリスキリング等に取り組み、地域の総合力を上げていくことが重要。

2. 公立大学におけるリスキリングプログラムの実施状況

- 公立大学協会のアンケートによると、半数以上の公立大学がリスキリングプログラム・リカレント教育を実施していると回答（参考資料2参照）。
- 公立大学において、リスキリングに関するプログラムを開講している例として、社会人向けに応用基礎的なDX分野の能力を育成するプログラムを開講している例や、社会人向けにスマート農業技術の普及・指導に貢献できる人材を養成するプログラムを開講している例等がある（参考資料3参照）。

3. リスキリングに関する設置団体と公立大学の連携

- リスキリングによって新たな課題に対応できる地域人材の育成を進める観点からは、公立大学はもとより、設置団体においても公立大学と積極的に連携して、公立大学における事業実施上の課題への対応を含め、取組を進めることが期待される（参考資料4参照）。
- また、公立大学の地域貢献の観点から、リスキリングプログラムを履修した後の地域人材の活動支援も行っていくことが望ましいと考えられ、例として、公立大学と設置団体が連携し、リスキリングプログラム修了生が地域でスキルを普及するための活動を支援する枠組を構築している公立大学や、地域の中小企業とリスキリングプログラム受講生とのマッチングプラットフォームを構築予定の公立大学もある。

リスキリング・学び直しを含めた人への投資に関する今後の方向性

- 公立大学等の地域の大学におけるリスキリング・学び直しを含めた人への投資に関しては、例えば、デジタル分野・環境分野、医療・看護・介護等の分野の人材が必要である等、これらの公立大学等と、設置団体等の当該地域の地方公共団体が連携し、リスキリング・学び直しに関する地域社会のニーズを踏まえ、地域の課題解決に必要となる人材育成の方針に関して共通の認識を持って、取組を進めていくことが期待される。
- そして、例えば、公立大学等と設置団体等が協定を締結し、公立大学等における一定時間数以上のリスキリングプログラムの修了生について、設置団体等が修了生の地域活動・就労を支援するためのマッチング制度を構築する等、公立大学等と設置団体等が連携し、地域貢献に資する人材育成やリスキリングを行っていくことが望ましい。
- リスキリングプログラムの実施に際しては、公立大学等の教職員による取組とあわせて、例えば、外部講師の起用やオンデマンド配信の活用等の工夫を行うことが考えられる。また、設置団体等から公立大学等へ外部講師派遣等の支援を行うことも考えられる。
- このほか、リスキリングプログラムの実施に係る予算に関し、公立大学等において、国の補助金等の外部資金の活用や受講料の設定等の工夫を行うことが考えられる。また、国や設置団体等において、プログラム開始時の設備整備の支援や、プログラム運用時の外部講師の起用に係る経費の支援等を行うことも考えられる。

- 参考資料 1** 「リスキリング」の定義について（第 1 回活力ある公立大学のあり方に関する研究会 資料 2-1）
- 参考資料 2** 公立大学協会によるリカレント教育やリスキリングプログラムに関するアンケート調査結果（抜粋）
- 参考資料 3** 公立大学のリスキリングプログラム事例（第 1 回資料 2-3「公立大学の学び直しプログラム取組み事例と課題」抜粋、第 2 回資料 2-2「公立大学の課題と取組み」抜粋）
- 参考資料 4** 公立大学のリスキリングプログラムの事業実施上の課題（設置団体等との連携に関するもの）（公立大学協会によるリカレント教育やリスキリングプログラムに関するアンケート調査結果より作成）

「リスキリング」の定義について

「リスキリング」の定義について、法令上明確なものは存在しないが、現在の政府方針や検討会においては、以下の通りリスキリングの推進について言及されているところ。

1. 政府方針における記載等

○「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」について（R3. 11. 19 閣議決定）

「成長と分配の好循環」の実現を図るため、働く人や成長の恩恵を受けていない方々への分配機能の強化、リスキリングや労働移動円滑化を含めた「人」への投資を強化する。

○デジタル田園都市国家構想基本方針（R4. 6. 7 閣議決定）

デジタル化の進展や社会経済環境の変化が加速し、成長分野への円滑な労働移動の重要性がより高まっていることから、労働者のリスキリングを効率的かつ速やかに推進するとともに円滑な労働移動の仕組みを構築。

○第二百十回国会における岸田内閣総理大臣所信表明演説（R4. 10. 3）

また、リスキリング、すなわち、成長分野に移動するための学び直しへの支援策の整備や、年功制の職能給から、日本に合った職務給への移行など、企業間、産業間での労働移動円滑化に向けた指針を、来年六月までに取りまとめます。

特に、個人のリスキリングに対する公的支援については、人への投資策を、「五年間で一兆円」のパッケージに拡充します。

2. リスキリングに関する言及

○デジタル時代の人材政策に関する検討会（経産省）第2回（令和3年2月）

（委員提出資料より抜粋）

リスキリングとは「新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得する／させること」。近年では、特にデジタル化と同時に生まれる新しい職業や、仕事の進め方が大幅に変わるであろう職業につくためのスキル習得を指すことが増えている。

○デジタル時代の人材政策に関する検討会（経産省）第5回（令和4年3月）「実践的な学びのWG活動結果報告」

デジタル社会における人材像

- ・デジタル社会においては、全ての国民が、役割に応じた相応のデジタル知識・能力を習得する必要がある。
- ・若年層は、小・中・高等学校の情報教育を通じて一定レベルの知識を習得する。

現役のビジネスパーソンの学び直し（＝リスキリング）が重要。

（参考）リカレントに関する言及

学校教育からいったん離れたあとも、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていくことがますます重要になっています。このための社会人の学びをリカレント教育と呼ぶ

※ 厚生労働省ホームページ「リカレント」より抜粋

公立大学協会によるリカレント教育やリスキリングプログラムに関するアンケート調査結果報告

- 1 リカレント教育やリスキリングプログラムの取組状況
- 2 プログラム実施にあたっての課題
- 3 設置自治体等に対する要望

アンケート調査方法等の概要

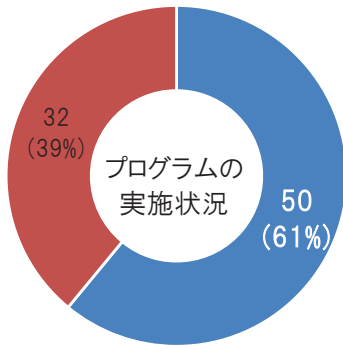
- 調査対象:公立大学協会会員99校
- 調査期間:令和4年10月17日(月)～24日(月)
- 調査方法:回答様式「リカレント・リスキリング調査票」(Excelシート)による記述回答
調査票を記入後、公立大学協会事務局(chosa@kodaikyo.org)宛にメール送付
- 調査項目:全35質問
 - ①リカレント教育・リスキリングプログラム実施の有無
 - ②リカレント教育・リスキリングプログラムについて(プログラム毎)
 - ③リカレント教育・リスキリングに関する学内の実施体制について※ ②, ③において一回答者につき複数回答あった場合は、それぞれ個別の回答として集計
- 回収数
 - 送付数:99通
 - 回答数:82通 (有効回答数:82通)
 - 回収率:82.8%

1 リカレント教育やリスキリングプログラムの取組状況

(1) プログラムの実施状況

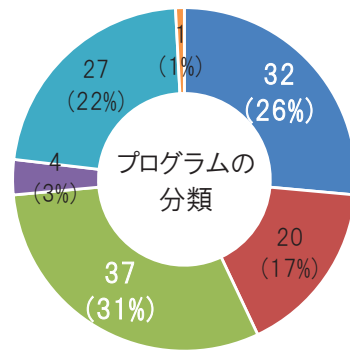
- リカレント教育・リスキリングプログラムを実施していると回答した大学は50校(61%)であり、121のプログラムが実施されている
- プログラムの分類は、公開講座、履修証明プログラムの順に多く、半数を超える
- プログラムの対象者は、専門職、社会人全般の順に多い

(n=82、単位:大学)



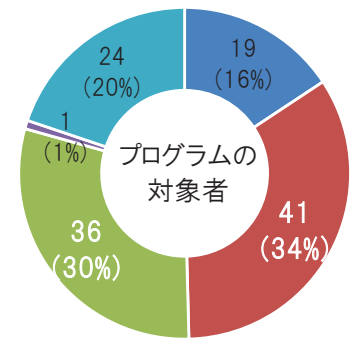
- 実施している
- 実施していない

(n=121、単位:プログラム)



- 履修証明プログラム ※総時間数60時間以上のプログラム
- 正規課程
- 公開講座(市民講座・ワークショップ、等)
- 科目等履修
- その他(セミナー・研修会・受託事業、等)
- 非回答

(n=121、単位:プログラム)



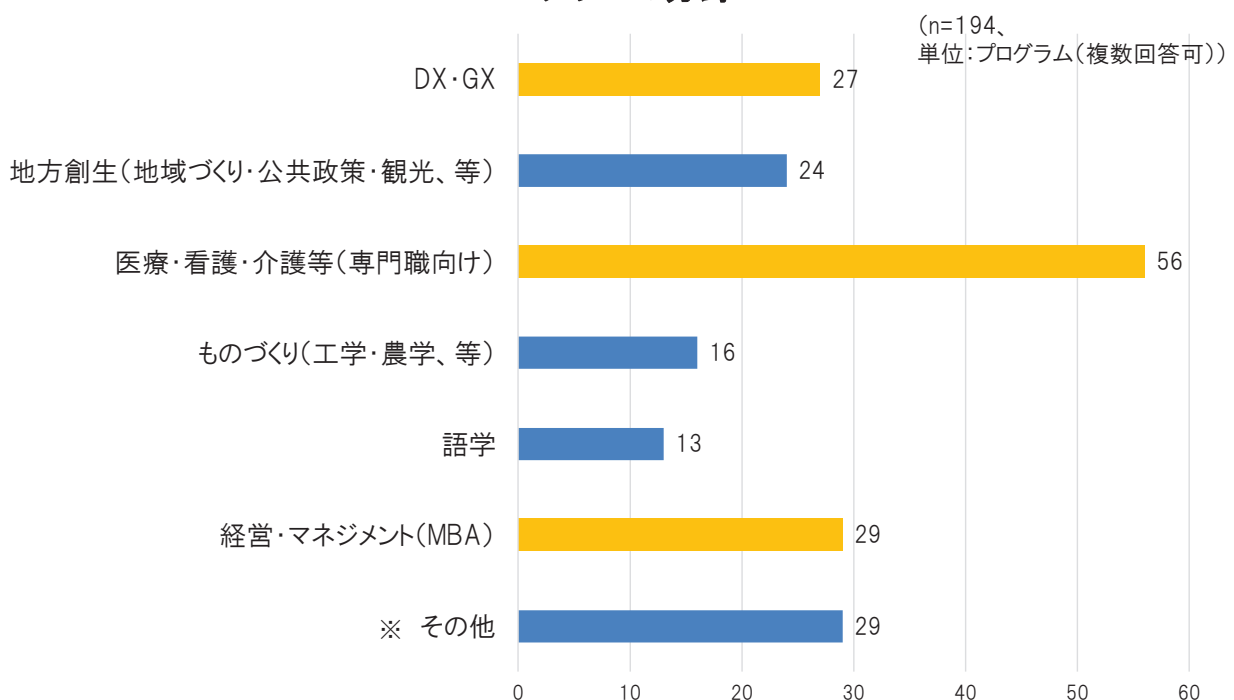
- 特定分野での就業者/就業希望者
- 専門職
- 社会人全般
- 失業者
- その他(地域団体・キャリアアップを目指す女性、等)

2

(2) プログラムの分野

- 医療・看護・介護等専門職向けのプログラム、経営・マネジメント(MBA)、DX・GXに関するプログラムが多い

プログラムの分野



(n=194、
単位:プログラム(複数回答可))

※ キャリアデザイン・ソーシャルデザイン・SDGs・文化・芸術・保育など

3

(3)地域貢献に関する取組の実例

地域貢献を促す仕組み(例)

- 自治体等と連携して講座を実施していることから、地域で人材を活用する枠組みを自治体と共に構築している。
- 修了要件であるリサーチペーパーの作成にあたり、地域の実践的な活動を促している。
- アントレプレナーシップ教育として運用しており、受講者が起業等に関心を持てばそれを支援する体制を構築している。
- スマート農業指導士の活動を通して、スマート農業を体験・実践した農家を増やす。
- 地域内でのICT支援員、デジタル活用支援員への就労を促進している。
- 受講生・研修修了生が大学の実施する地域貢献事業・研究事業に参加、または合同で事業や研究を実施している。
- 社会で活躍できる女性を育成し、社会貢献している。

地域中小企業とのマッチング等の取組(例)

- ウェルカムバック支援プログラムで、受講生と企業とのマッチングを実施している。
- 大学単位ではなく、協会や学会単位での人材のHP等での公開を実施している。
- 初年度であるが、今後は人材プールを構築し、将来的に地域の中小企業と受講生等のニーズに応じたマッチングのプラットフォーム作りを想定している。
- 既にナースセンター(看護協会の職業紹介事業)と協働しており、登録を必須としている。

4

北九州市立大学：人生100年時代の社会人教育 DX人材を育成するプログラム

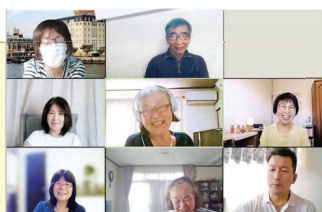
参考資料3

i-Designコミュニティカレッジ

人生100年時代。新たな人生デザインに向けた「大人のための大学」

5つの領域

- 「学問と人生」
- 「地域創生」
- 「こころの科学」
- 「多様な世界との対話」
- 「社会人のためのデータサイエンス基礎」



everiPro/everiGo

DX人材を育成する社会人向け教育



- everiPro** 応用基礎的なDX分野の能力を育成しリスクリングの推進、キャリアアップに繋げる

DXリテラシー
モデル (10名)

おもてなしDX
モデル (5名)

スマートライフケア
モデル (5名)

スマート農業
モデル (5名)

製造業IoT
モデル (5名)

スマートファクトリ
モデル (5名)

AIプログラミング
モデル (5名)

- everiGo** WEB系プログラマ・DX人材育成プログラム IT未経験の失業者をIT人材に育成

使わせる・つくらせるでDX・ITの両輪で育成
現実に多く使用されているWEBシステム開発環境を丸ごと提供
企業講義や自己分析ワーク等でビジネスマインドを醸成



1 学び直しプログラム 取組の事例

(1) 秋田県立大学

農業短期大学が有する
経験を吸収し、さらに発展させることで農業分野の人材養成プログラムを推進。

秋田県立大学:「秋田版スマート農業」による地域の活性化と人材育成

内閣府「地方創生推進交付金(Society5.0タイプ)」を活用した「秋田版スマート農業」の推進

① 課題の抽出と解決

秋田版スマート農業コンソーシアムの設立



- 秋田県の農業の課題を解決することを目的とし、農業関係者・企業・自治体・金融機関等を構成員として、新たにコンソーシアムを設立。
- 大学の研究・技術シーズの農業への適用検討や成果の普及、現場・市場ニーズの収集・マッチング等に取り組む。

② 新たな人材の育成

スマート農業指導士育成育成プログラム



- アグリイノベーション教育研究センターを設置し、社会人向けにスマート農業技術の普及・指導に貢献できる人材を養成するプログラムを開講。
- 文部科学省「職業実践力育成プログラム」(BP)認定

農業を起点とした秋田県の産業振興へとつなげる

※ スマート農業指導士育成プログラムの1年間の時間数について、令和4年度は73時間となります。また、令和5年度は変更となる場合がございます。

4

地方自治体等との連携の課題

参考資料4

- 自治体・国との連携に対する全般的な意見(記述回答)としては、「設置自治体における地域人材ポリシーの明確化」や「受講者ニーズの適切な把握」、「広報・情報発信」を求める意見等があった

主な意見

- 設置自治体の施策や大学の基本理念と関連付けた計画策定やプログラムの構築と整理が課題。
- 設置自治体が地域の課題解決に向けて必要となる人材育成の明確な方針を打ち出し、その中で大学が果たすべき役割について、共通の認識を持つことが必要。
- プログラムを開講しても、人が集まらない。
- 自治体で把握している社会のリカレント・リスキングニーズを具体的に大学に示すことが必要。
- 大学で把握している限りのニーズに合わせて実施しているつもりであるが、実際のニーズについての調査が出来ていない。
- 技術革新のスピードが非常に速い分野における、受講者ニーズの適切な把握が課題である。
- 国や自治体において、受講を希望する方々へ効果的に情報が発信されることを期待している。
- 国や自治体と連携することにより、リカレント教育の質や認知度の向上(リカレント教育等に関する紹介サイトの導入)など、受講生が受講することの価値を高めるとともに、その取組を周知・波及させていくことでさらなる受講生の確保やプログラムの拡大へ進むと考える。

※公立大学協会によるリカレント教育やリスキングプログラムに関するアンケート調査結果報告より作成

設置自治体等に対する要望

現状	国や設置自治体に対する要望
<ul style="list-style-type: none"> ■ 教職員が通常業務と並行してプログラム開発や運営を行う必要があり、十分な質を担保できるマンパワーが不足している ■ 専門性の観点から、科目によっては担当する講師が見つからない 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 適任講師の派遣(人材バンク など) ■ 複数大学の連携を促す支援 ■ 制度的支援(講師の定員別枠措置、受講者の休暇取得、雇用助成 など)
<ul style="list-style-type: none"> ■ 授業料だけでは、運営が成り立たず、国・設置団体からの補助金を前提とした運営となっている ■ 補助金にも時限措置が設けられており、良質なプログラムであっても、見直しの対象となるケースがある ■ 新たな分野の講座の場合、広報費等の立ち上げ費用が別途必要となる 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 恒常的な運営資金への支援 ■ プログラムの整備・運用に関する人員確保等のための財政的支援 ■ 受講者への経済的な支援(受講料補助 など)
<ul style="list-style-type: none"> ■ 設置自治体の施策や大学の基本理念と関連付けた計画策定やプログラムの構築と整理ができていない ■ 設置自治体における地域人材ポリシーが明確でない 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 設置自治体施策との関連付けや位置づけの整理 ■ どのような人材を育成したいか、どのような教育を求めているか、といった情報提供
<ul style="list-style-type: none"> ■ 大学で把握しているニーズに合わせて実施しているが、実際のニーズ調査はできていない ■ 特に技術革新のスピードが速い分野における、受講者ニーズの適切な把握が課題となっている 	

※公立大学協会によるリカレント教育やリスキリングプログラムに関するアンケート調査結果報告より作成

公立大学ガバナンス・コード (第1版)

2023年1月30日

一般社団法人 公立大学協会

目次

はじめに	4
------------	---

基本原則1 公立大学の自主性・自律性に基づいた計画策定と体制構築.....	6
--	----------

- 原則1-1 公立大学のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定
- 原則1-2 目標・戦略を策定・実行・検証する体制の構築
- 原則1-3 自主的・自律的・戦略的な経営及び教学運営の体制構築
- 原則1-4 多様な人材の確保と高度な専門性を有する人材の計画的な育成
- 原則1-5 自ら実行する不断の改革

基本原則2 公立大学の適正な経営の展開	7
----------------------------------	----------

- 原則2-1 学長をはじめとした経営執行部の責務

 - 原則2-1-1 学長の責務
 - 原則2-1-2 学長を支える補佐体制の構築
 - 原則2-1-3 戦略的な資源配分
 - 原則2-1-4 大学の経営執行部に求められる責務

- 原則2-2 大学の経営、教育研究を支える審議機関と監査体制の構築.....

 - 原則2-2-1 外部ステークホルダーを交えた経営審議体制の構築
 - 原則2-2-2 教育研究の質の向上を図るための審議体制の構築
 - 原則2-2-3 大学業務に対する適切な監査体制の構築

- 原則2-3 学長選考機関の責務.....

 - 原則2-3-1 公立大学のミッションを踏まえた責任ある学長の選考
 - 原則2-3-2 学長の解任のための手続きの整備
 - 原則2-3-3 学長の業務執行に関する評価

- 原則2-4 法令遵守とリスクマネジメント.....

 - 原則2-4-1 法定事項に関する適切な情報開示
 - 原則2-4-2 研究活動における倫理の遵守
 - 原則2-4-3 大学特有のリスクに対する備え
 - 原則2-4-4 内部統制の仕組みの整備と運用体制

基本原則3 教育研究の発展..... 10

原則3-1 全学的視点に立った教学マネジメントの実現

原則3-1-1 学位プログラム毎の学修目標と方針の具体化

原則3-1-2 学修目標の達成を支える学修者目線での教育課程の編成

原則3-1-3 教育成果と学修成果の把握と可視化

原則3-2 教育研究の水準の向上を支える内部質保証システムの構築

原則3-2-1 自己点検・評価に基づく教育研究活動の継続的な改善

原則3-2-2 教育の質・学修の質を担保するためのモニタリングと認証評価の活用

基本原則4 地域社会への貢献..... 11

原則4-1 ステークホルダーとの信頼醸成

原則4-1-1 設置自治体との有機的な関係構築

原則4-1-2 産学官連携、生涯教育等を通じた成果の還元による地域社会との関係構築

原則4-1-3 大学の財政基盤に寄与する地域住民等との関係構築

原則4-2 地域の中核を支える共創拠点としての公立大学

原則4-2-1 地域への優れた人材の輩出

原則4-2-2 地域経済・社会を支えるイノベーションの創出

原則4-2-3 共創拠点としてのキャンパス整備

基本原則5 持続可能性・多様性のある社会への対応..... 12

原則5-1 持続可能な社会のための貢献

原則5-2 ダイバーシティ社会への対応・男女共同参画の推進

原則5-3 人権の尊重とハラスメントの防止

はじめに

○ 目的・意義

本コードは、地域の強い要請に応えて地方自治体が自ら設立した公立大学が、その社会的責務を適切に果たすと同時に、多様なステークホルダーとの信頼関係をさらに確かなものにするを目的として、公立大学に共通するガバナンスの基本原則について公立大学協会が示すものである。

大学のガバナンス改革は、2015年に行われた学校教育法の一部改正にも取り上げられたすべての大学における共通課題であり、各々の大学が自主的・自律的に取組まなければならないとされたものである。

しかしながら、公立大学の組織に関しては、自治体が直接設置する場合と、公立大学法人に設置させる場合とでは依って立つ法令が異なる。また、法人設置の場合においても、法人の理事長が大学の学長となることを原則とするものの、設置自治体が定款に定めることにより学長を別に置くことも可能となっていること等により、多様な組織構造が存在する。

このため公立大学は、それぞれが依って立つ法令を遵守し、多様な政策理念を持つ設置自治体との間で大学運営に関する対話を深め、そのうえで大学の教職員とともに教学運営に対する責任を果たすことのできるガバナンスを確立していくことが求められる。本コードはその際に参照されるべき共通理念としての意義を持つものである。

○ 構成

公立大学協会は大学を会員とし、その代表者は学長であることから、本コードは大学及び学長の社会的責任について記述している。ガバナンス・コードはいわゆるソフト・ローと呼ばれるものであり、本コードは法令や公立大学法人の定款に優越するものではない。したがって本コードは、異なる制度基盤を有する公立大学が、それぞれに責任あるガバナンスの体制を構築するための基本原則として作成されている。

本コードは、大きく5つの基本原則から構成される。

基本原則1は、公益性の高い大学として共通的に策定すべき大学運営の骨格となるものとして策定した。

基本原則2は、公立大学の適切な経営の展開について、とりわけ学長のリーダーシップによる意思決定や体制構築、また学長に対する自律的な牽制機能に留意しながら述べたものである。

公立大学法人が設置する大学においては、学長は設置法人の理事長あるいは副理事長の職務も果たすことが法定されており、自ずと法人の経営にあたることになる。一方で、自治体が直接設置する大学では教育公務員特例法に基づいた学長の選考方法など、異なる制度の下にある。ひとつのコードの中に、それらのすべてを示すことはせず、本コードにはあくまでもガバナンスの基本原則を理念として示すものとした。従って各公立大学には、本コードとともに各法令や定款等に基づき、適切な経営の展開を図ることを求めることになる。

基本原則3は公立大学の教育研究の発展に関し講ずべき事項を、基本原則4は公立大学がとり

わけ重きを置く地域社会への貢献について、さらに基本原則5は持続可能性・多様性のある社会への対応について示した。

このような原則を示すことで大学をはじめとして、法人、設置自治体等が果たすこととなる様々な責任について、ガバナンスの観点から対話が深まることが期待される。

○ コンプライ・オア・エクスプレイン

周知のとおりガバナンス・コードは示された原則に準ずるか、原則によらない大学独自の事情がある場合はその理由を説明する(コンプライ・オア・エクスプレイン)という考え方を基礎としている。先述のように公立大学の設置形態ごとに依って立つ法令が異なることや、設置自治体の設置政策の方針が異なることから、本コード策定の目的は画一的に原則に準ずることを優先するものではなく、本コードを基礎において、それぞれの公立大学が様々な成り立ちや歴史的経緯に即した適切なガバナンスを確立し、社会に対する透明性を確保し、関係者への説明責任を果たすために活用していくことが重要となる。

本コードは、公立大学としてのガバナンスについて示すものであるが、適切なガバナンスは大学の努力によってのみ実現されるものではない。そこに関わる設置自治体、市民や企業をはじめとする各種のステークホルダー、学生や教職員それぞれの責任の自覚も求められる。従って、本コードを巡って、公立大学と多くの関係者が、相互理解を深めるための対話を重ねることで、公立大学の改革と設置自治体の発展がもたらされるものと考えられる。

なお、公立大学協会としては、各大学に対して本コードへの適合状況の公表を求めたり、本コードをひな型にした個別大学のガバナンス・コードの策定・公表等を求めたりするものではない。

○ 内容の見直し

本コードに示す各原則は、異なる状況にある公立大学からの意見を踏まえて検討したうえで、なお調整点を残しつつも、公立大学が総体として社会に対する責任を果たすためにまとめられたものである。今後、より適切なコードのあり方に向けた議論の深化を図るとともに、社会状況や制度環境は常に変化するものであり、その変化に即した各原則の見直しが求められる。

こうした見直しの議論を通じて、公立大学に関わる全ての関係者が公立大学のガバナンスについての理解をさらに深めていくことが期待される。

基本原則1 公立大学の自主性・自律性に基づいた計画策定と体制構築

公立大学は、設置自治体を示す設置目的をミッションとして踏まえ、設置自治体から措置される基盤的経費を重要な財源として活用しながら、教育・研究、地域／社会貢献機能を最大限に発揮し、地域の公共的財産として地域社会の発展に貢献する責任を負っている。この責任を果たしていくために、公立大学にはその自主性・自律性に基づいた目標・計画を作成し、それを実現に導くことのできる体制を構築することが求められる。

原則1－1 公立大学のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定

公立大学は、ミッションを踏まえ、その実現のためのビジョン、目標及び具体的な戦略を策定する。また、それらの策定に当たっては、多様な関係者の意見を聴きながら社会の要請の把握に努めるとともに、当該ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋を示すなど、透明性の確保に努めていく。

原則1－2 目標・戦略を策定・実行・検証する体制の構築

公立大学は、ミッションを踏まえ、目標を達成するための戦略を策定・実行するとともに、その成果の検証を行い、目標・戦略の見直しに反映させる仕組みを整備する。その際、大学の活動についてのデータを収集・分析し、意思決定を支援するための IR 機能等の充実など、エビデンスベースによる検証、資源配分の見直しに努めていく。

原則1－3 自主的・自律的・戦略的な経営及び教学運営の体制構築

公立大学は、ミッションを実現するため、設置自治体からの運営費交付金等を重要な財政基盤としていることから、大学内部の人的・物的資源等を戦略的、効率的、効果的に配分するとともに、教職協働により教育・研究・地域／社会貢献機能を最大限発揮できる教学運営の体制を構築する。

原則1－4 多様な人材の確保と高度な専門性を有する人材の計画的な育成

公立大学は、社会に対する役割を継続的に果たしていけるよう、性別や国際性などの観点から多様な人材を確保するとともに、大学経営に必要な能力を備える人材や、教学面の先見性・戦略性を有する人材、地方自治制度や高等教育制度に精通する人材等、高度な専門性を有する人材を長期的な視点に立って計画的に育成する。特に、大学の運営の重要な担い手である事務職員については、中長期的な人材育成計画や人事異動方針等を策定する。

原則1－5 自ら実行する不断の改革

公立大学は、社会が急速に変化する中で、地域社会から欠くべからざる存在であり続けるために、自ら不断の改革を実行するとともに、その成果を積極的に社会に発信する。

基本原則2 公立大学の適正な経営の展開

公立大学が、自主的・自立的な環境の下、教育・研究・地域／社会貢献機能を最大限に発揮し、社会に対する役割を果たし続けるためには、学長がそのリーダーシップを発揮し、迅速・的確な意思決定を可能とする経営体制を構築することが求められる。

またガバナンスの基本要素の一つとしてトップへの牽制機能が求められる。公立大学は、それぞれの制度環境に即して、学長に対する自律的な牽制機能について検討し、強化していく必要がある。

原則2-1 学長をはじめとした経営執行部の責務

原則2-1-1 学長の責務

学長は、基本原則1に掲げる事項を踏まえ、その実現に向けた経営及び教学運営の考え方を明らかにし、教職員の理解を得て、その意欲と能力を引き出すとともに、学生等に対しても情報発信に努めるべきである。また、自大学の教育研究の成果が最大化されるようリーダーシップを発揮するとともに、多様な関係者の意見、期待を踏まえて大学経営を行う。

原則2-1-2 学長を支える補佐体制の構築

学長は、副学長、学長補佐等の人材を適材適所に責任をもって学内外から選任・配置し、自らの意思決定や業務執行へのサポートが機能する体制を整備する。

原則2-1-3 戦略的な資源配分

学長は、原則1-2及び1-3で整備した体制を通じ、予算・人事・組織編制等について、教育・研究・地域／社会貢献機能を最大化するための戦略的な資源配分を行い、その成果を適切に検証する。

原則2-1-4 大学の経営執行部に求められる責務

大学の経営執行部は、大学経営の重要事項について迅速かつ十分な検討等を行うことで、学長の意思決定を支え、大学の適正な経営を確保する。

原則2-2 大学の経営、教育研究を支える審議機関と監査体制の構築

原則2-2-1 外部ステークホルダーを交えた経営審議体制の構築

公立大学は、業務の成果を最大化できる経営を実現するため、多様なステークホルダーの幅広い意見を聴き、その知見を積極的に大学経営に反映させるために経営に関する重要事項を審議する機関などの組織体制を整備する。そうした組織に対しては、その役割を踏まえ適切な議題の設定をはじめ、明確な方針に基づいた委員の選任を行うとともに、外に開かれた組織となるよう学外委員を半数以上で構成するなど、審議を活性化させるため運営方法を工夫する。

原則2-2-2 教育研究の質の向上を図るための審議体制の構築

公立大学は、教育研究の質の向上を図り、教育・研究・地域／社会貢献の機能を最大限発揮できる教学運営を実現するため、教育研究に関する重要事項を審議する機関などの組織体制を整備する。そうした組織に対しては、その責務を十全に果たせるよう、他の会議体との役割分担を明確にし、会議運営を工夫する。

原則2-2-3 大学業務に対する適切な監査体制の構築

公立大学は、監査等の業務を通じて効果的・明示的に牽制機能を果たすことができる体制を整備するとともに、担当する監事等がそれらを適切にチェックできる仕組みを工夫する。

原則2-3 学長選考機関の責務

原則2-3-1 公立大学のミッションを踏まえた責任ある学長の選考

選考機関は、学長の選考や解任、学長の業績評価等を担うこととなる会議体であることから、中立性・公正性を担保するため、外に開かれた組織となるよう選考委員の半数以上を学外委員とするなど、選考委員の選任方法や選考理由については透明性の確保に努めるべきである。そのうえで選考機関は、自らの権限と責任に基づき、学長に求められる人物像(資質・能力等)を明らかにするとともに、広く学内外から学長となるに相応しい者を求め、主体的に選考を行う。

原則2-3-2 学長の解任のための手続きの整備

選考機関は、学長の選考を行うとともに、学長の職務の遂行が適当ではなく引き続き職務を行わせるべきではないと認める場合等においては、任期の途中であっても学長の解任を申し出る役割があり、選考機関は、迅速かつ公正にこれを行うことができるよう、予め学長の解任を申し出るための手続や公表の手順について整備する。

原則2-3-3 学長の業務執行に関する評価

選考機関は、学長の選任の後も、学長の業務が適切に執行されているか評価を行う。評価にあたっては、法人の自己評価など既存の評価を参考にするとともに、教職員等からのヒアリングを行うなど、学長が大学内部において果たしている実態について適切に状況を把握して行うほか、その業務執行能力が著しく劣ると認める場合には解任の申出を検討するなど、選考機関による学長の選考を一過性のものにとすることなく、学長から独立性をもって、組織としてその結果に責任を持つ。

原則2-4 法令遵守とリスクマネジメント

原則2-4-1 法定事項に関する適切な情報開示

公立大学は、設置自治体からの運営費交付金を重要な財政基盤とするとともに、多様な関係者からの財源に支えられた公共体として、多岐にわたる活動それぞれに異なる多様な者からの理解と支持を得るため、公正な運営に努めるとともに透明性の確保が求められる。法令に基づく適切な情報公開を徹底することに加え、大学運営、教育・研究・地域／社会貢献活動に係る様々な情報についても分かりやすく公表する。

原則2-4-2 研究活動における倫理の遵守

公立大学は、所属する研究者一人一人に高い研究倫理を身につけさせることで、組織としての自己規律を図ることが求められる。そのため、適切な環境の整備や研修体制を構築するとともに、若手研究者等が自立して研究活動に取り組める支援体制を構築する。

原則2-4-3 大学特有のリスクに対する備え

公立大学は、大学特有のリスクに対し常に備えることにより、業務の継続性を維持できるよう、必要な体制を整備する。

原則2-4-4 内部統制の仕組みの整備と運用体制

公立大学は、その活動を支える社会からの理解と支持を得て、適切に連携・協働していくためには、大学経営及び教育・研究・地域／社会貢献活動の安定性・健全性を示す必要がある。そのために、自らを律する内部統制システムを運用し、継続的な見直しを図る。

基本原則3 教育研究の発展

公立大学は、地域における高等教育機関の中心的存在として大学が普遍的に有する教育機会の均等の実現、高度な教育による社会の持続的発展を支える高度人材の輩出、社会にとって普遍的な価値をもたらす高度な学術研究の推進、社会の各層に対する大学の知的価値の提供などの社会的貢献等様々な機能を変化させつつ、高度化していく責務がある。

そのため、学長には、その設置目的に示されたミッションとの整合を図りながら、全体として調和のとれた大学運営を実現するために、全学的な視点で行われる教学マネジメントを確立し、教育研究等の質の不断の見直しのためのマネジメントの強化に取り組むことが求められる。

原則3-1 全学的視点に立った教学マネジメントの実現

原則3-1-1 学位プログラム毎の学修目標と方針の具体化

公立大学は、基本原則1で掲げるミッションやビジョンを踏まえ、大学に置かれる学位プログラム毎に学修目標を分かりやすく具体的に設定する。また、その学修目標を達成するために、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針を実質的に機能するよう適切な策定単位で定め、不断の見直しを行う。

原則3-1-2 学修目標の達成を支える学修者目線での教育課程の編成

公立大学は、原則3-1-1で掲げる学修目標を達成するため、個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、学修者の目線に立った教育課程を体系的・組織的に編成する。

原則3-1-3 教育成果と学修成果の把握と可視化

公立大学は、原則3-1-2で掲げる教育課程を通じ、原則3-1-1の学修目標で定めた資質・能力を育成できているかどうか、また学生一人一人が自らの学びによりその資質・能力が獲得できたことを実感・説明できるよう、教育成果と学修成果の把握・可視化に努める。

原則3-2 教育研究の水準の向上を支える内部質保証システムの構築

原則3-2-1 自己点検・評価に基づく教育研究活動の継続的な改善

公立大学は、自己点検・評価のための適当な体制を整えるとともに、適切な項目を定め自己点検・評価を行い、教育研究活動の継続的な改善を図る必要がある。これを機能させるために、教学の取組みを可視化し、改革に資するためのFD、SD及び教学IRを推進すると同時に、必要な高度な専門性の涵養を図りつつ、教職協働の深化に努める。

原則3-2-2 教育の質・学修の質を担保するためのモニタリングと認証評価の活用

公立大学は、原則3-1-3で掲げた取組みを通じて、学修者本人や社会が期待する学修成果を示すことが教育の質保証の観点から重要である。したがって、学修成果の継続的なモニタリングを行い、原則2-4-1で掲げる法定事項のみならず、学修者や社会が求める情報の公表も積極的に進める。また他大学との差異や、それぞれの大学の強みや特色を分析し、打ち出していく上でも重要な仕組みとして、認証評価等の外部評価を活用する。

基本原則4 地域社会への貢献

公立大学は、設置自治体が表示設置目的のもとで、その活動を展開している。公立大学は大学が普遍的に有する教育・研究のみならず、それを通じた地域／社会貢献を行うことが求められる。

その際、公立大学は、地域が持つ歴史的・社会的な現実の中から、自らの教育・研究を発展させる創造的な契機をくみとり、地域社会との新しい関係を作ることによって、その社会的な役割を果たしていくことが求められる。

原則4-1 ステークホルダーとの信頼醸成

原則4-1-1 設置自治体との有機的な関係構築

公立大学は、基本原則1で掲げるミッションやビジョンのもとで取り組まれる諸活動が地域にとってもより有益なものとなるよう、設置自治体と伴走し、相互のコミュニケーションにより信頼を醸成することが重要である。また、設置自治体が定める目標に対し、適切な計画の策定や、効果的・効率的な業務の実施・評価を通じ、相互の理解と調和に基づく適切な大学運営を進めていく。

原則4-1-2 産学官連携、生涯教育等を通じた成果の還元による地域社会との関係構築

公立大学は、人材の育成や地域への定着、産学官連携を通じた地域産業の振興及び社会課題の解決、地域住民への多様な教育機会の提供などの実現に向けて行動することによって、地域社会と相互に信頼関係を構築していく。

原則4-1-3 大学の財政基盤に寄与する地域住民等との関係構築

公立大学は、大学運営の財政を支える地域住民等から理解と支持を得るため、情報公表を通じて透明性を確保しながら、地域に信頼される大学としての存在感を高めていく。

原則4-2 地域の中核を支える共創拠点としての公立大学

原則4-2-1 地域への優れた人材の輩出

公立大学は、大学が持つ資源を活かし地域と協働することで、その地域ならではの質の高い人材育成に取り組むとともに、地域に輩出する人材全体の質の向上に努める。

原則4-2-2 地域経済・社会を支えるイノベーションの創出

公立大学は、優秀な研究者の確保をはじめ、研究の高度化を支援するための人材育成を通じて、地域が抱える様々な課題や取り組むべき事項に対応し、地域経済・社会を支えるイノベーションを創出する。

原則4-2-3 共創拠点としてのキャンパス整備

公立大学は、多様なステークホルダーが関与しながら新たな価値を生み出す共創拠点としての期待も寄せられている。その機能を充実させるためのキャンパス・施設等の整備をはじめ、原則4-2-2で掲げるイノベーション創出のため、多様な人材が交流できる機能を充実させる。

基本原則5 持続可能性・多様性のある社会への対応

大学は世界に開かれ、世界的な普遍的価値を生み出し、あまねく提供する存在となることが求められる。公立大学には、社会の持続的発展のために貢献するとともに、多様な価値観の社会に対応し、すすんで人権の尊重やハラスメントの防止に努めることが求められる。

原則5-1 持続可能な社会のための貢献

公立大学は、持続可能な社会の構築に貢献するため、そのミッションやビジョンに応じ積極的に対応するとともに、地域社会に対して大学の持つ資源や成果を還元していく。

原則5-2 ダイバーシティ社会への対応・男女共同参画の推進

公立大学は、多様性を重んじ、性別、年齢、人種や国籍、障害の有無等にかかわらず、学生や教職員等の能力が最大限発揮できる機会を構築する。また、社会の発展が多様な知識や感性によって牽引されてきたことを踏まえ、学生の社会進出、教職員の採用、幹部職員への登用など、大学におけるあらゆる場面において、男女が共同参画し活躍できるよう各大学において計画的な取組みを進めていく。

原則5-3 人権の尊重とハラスメントの防止

公立大学は、学生・教職員はもとより、大学の諸活動に関わるすべての関係者の人権が尊重されるよう配慮する。大学の構成員一人一人が人権の尊重とハラスメントの防止を自分自身の問題として捉えられるよう、組織的な取組みを進めていく。

公立大学ガバナンス・コードに関するお問い合わせ
一般社団法人公立大学協会事務局
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-8-1 虎の門三井ビル B106
TEL:03-3501-3336 FAX:03-3501-3337 E-mail:jimu@kodaikyo.org

地方公共団体と公立大学等の連携に係る 地方財政措置について (制度・事例紹介)

令和5年12月
総務省自治財政局
財務調査課

地方公共団体と公立大学等の連携のための地方財政措置のあらまし

地方公共団体と大学で連携し、雇用創出や若者定着の取組を実施したい。

【例1】
地方公共団体と大学で連携し、企業との共同研究を通じた産業振興をすすめたい。

【例2】
学生が地元企業に就職するよう、長期インターンシップを企画したい。

【例3】
地元の大学に進学しても、他大学の講座を受講できる仕組みを作りたい。

【例4】
地元のニーズにあった人材を育成するために社会人の学び直し(リスキリング)を推進したい。

【特別交付税】
地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着促進(3～6ページ)

※地方公共団体と大学の間で、数値目標を掲げた「協定」を締結することが必要

※令和5年度より新たに対象

※上記は例示であり、地方公共団体と公立大学等が連携した取組みであれば上記以外も対象になり得る。

公立大学に地域連携を推進するための専門部署で働く職員を新たに配置したい。

公立大学内に地域連携センターを設置しているが、体制を強化したい。

公立大学内に、地域連携を推進する組織を新設・強化するため、施設整備を行いたい。

【特別交付税】
公立大学が設置する地域連携センターの運営(7ページ)

【地方債】
地域貢献・地域連携のための公立大学等施設の整備(8ページ)

地方公共団体と公立大学等の連携に係る地方財政措置（概要）

事業名	財政措置の種類	事業概要	地方公共団体への財政措置	措置イメージ ※地方公共団体の負担（赤字部分）に対し、地方財政措置
地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着促進	特別交付税	地方公共団体と大学等が具体的な数値目標を掲げた「協定」を締結し、連携して行う雇用創出・若者定着促進の取組に係る地方公共団体の負担について、特別交付税措置	$A \times 0.8 \times \alpha$ （ α は財政力補正） A: 左記の取組に要する経費 上限額: 1団体あたり1,200万円（公立大学と連携する取組については、2,400万円）	
公立大学が設置する地域連携センターの運営	特別交付税	公立大学が、地域連携や産学官連携を担う専門の組織（「地域連携センター」）を設置した場合の運営経費について、地方公共団体が運営費交付金等の一般財源で負担している場合、その一部について特別交付税措置	$A \times 0.5 \times \alpha$ （ α は財政力補正） A: 以下のいずれか少ない額 ① 地域連携センターの運営に公立大学が要する経費として総務大臣が調査した額 $\times 0.6$ ② 地域連携センターの運営のために地方公共団体が負担する経費として総務大臣が調査した額	
地域貢献・地域連携のための公立大学等施設の整備	地方債	地方公共団体が単独事業として実施する地域貢献・地域連携を主たる目的とする公立大学等施設の整備について、地域活性化事業債の対象とする	充当率90% （元利償還金に対する交付税措置率30%）	

地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の促進

協定（数値目標の設定※）

国公立大学

【文部科学省】
大学の取組を補助事業(※)に採択
※ 大学による地方創生人材教育プログラム構築事業等

【取組例】

地元の産業界

地域の研究機関

地域の金融機関

地方公共団体

【総務省】
地方公共団体の取組に対し特別交付税措置
※ 措置率0.8(財政力補正あり)
※ 一団体当たり上限1,200万円(公立大学と連携する取組については、2,400万円)

連携

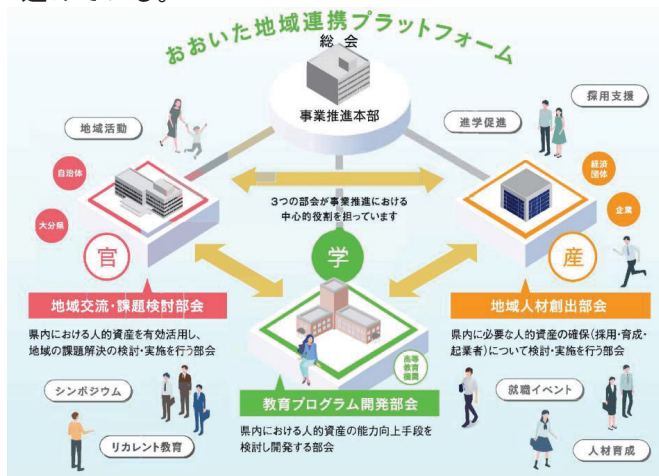
大学等の取組	地方公共団体の取組
【取組例1: 産業振興】 地方大学、地方公共団体及び地元企業の共同研究による産業振興	
地元企業との連携により、地域のブランド産品・固有産業技術の開発、地域産品の6次産業化、産品展開のための販路開拓やマーケティングの研究等を実施	地方公共団体設立の研究施設（例：産業技術センター）による共同研究、研究開発委託、大学や地元企業間の連絡調整、販路開拓の支援（物産展への出品等）、マーケティング支援等を実施
【取組例2: 就職時対策】 地元企業と学生のマッチングによる地元企業との関わり強化	
地元産業界と連携した、地元企業における長期インターンシップ等、実践的な職業教育を実施（必須科目化・単位認定）	大学や地元企業間の連絡調整、インターン先企業の開拓、インターンシップ生の受入れ、地元産業界から大学への講師派遣支援等を実施
【取組例3: 入学時対策】 ICTやサテライトキャンパスを活用した都市部の大学との単位互換を通じた地元大学への入学促進	
地方大学進学者がその居住する地域において、都市部の大学の授業をICTやサテライトキャンパスを活用して受講・単位修得する機会を提供（単位互換により在学している地方大学の単位として認定する）	受講スペースの提供、通信費等増高経費の一部負担等を実施
【取組例4: リスキリング】地域人材のリスキリングの推進（令和5年度より新たに対象）	
大学講師等による地域の社会人等対象のリスキリングプログラムを開講（講師選定、受講生募集、講義の実施等）	<ul style="list-style-type: none"> リスキリングプログラム修了生の地域活動等の支援（地域活動・就労等のための地元企業等とのマッチングに係るコーディネーター配置、マッチングサイト運営、修了生の活動旅費、謝金の支払い等） リスキリングプログラム開講に係る大学への外部講師派遣・通信経費一部負担等の支援

※ 公立大学と連携する取組については、文部科学省の補助事業に採択されないものであっても、地方公共団体の取組に対し特別交付税措置

参考事例①：大分県の取組

概要

大分県内の産業界、高等教育機関、地方公共団体の各事業協働機関が協働及び連携し、恒常的な議論の場を設置するとともに、それぞれの特徴と強みを活かし、地域ニーズを踏まえた高度人材育成や地域活性化のための事業等にオール大分で取り組むことにより、人口減少、高齢化といった地域における課題解決やイノベーションを創設し、地方創生につなげることを目的とし、「おおいた地域連携プラットフォーム」を立ち上げ、様々な地域貢献事業を進めている。



数値目標

・ 県と県内大学等の連携事業数：190件（令和6年度）

※「県内企業等が求める人材育成やマッチング機会の提供、就業意識醸成セミナーの実施など、大学と行政、経済界の連携による県内就職の促進」を目的として、目標指標を設定

事業の効果

・ 県内大学卒業者の県内就職率：28.8%（H31.3）→32.8%（R4.3）

・ 県内短大、高等専門学校卒業者の県内就職率：66.2%（H31.3）→74.6%（R4.3）

4

参考事例②：長崎県の取組

概要

〇地域に根ざした実践的な教育の実施

長崎県立大学と連携し、長期インターンシップ、ビジネス経済の実践、「しま」でのフィールドワークなど地域に根ざした実践的な教育により主体性や課題発見力などを備えた社会が求める人材の育成を行うとともに、地域をフィールドとした教育を行うことで地元定着を推進する。

カリキュラム例

学科	科目名	科目概要
国際経営学科	海外ビジネス研修	本科目は、シンガポール、ベトナム、タイにて短期間の海外インターンシップや就業体験を通じ、そのために必要な知識や実務能力を高め、キャリア形成の動機づけを図ることを目的とした実習プログラムである。
公共政策学科	公共機関インターンシップ 公共政策実習	本学指定の官公庁、非営利団体等の期間において一定期間就業体験を行い、実社会の経験を積むことで将来についての考えを深め、目的意識を形成すると同時に、社会的課題に対する調査・分析手法を応用する力を養うことをねらいとする。
実践経済学科	企業インターンシップ	佐世保商工会議所加盟企業等の協力を得て、2週間程度の就業体験を行う。学生が自らの専攻や将来のキャリア・関心等に関連した就業体験を通じ、業務に必要な知識や技能・技術を学習する。また、事前に課題を与えていただき、課題解決型インターンシップに取り組む。これにより企業・団体への理解を深め、職種に対する適性を自ら明らかにするとともに、職業意識の向上を図る。
全学科	しまのフィールドワーク	長崎県の離島(しま)の課題等に対し、しまにおける主体的・実践的なフィールドワークを通して、学生自身が解決策や対応方法を考えることで、課題発見力、分析力、積極性、協調性など社会人として求められる能力を涵養する。

数値目標

・ 令和7年度末の県立大学卒業者の県内就職率：44.0%以上（基準年であるH30年度から10%向上）

事業の効果

・ 県立大学卒業者の県内就職率：28.8%（R2.3）→33.2%（R4.3）

5

参考事例③：富山県の取組

概要

【「くすりのシリコンバレーTOYAMA」創造コンソーシアムサマースクール】

- 全国の薬学部・理系学生を対象に、富山大学・富山県立大学において薬学系カリキュラムを提供し、県内製薬企業への就職者増を目指す。
※提供するカリキュラムには製薬企業の先輩社員とのweb交流も含む

	R2	R3	R4
受講者数	58名	75名	92名
県内製薬企業就職者数	3名	3名	8名

【若年人材の確保(Tターン就職の推進・インターンシップの促進)】

● Tターン(県内大学生の県内就職)推進強化事業

- ・ 県内の各大学と連携して、学生と県内企業に就職した若手社員との交流会（Tターンカフェ）の実施
- ・ 県内中小企業の学生採用を支援するため、企業の採用担当者等を対象としたセミナー（採用力向上セミナー）の開催

● 地域の多様なインターンシップ創出事業

インターンシップ推進センターを設置し、以下の支援を実施

- ・ インターンシップマッチングサイト「インターンシップナビとやま」の運営
- ・ 企業と大学生等のマッチング等支援
- ・ コーディネーターの企業への個別訪問・インターンシップ導入支援
- ・ 県外学生に対する県内インターンシップ実施企業のPR
- ・ 中小企業向けインターンシップ導入セミナーの開催
- ・ インターンシップ企業説明会(WEB)の開催



(Tターンカフェの様子)

数値目標

- ・ 令和6年度県内大学等新規学卒者の県内就職率：67.5%

事業の効果

- ・ 県内大学等新規学卒者の県内就職率：61.3%(H31.3) → 62.5%(R5.3)

6

公立大学が設置する地域連携センターの運営

概要

公立大学が地域連携センターを運営するに当たり必要となる以下の経費について、当該大学の設置団体が運営費交付金等により一般財源による負担を行っている額を算定の対象とする。なお、対象となる地域連携センターは、公立大学法人の中期計画等に位置づけられているなど、地方団体との連携が明確であり、かつ、学部横断的な取組を実施しているものとする。

(対象経費の例)

- ・ 地域連携センターに配属されている専任の教授や専任の職員の給与・報酬
- ・ 知的財産の管理や公開講座の実施等のために必要な事務費
- ・ 地元企業と連携したインターンシップや説明会、その他の地方団体等と連携した事業を実施するための事業費
- ・ その他地方団体との連携に必要な経費

算定方法

$A \times 0.5 \times a$ (aは財政力補正係数)

A：以下のいずれか少ない額

- ① 地域連携センターの運営に公立大学が要する経費として総務大臣が調査をした額×0.6
- ② 地域連携センターの運営のために地方公共団体が負担する経費として総務大臣が調査をした額

事例

(※いずれの事例も、近年本制度を活用して、地域連携センターの専任職員を増員)



(参考① 公立大学法人岩手県立大学 研究・地域連携本部)



(参考② 公立大学法人秋田公立美術大学 アーツセンターあきた)



(参考③ 公立大学法人福山市立大学 教育研究交流センター)

7

地域貢献・地域連携のための公立大学等施設の整備

- 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元年12月20日閣議決定）において、地域の産業・企業と地方大学との連携等による継続的な地域発イノベーション等の創出や、特色ある地方創生のための地方大学の振興等の取組が位置付け。
- 公立の大学・短期大学・高等専門学校（以下「公立大学等」）を設置する地方団体は、地方版総合戦略において公立大学等を地方創生の一拠点に位置付けており、デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）においても、地方大学の活性化に向けた取組を総合的に進めることとされている。
- これらを踏まえ、地方団体が単独事業として実施する、**地域貢献・地域連携を主たる目的とする公立大学等施設の整備**※について、**地域活性化事業債（充当率90%、元利償還金に対する交付税措置率30%）の対象**とする。

※買取りは除く。

地域活性化事業に追加する施設類型

「地域を支える人材の育成及び確保を図るための施設の整備」を対象とする事業区分「**人材力の活性化**」に、「**地域貢献・地域連携を主たる目的とする公立大学等施設の整備**」として以下の施設類型を例示する。

①産学連携拠点施設	地域企業との共同研究・設備の共同利用、オープンラボなど、産学連携の拠点となる施設
②サテライトキャンパス	（主に郊外の大学が街中に整備する）住民向け公開講座やリカレント教育、地域課題解決型の教育研究活動の拠点となる施設
③地域交流拠点施設	多目的ホール・会議室の開放、生涯学習講座の開催など、地域住民に交流の場を提供するための施設
④地域連携センター	地域課題・ニーズと学内資源・シーズとのマッチング調整を行うなど、地域と大学の連携拠点となる施設

※これらは例示のための便宜的な施設類型であり、複数の機能を有する施設整備も対象となる。



（参考①）公立大学法人宮城大学・研究推進・地域未来共創センター



（参考②）公立大学法人福知山公立大学・サテライトキャンパス

8

問い合わせ先

総務省自治財政局財務調査課 03-5253-5647

koudaihou@soumu.go.jp

※大学担当者からのお問い合わせについては、一般社団法人公立大学協会でもお受け致します。（03-3501-3336）

9